

大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の  
持分の認定に係る実態と問題点に関する実証的研究

**Empirical study on the actual conditions and problems concerning the  
identification of inventors and certification of the share of ownership rights  
for patentable inventions in the application for patent in the collaborative  
research between university and industry**

2006年5月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

## はじめに

1980年代中盤からのアメリカのプロパテント政策は、日本の産業界にも大きな影響を及ぼし、今日、知的財産権の重要度は益々高まっている。こうした流れは、知的財産を数多く生み出す日本の大学をも必然的に巻き込むこととなった。2004年度の国立大学法人化を機に、大学教員の発明等の知的財産は、教員個人の帰属から大学組織の帰属へと大幅な転換が進んだ。こうして、大学で生じた発明の有効な管理活用は、大学が新たに担った課題となった。

しかし、一方で、従来横並びの社会風潮が強かった日本の産業界では、個人の能力に依拠した「発明」というものに対して高い評価を与えず、知的財産権に関する認識が希薄であった。このため、発明に直接関与していない上司などが発明者として記載され、特許出願されるというような事態も生じている。

また、発明が機関帰属になる以前の大学では、発明から生み出される利益については権利意識が希薄である場合が多いため、わずかな共同研究費や奨学寄附金で満足し、発明を全て企業に譲渡していた場合も多かった。こうした産業界と教員との間に、知的財産管理を始めたばかりの大学組織が入り込むことによって、様々な問題が明らかになり、とまどいながら、最善の方向を目指して対処していこうとしているのが現在の状況であろう。

大学から生み出された知的財産の有効な活用方法については、今後、産学両者の協力と試行錯誤の中で様々に開発されていくことと思うが、それ以前に、「発明者の特定」や「発明者の持分割合の決定」など、発明に関する基本的な事項の特定について、大学組織の中でもきちんと整理しておくことは重要なことである。

本研究では、産学連携における発明者の特定や発明者の持分割合の決定時に生じた問題等について全国公私立大学に対して実態調査を実施し、それらの結果の概要については第1章にまとめた。当該調査の詳細なデータについては、巻末の「資料編」にまとめてある。また、第2章では、今回の調査結果を踏まえ、大学で現実に生じた問題の原因や、その解決方法の検討を行った。これらの検討結果が各大学で同様の問題を生じた場合の参考となれば幸いである。

なお、本研究は、2005年度 筑波大学システム情報工学研究科教員当教育研究基盤経費重点配分ほかの経費によって実施したものである。

2006年5月

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

講師 新谷 由紀子

教授 菊本 虔

大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の  
持分の認定に係る実態と問題点に関する実証的研究

目 次

はじめに

第 1 章	大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の持分の認定に係る実態と問題点に関する実証的研究アンケート調査結果	
第 1 節	本調査研究の目的	1
第 2 節	本研究の方法	2
第 3 節	調査の対象	3
第 4 節	回答率	12
第 5 節	調査結果の概要	
	1. 発明の取扱い一般について	
	(1) 職務発明の権利の帰属先	13
	(2) 大学が発明の権利を承継する場合の手続き	
	①承継判定	16
	②出願期間	16
	③発明者に返還した場合の大学の権利	17
	2. 共同研究等における発明者の特定について	
	(1) 発明者の特定方法	18
	(2) 発明者の特定に関わる問題	21
	3. 共同研究等における発明者の持分の認定について	
	(1) 発明者の持分割合の決定方法	22
	(2) 発明者の持分割合の決定に関わる問題	26
	4. その他の知的財産処理上の問題点等	27
第 6 節	調査結果のまとめ	29
第 2 章	発明者の特定と発明の持分割合の決定に関する考察	
第 1 節	大学における発明の権利	33
第 2 節	発明者の特定に関する問題の検討	
	1. 発明者の特定に関する問題の発端	38
	2. 企業における発明者の特定	39
	3. 発明者に関する学説・判例	41
	(1) 発明者の権利	42
	(2) 真の発明者の出願	44
	4. アメリカにおける発明者の特定	46

5. 発明者の特定が厳格になされない理由	48
第3節 発明者の持分割合の決定に関わる問題の検討	
1. 企業における発明者の持分割合の決定との比較	50
2. 共同研究における大学の負担	53
第4節 まとめ	58
おわりに	60
<b>【資料編】</b>	
1. 大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の持分の認定に係る実態と問題点に関する実証的研究アンケート調査結果の集計	61
2. 調査票	98

## 第1章 大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の持分の認定に係る実態と問題点に関する実証的研究アンケート調査結果

### 第1節 本調査研究の目的

今日、日本の大学の保有する優れた知的財産を活用した技術革新がこれまで以上に期待を集め、社会的に益々重要性を増している。大学自体も2004年度の国立大学法人化等、内部の環境が劇的に変化しつつあり、社会貢献や外部資金獲得などの目的で積極的に産業界と接触を持ち始めている。こうした中、企業と大学との共同研究による知的財産権の発生は急増しているが、その発生過程、契約条件などに関して、現場ではトラブルも生じている。これは、一方に、営利目的の企業原理の作用や日本独特の社会慣行があり、他方に大学の契約締結の経験の少なさ、現場の教員の権利意識の希薄さなどがある中で、その他様々な要因が絡み合っ発生していると考えられる。殊に、共同研究過程における発明者の特定や特許出願の際の持分の認定があいまいな形で処理される場合は多く、後になって問題を生じるケースも出てきている。

こうした状況を受けて、今回、全国の国公立大学に対して、発明者の特定や特許出願の際の持分の認定などに関わる問題点等を中心に、知的財産の処理状況の実態に関するアンケート調査を実施した。これによって、発明等の知的財産が発生した場合の、発明者の特定方法や合理的な知的財産権の持分割合の決定方法等についての課題を解決すべく検討を行うことが本調査の目的である。

## 第2節 本研究の方法

本研究では、全国の国公私立大学に対し、大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の持分の認定について、電子メールによるアンケート調査を実施した。

対象については、原則として、全国の国公私立大学の知的財産担当宛 711 か所である。

なお、産学官連携窓口は、神戸大学イノベーション支援本部・連携創造センター編集・発行『CONTACT'05 我が国の国公私立大学・高等専門学校等の産学官連携機関と窓口』（2005.3）と『CONTACT'04 我が国の国公私立大学・高等専門学校等の産学官連携機関と窓口』（2004.3）の中に記載のある産学官連携機関窓口を参考にした。

### 【調査対象標本数】

国立大学	87 校
公立大学	73 校
私立大学*	551 校
合 計	711 校

\* 複数の大学を持つ学校法人がまとめて1つの回答をした場合が含まれており、対象数は実数よりも少ない。

アンケート調査票の発送は2005年11月18日に行い、調査票の返送の締切りは2005年12月15日とした。

### 第3節 調査の対象

調査の対象は、前述のとおり全国の国公私立大学 711 か所の知的財産担当宛である。質問紙送付先の大学名称は表 1-3-1～1-3-3 参照。

表 1-3-1 調査票送付先 (国立大学 87 校所)

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	北海道大学	34	長岡技術科学大学	67	山口大学
2	北海道教育大学	35	上越教育大学	68	徳島大学
3	室蘭工業大学	36	富山大学	69	鳴門教育大学
4	小樽商科大学	37	富山医科薬科大学	70	香川大学
5	帯広畜産大学	38	金沢大学	71	愛媛大学
6	旭川医科大学	39	福井大学	72	高知大学
7	北見工業大学	40	山梨大学	73	福岡教育大学
8	弘前大学	41	信州大学	74	九州大学
9	岩手大学	42	岐阜大学	75	九州工業大学
10	東北大学	43	静岡大学	76	佐賀大学
11	宮城教育大学	44	浜松医科大学	77	長崎大学
12	秋田大学	45	名古屋大学	78	熊本大学
13	山形大学	46	愛知教育大学	79	大分大学
14	福島大学	47	名古屋工業大学	80	宮崎大学
15	茨城大学	48	豊橋技術科学大学	81	鹿児島大学
16	筑波大学	49	三重大学	82	鹿屋体育大学
17	宇都宮大学	50	滋賀大学	83	琉球大学
18	群馬大学	51	滋賀医科大学	84	政策研究大学院大学
19	埼玉大学	52	京都大学	85	北陸先端科学技術大学院大学
20	千葉大学	53	京都教育大学	86	奈良先端科学技術大学院大学
21	東京大学	54	京都工芸繊維大学	87	総合研究大学院大学
22	東京医科歯科大学	55	大阪大学		
23	東京外国語大学	56	大阪外国語大学		
24	東京学芸大学	57	大阪教育大学		
25	東京農工大学	58	兵庫教育大学		
26	東京芸術大学	59	神戸大学		
27	東京工業大学	60	奈良教育大学		
28	東京海洋大学	61	奈良女子大学		
29	お茶の水女子大学	62	和歌山大学		
30	電気通信大学	63	鳥取大学		
31	一橋大学	64	島根大学		
32	横浜国立大学	65	岡山大学		
33	新潟大学	66	広島大学		



表 1-3-2 調査票送付先（公立大学：73校）

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	釧路公立大学	34	静岡県立大学	67	長崎県立大学
2	公立ほこだて未来大学	35	愛知県立大学	68	熊本県立大学
3	札幌医科大学	36	愛知県立看護大学	69	大分県立看護科学大学
4	青森県立保健大学	37	愛知県立芸術大学	70	宮崎県立看護大学
5	青森公立大学	38	名古屋市立大学	71	宮崎公立大学
6	岩手県立大学	39	三重県立看護大学	72	沖縄県立看護大学
7	宮城大学	40	滋賀県立大学	73	沖縄県立芸術大学
8	秋田県立大学	41	京都市立芸術大学		
9	国際教養大学	42	京都府立大学		
10	山形県立保健医療大学	43	京都府立医科大学		
11	会津大学	44	大阪市立大学		
12	福島県立医科大学	45	大阪府立大学		
13	茨城県立医療大学	46	神戸市外国語大学		
14	群馬県立県民健康科学大学	47	神戸市看護大学		
15	群馬県立女子大学	48	兵庫県立大学		
16	高崎経済大学	49	奈良県立大学		
17	前橋工科大学	50	奈良県立医科大学		
18	埼玉県立大学	51	和歌山県立医科大学		
19	首都大学東京	52	島根県立大学		
20	神奈川県立保健福祉大学	53	岡山県立大学		
21	横浜市立大学	54	尾道大学		
22	新潟県立看護大学	55	県立広島大学		
23	富山県立大学	56	広島市立大学		
24	石川県立大学	57	下関市立大学		
25	石川県立看護大学	58	山口県立大学		
26	金沢美術工芸大学	59	香川県立保健医療大学		
27	福井県立大学	60	愛媛県立医療技術大学		
28	都留文科大学	61	高知女子大学		
29	山梨県立大学	62	北九州市立大学		
30	長野県看護大学	63	九州歯科大学		
31	岐阜県立看護大学	64	福岡県立大学		
32	岐阜薬科大学	65	福岡女子大学		
33	情報科学芸術大学院大学	66	県立長崎シボルト大学		

表 1-3-3 調査票送付先（私立大学：551校）

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	浅井学園大学	34	尚綱学院大学	67	共愛学園前橋国際大学
2	旭川大学	35	仙台大学	68	群馬社会福祉大学
3	札幌大学	36	仙台白百合女子大学	69	群馬パース大学
4	札幌学院大学	37	東北学院大学	70	上武大学
5	札幌国際大学	38	東北工業大学	71	創造学園大学
6	星槎大学	39	東北生活文化大学	72	高崎健康福祉大学
7	千歳科学技術大学	40	東北福祉大学	73	高崎商科大学
8	天使大学	41	東北文化学園大学	74	東京福祉大学
9	道都大学	42	東北薬科大学	75	跡見学園女子大学
10	苫小牧駒澤大学	43	宮城学院女子大学	76	浦和大学
11	日本赤十字北海道看護大学	44	秋田看護福祉大学	77	大宮法科大学院大学
12	函館大学	45	秋田経済法科大学	78	共栄大学
13	藤女子大学	46	東北芸術工科大学	79	埼玉医科大学
14	北星学園大学	47	東北公益文科大学	80	埼玉学園大学
15	北海学園大学	48	いわき明星大学	81	埼玉工業大学
16	北海学園北見大学	49	奥羽大学	82	十文字学園女子大学
17	北海道医療大学	50	郡山女子大学	83	城西大学
18	北海道工業大学	51	東日本国際大学	84	尚美学園大学
19	北海道情報大学	52	福島学院大学	85	女子栄養大学
20	北海道文教大学	53	茨城キリスト教大学	86	駿河台大学
21	北海道薬科大学	54	筑波学院大学	87	聖学院大学
22	酪農学園大学	55	つくば国際大学	88	西武文理大学
23	稚内北星学園大学	56	常磐大学	89	東京国際大学
24	青森大学	57	流通経済大学	90	東邦音楽大学
25	青森中央学院大学	58	足利工業大学	91	獨協大学
26	東北女子大学	59	国際医療福祉大学	92	日本工業大学
27	八戸大学	60	作新学院大学	93	日本薬科大学
28	八戸工業大学	61	自治医科大学	94	人間総合科学大学
29	弘前学院大学	62	獨協医科大学	95	文教大学
30	岩手医科大学	63	那須大学	96	平成国際大学
31	富士大学	64	白鷗大学	97	武蔵野学院大学
32	盛岡大学	65	文星芸術大学	98	明海大学
33	石巻専修大学	66	関東学園大学	99	ものづくり大学

No.	大学名
100	愛国学園大学
101	江戸川大学
102	川村学園女子大学
103	神田外語大学
104	敬愛大学
105	国際武道大学
106	秀明大学
107	淑徳大学
108	城西国際大学
109	聖徳大学
110	清和大学
111	千葉科学大学
112	千葉経済大学
113	千葉工業大学
114	千葉商科大学
115	中央学院大学
116	帝京平成大学
117	東京基督教大学
118	東京歯科大学
119	東京情報大学
120	東京成徳大学
121	東洋学園大学
122	日本橋学館大学
123	麗澤大学
124	和洋女子大学
125	青山学院大学
126	亜細亜大学
127	上野学園大学
128	桜美林大学
129	大妻女子大学
130	嘉悦大学
131	学習院大学
132	学習院女子大学

No.	大学名
133	北里大学
134	共立女子大学
135	共立薬科大学
136	杏林大学
137	国立音楽大学
138	慶應義塾大学
139	恵泉女学園大学
140	工学院大学
141	國學院大學
142	国際基督教大学
143	国際仏教学大学院大学
144	国士舘大学
145	駒澤大学
146	駒沢女子大学
147	実践女子大学
148	芝浦工業大学
149	順天堂大学
150	上智大学
151	昭和大学
152	昭和女子大学
153	昭和薬科大学
154	白梅学園大学
155	白百合女子大学
156	杉野服飾大学
157	成蹊大学
158	成城大学
159	聖心女子大学
160	清泉女子大学
161	聖母大学
162	聖路加看護大学
163	専修大学
164	創価大学
165	大正大学

No.	大学名
166	大東文化大学
167	高千穂大学
168	拓殖大学
169	多摩大学
170	玉川大学
171	多摩美術大学
172	中央大学
173	津田塾大学
174	帝京大学
175	デジタルハリウッド大学
176	学校法人東海大学
	内 訳
	北海道東海大学 東海大学 九州東海大学
177	東京医科大学
178	東京医療保健大学
179	東京音楽大学
180	東京家政大学
181	東京家政学院大学
182	東京経済大学
183	東京工科大学
184	東京工芸大学
185	東京慈恵会医科大学
186	東京純心女子大学
187	東京女学館大学
188	東京女子大学
189	東京女子医科大学
190	東京女子体育大学
191	東京神学大学
192	東京聖栄大学
193	東京造形大学
194	東京電機大学
195	東京農業大学

No.	大学名	
196	東京富士大学	
197	東京薬科大学	
198	学校法人東京理科大学	
	内 訳	東京理科大学
		諏訪東京理科大学
		山口東京理科大学
199	東邦大学	
200	桐朋学園大学	
201	東洋大学	
202	二松学舎大学	
203	日本大学	
204	学校法人日本医科大学	
	内 訳	日本医科大学
		日本獣医畜産大学
205	日本歯科大学	
206	日本社会事業大学	
207	日本女子大学	
208	日本女子体育大学	
209	日本赤十字看護大学	
210	日本体育大学	
211	日本文化大学	
212	ビジネス・ブレークスルー大学院大学	
213	文化女子大学	
214	文京学院大学	
215	法政大学	
216	星薬科大学	
217	武蔵大学	
218	武蔵工業大学	
219	武蔵野大学	
220	武蔵野音楽大学	
221	武蔵野美術大学	
222	明治大学	
223	明治学院大学	

No.	大学名
224	明治薬科大学
225	明星大学
226	目白大学
227	立教大学
228	立正大学
229	ルーテル学院大学
230	LEC東京リーガルマインド大学
231	和光大学
232	早稲田大学
233	麻布大学
234	神奈川大学
235	神奈川工科大学
236	神奈川歯科大学
237	鎌倉女子大学
238	関東学院大学
239	相模女子大学
240	産能大学
241	松蔭大学
242	湘南工科大学
243	情報セキュリティ大学院大学
244	昭和音楽大学
245	女子美術大学
246	聖マリアンナ医科大学
247	洗足学園音楽大学
248	鶴見大学
249	田園調布学園大学
250	桐蔭横浜大学
251	東洋英和女学院大学
252	フェリス女学院大学
253	八洲学園大学
254	横浜商科大学
255	敬和学園大学
256	国際大学

No.	大学名
257	長岡大学
258	長岡造形大学
259	新潟医療福祉大学
260	新潟経営大学
261	新潟工科大学
262	新潟国際情報大学
263	新潟産業大学
264	新潟青陵大学
265	新潟薬科大学
266	高岡法科大学
267	桐朋学園大学院大学
268	富山国際大学
269	金沢医科大学
270	金沢学院大学
271	金沢工業大学
272	金沢星稜大学
273	金城大学
274	北陸大学
275	仁愛大学
276	福井工業大学
277	健康科学大学
278	帝京科学大学
279	身延山大学
280	山梨英和大学
281	山梨学院大学
282	清泉女学院大学
283	長野大学
284	松本大学
285	松本歯科大学
286	朝日大学
287	岐阜経済大学
288	岐阜女子大学
289	岐阜聖徳学園大学

No.	大学名
290	中京学院大学
291	中部学院大学
292	東海女子大学
293	静岡英和学院大学
294	静岡産業大学
295	静岡福祉大学
296	静岡文化芸術大学
297	静岡理工科大学
298	聖隷クリスティー大学
299	常葉学園大学
300	浜松大学
301	浜松学院大学
302	光産業創成大学院大学
303	富士常葉大学
304	愛知大学
305	愛知医科大学
306	愛知学院大学
307	愛知学泉大学
308	愛知工科大学
309	愛知工業大学
310	愛知産業大学
311	愛知淑徳大学
312	愛知新城大谷大学
313	愛知文教大学
314	愛知みずほ大学
315	桜花学園大学
316	金城学院大学
317	椙山女学園大学
318	星城大学
319	大同工業大学
320	中京大学
321	中京女子大学
322	中部大学

No.	大学名
323	東海学園大学
324	同朋大学
325	東邦学園大学
326	豊田工業大学
327	豊橋創造大学
328	名古屋音楽大学
329	名古屋外国語大学
330	名古屋学院大学
331	名古屋学芸大学
332	名古屋経済大学
333	名古屋芸術大学
334	名古屋産業大学
335	名古屋商科大学
336	名古屋女子大学
337	名古屋造形芸術大学
338	名古屋文理大学
339	南山大学
340	日本赤十字豊田看護大学
341	日本福祉大学
342	人間環境大学
343	藤田保健衛生大学
344	名城大学
345	皇學館大学
346	鈴鹿医療科学大学
347	鈴鹿国際大学
348	三重中京大学
349	四日市大学
350	成安造形大学
351	聖泉大学
352	長浜バイオ大学
353	びわこ成蹊スポーツ大学
354	大谷大学
355	京都外国語大学

No.	大学名
356	京都学園大学
357	京都光華女子大学
358	京都嵯峨芸術大学
359	京都産業大学
360	京都情報大学院大学
361	京都女子大学
362	京都精華大学
363	京都造形芸術大学
364	京都創成大学
365	京都橘大学
366	京都トキワ女子大学
367	京都文教大学
368	京都薬科大学
369	種智院大学
370	同志社大学
371	同志社女子大学
372	花園大学
373	佛教大学
374	平安女学院大学
375	明治鍼灸大学
376	立命館大学
377	龍谷大学
378	藍野大学
379	大阪青山大学
380	大阪医科大学
381	大阪音楽大学
382	大阪学院大学
383	大阪経済大学
384	大阪経済法科大学
385	大阪芸術大学
386	大阪工業大学
387	大阪国際大学
388	大阪産業大学

No.	大学名
389	大阪歯科大学
390	大阪樟蔭女子大学
391	大阪商業大学
392	大阪女学院大学
393	大阪成蹊大学
394	大阪体育大学
395	大阪電気通信大学
396	大阪人間科学大学
397	大阪明浄大学
398	大阪薬科大学
399	大谷女子大学
400	追手門学院大学
401	関西大学
402	関西医科大学
403	関西外国語大学
404	関西鍼灸大学
405	関西福祉科学大学
406	近畿大学
407	四條畷学園大学
408	四天王寺国際仏教大学
409	摂南大学
410	千里金蘭大学
411	相愛大学
412	太成学院大学
413	帝塚山学院大学
414	常磐会学園大学
415	梅花女子大学
416	羽衣国際大学
417	阪南大学
418	東大阪大学
419	プール学院大学
420	桃山学院大学
421	芦屋大学

No.	大学名
422	英知大学
423	大手前大学
424	関西国際大学
425	関西福祉大学
426	関西学院大学
427	近畿福祉大学
428	甲子園大学
429	甲南大学
430	甲南女子大学
431	神戸海星女子学院大学
432	神戸学院大学
433	神戸芸術工科大学
434	神戸国際大学
435	神戸松蔭女子学院大学
436	神戸情報大学院大学
437	神戸女学院大学
438	神戸女子大学
439	神戸親和女子大学
440	神戸ファッション造形大学
441	神戸薬科大学
442	神戸山手大学
443	聖和大学
444	園田学園女子大学
445	宝塚造形芸術大学
446	姫路獨協大学
447	兵庫大学
448	兵庫医科大学
449	武庫川女子大学
450	流通科学大学
451	畿央大学
452	帝塚山大学
453	天理大学
454	奈良大学

No.	大学名
455	奈良産業大学
456	高野山大学
457	鳥取環境大学
458	岡山学院大学
459	岡山商科大学
460	岡山理科大学
461	川崎医科大学
462	川崎医療福祉大学
463	吉備国際大学
464	倉敷芸術科学大学
465	くらしき作陽大学
466	山陽学園大学
467	就実大学
468	中国学園大学
469	トヨタ清心女子大学
470	美作大学
471	エリザベト音楽大学
472	呉大学
473	日本赤十字広島看護大学
474	比治山大学
475	広島経済大学
476	広島工業大学
477	広島国際大学
478	広島国際学院大学
479	広島修道大学
480	広島女学院大学
481	広島文教女子大学
482	福山大学
483	福山平成大学
484	安田女子大学
485	宇部フロンティア大学
486	東亜大学
487	徳山大学

No.	大学名
488	梅光学院大学
489	萩国際大学
490	四国大学
491	徳島文理大学
492	四国学院大学
493	高松大学
494	聖カタリナ大学
495	松山大学
496	松山東雲女子大学
497	高知工科大学
498	九州栄養福祉大学
499	九州共立大学
500	九州国際大学
501	九州産業大学
502	九州情報大学
503	九州女子大学
504	久留米大学
505	久留米工業大学
506	産業医科大学
507	西南学院大学
508	西南女学院大学
509	第一経済大学
510	第一福祉大学
511	第一薬科大学
512	筑紫女学園大学
513	東和大学
514	中村学園大学
515	西日本工業大学
516	日本赤十字九州国際看護大学
517	福岡大学
518	福岡工業大学
519	福岡国際大学
520	福岡歯科大学

No.	大学名
521	福岡女学院大学
522	西九州大学
523	活水女子大学
524	長崎ウエスレヤン大学
525	長崎外国語大学
526	長崎国際大学
527	長崎純心大学
528	長崎総合科学大学
529	九州看護福祉大学
530	九州ルーテル学院大学
531	熊本学園大学
532	熊本保健科学大学
533	尚綱大学
534	崇城大学
535	平成音楽大学
536	日本文理大学
537	別府大学
538	立命館アジア太平洋大学
539	九州保健福祉大学
540	南九州大学
541	宮崎国際大学
542	宮崎産業経営大学
543	鹿児島国際大学
544	鹿児島純心女子大学
545	志學館大学
546	第一工業大学
547	沖縄大学
548	沖縄サテライト学院大学
549	沖縄国際大学
550	名桜大学
551	放送大学

#### 第4節 回答率

本アンケート調査は、全国の国公私立大学 711 か所を対象に実施した。調査方法は、各大学知的財産宛に調査票を電子メールで調査票を配付の上、記入後、電子メールまたはファックスによる返信を依頼した。調査実施日は 2005 年 11 月 18 日、締切りは同年 12 月 15 日とした。

また、回収状況は表 1-4-1 のとおりある。

表 1-4-1 調査票回収状況

対象	対象数	回答数 (a)	回答率	未整備等の理由で 調査票なし(b)*	回答総数 (a+b)	回答率
国立大学	87	39	44.83%	0	39	44.83%
公立大学	73	16	21.92%	0	16	21.92%
私立大学**	551	66	11.98%	15	81	14.70%
合計	711	121	17.02%	15	136	19.13%

\*大学で知的財産に関する内規がない、実績がない、開学したばかりである等の理由で調査票の記入はないが、返信のあったもの。

\*\*複数の大学を持つ学校法人がまとめて 1 つの回答をした場合が含まれており、対象数は実数よりも少ない。



## 第5節 調査結果の概要

### 1. 発明の取扱い一般について

#### (1) 職務発明の権利の帰属先

「問 1 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか。」との問に対しては、全体では、「原則として大学が権利を承継する」(72%)がほとんどであった(図1-5-1)。しかし、大学別にみると、この回答は国立大学に多く(95%)、私立大学では66%、公立大学では37%となる(図1-5-2~1-5-4)。

図 1-5-1 職務発明の権利の帰属先  
(全体)

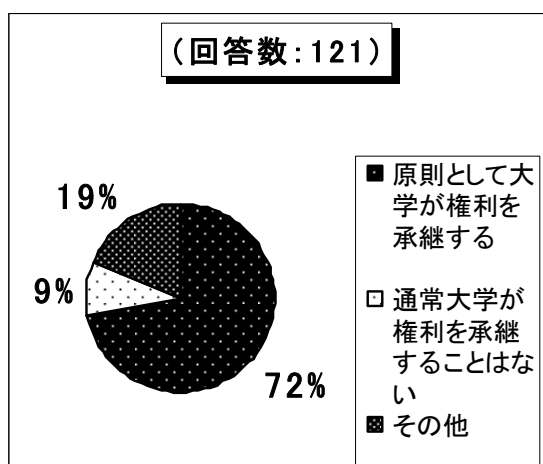


図 1-5-2 職務発明の権利の帰属先  
(国立大学)

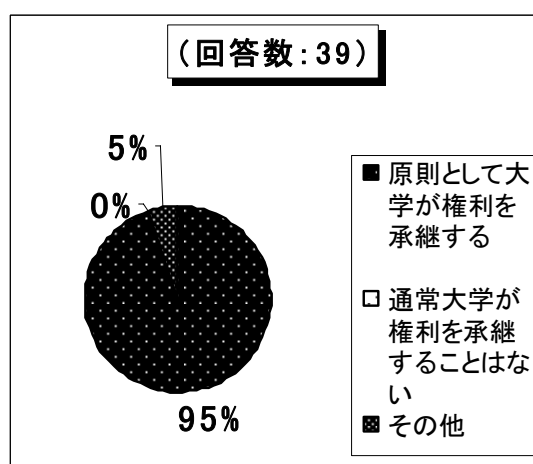


図 1-5-3 職務発明の権利の帰属先  
(公立大学)

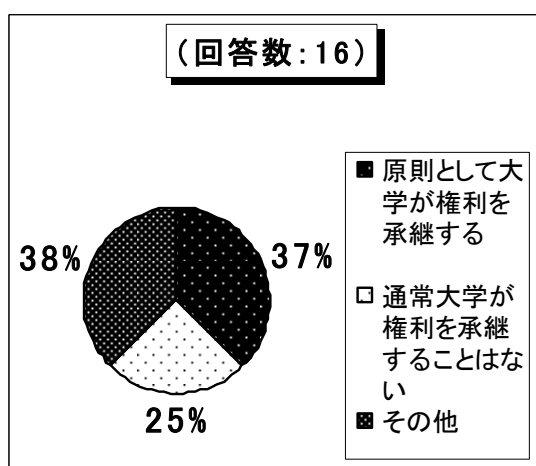
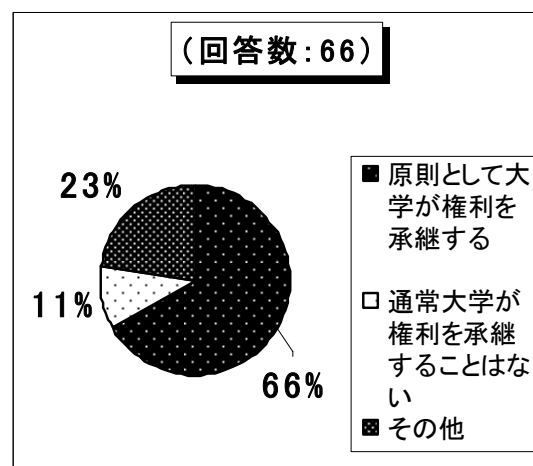


図 1-5-4 職務発明の権利の帰属先  
(私立大学)



日本では、従来、政府委託資金による研究開発から派生した特許権等の帰属については、国が所有することになっていが、1999年、いわゆる、「日本版バイ・ドール」と称される「産業活力再生特別措置法」が施行されることとなり、政府資金を供与して行う全ての委託研究開発に係る知的財産権について、特定の条件下で、100%受託企業に帰属させることが可能となった。同法第30条1項柱書には、「国は、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、その委託に係る技術に関する研究の成果（以下この条において「特定研究成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者から譲り受けないことができる。」とあり、また、第31条1項には、「文部科学大臣及び経済産業大臣は、事業者による事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下この条において「大学」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての譲渡その他の行為により、民間事業者に対し移転を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。」とある。このような背景の中で、文部科学省も、特許等知的財産の「機関帰属への移行を踏まえ」、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施する体制の整備を支援するため、2003年度より「大学知的財産本部整備事業」を開始し、34の大学・大学共同利用機関（うち、国立大学25件、私立大学7件）に、年間5,000万円前後の資金を5年間支援する施策を打ち上げている<sup>1</sup>。このため、調査結果にみられるように、国立大学を中心に、職務発明の権利の大学帰属化が進行していると考えられる。

また、「原則として大学が権利を承継する」場合、その何割かを発明者に返還しているのか、もしくは発明者に返還する場合はほとんどないのかという設問に対しては、全体では、図1-5-5のように、返還する場合とほとんど返還しない場合が拮抗している。大学種別にみると、公立大学と私立大学はほとんど返還しないという割合の方が高く、国立大学では逆に返還する場合の割合が高い（図1-5-6～1-5-8）。これは、国立大学の発明件数が公私立大学よりもはるかに多く、全ての特許を維持する経費を負担することができないということも原因として考えられる<sup>2</sup>。

なお、発明を発明者に返還する場合、全体の何割合程度返還しているかという設問につ

<sup>1</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/15/07/03071501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/07/03071501.htm) 参照。

<sup>2</sup> 文部科学省の実施した調査によると、平成16年度の発明の届出件数は国立大学等（高専、大学共同利用機関を含む）では6,968件、公立大学等で275件、私立大学等で1,590件であった（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/06/05062201/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/06/05062201/001.htm)）。これは、1大学あたりで計算をすると、国立大学等で47件、公立大学等では4件、私立大学等で2件となる。

図 1-5-5 発明者への返還（全体）

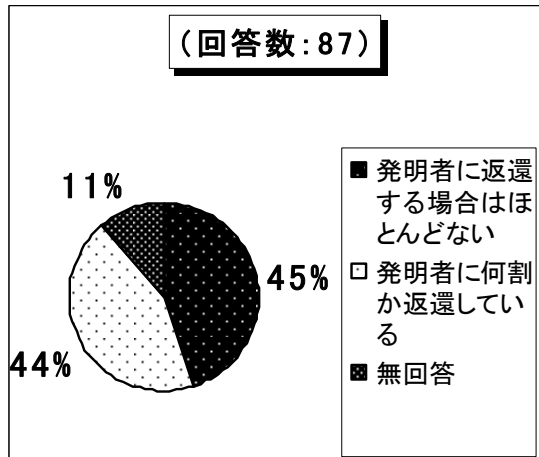


図 1-5-6 発明者への返還（国立大学）

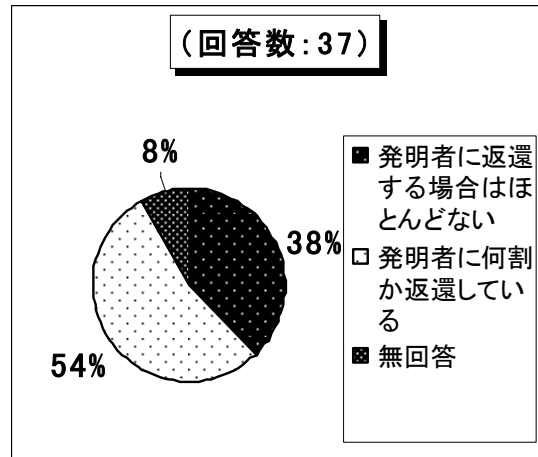


図 1-5-7 発明者への返還（公立大学）

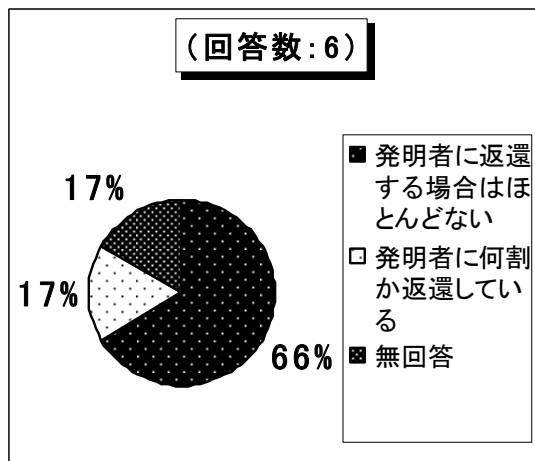


図 1-5-8 発明者への返還（私立大学）

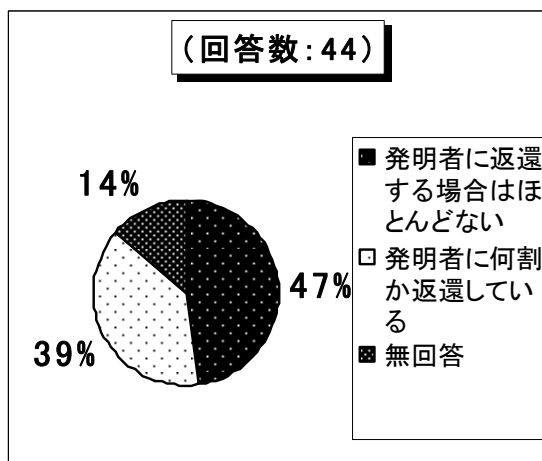
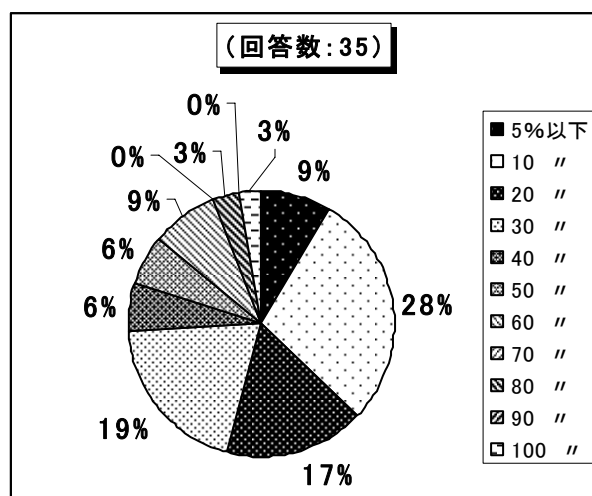


図 1-5-9 職務発明の発明者への返還割合（全体）



いては、図 1-5-9 のような割合となった。これをみると、5～10%が最も多く 28%、次いで 20～30%が 19%、10～20%が 17%となっている。5～30%の返還が全体で 64%と高い割合である。

また、返還する場合の理由としては、「特許性がない」、「事業性が低い」、といった理由が多くみられる（資料編※1 参照）。

## （2）大学が発明の権利を承継する場合の手続き

「問 2」では、「問 1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。」とし、教員の職務発明の権利を原則として大学が承継するとした回答者に対して、以下の①～③の質問を設けた。

### ①承継判定

「2.1 貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。」という問を設けたところ、全体では図 1-5-10 のとおりで、原則として何日間かを定めている大学が 34%を占めた。また、その他（31%）の中には、原則は定めていないものの、「〇日程度」という回答のあったところもいくつかあった（資料編※5 参照）。

承継判定期間を原則として定めている大学について、その日数の内訳をみると、図 1-5-11 のようになった。これによると、「30 日以内」が 40%と最も多く、次いで「14 日（2 週間）以内」（26%）、「7 日（1 週間）以内」（15%）の順となっている。

### ②出願期間

「2.2 貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか（上記の「問 2.1」の期間は含まない）」とし、出願に要する期間について質問をした。この結果は図 1-5-12 のとおり、原則として期間を決めている割合は 23%であった。この 23%の内

図 1-5-10 承継判定について（全体）

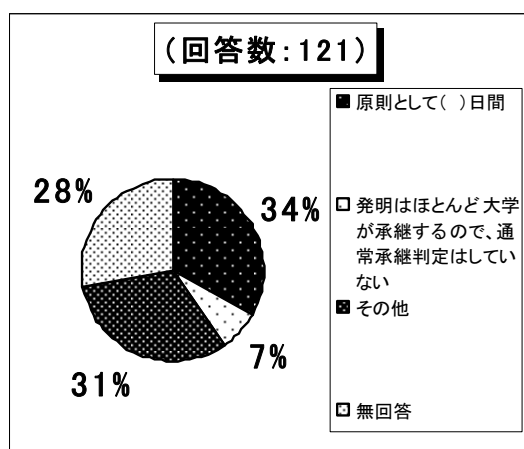


図 1-5-11 承継判定に要する期間（全体）

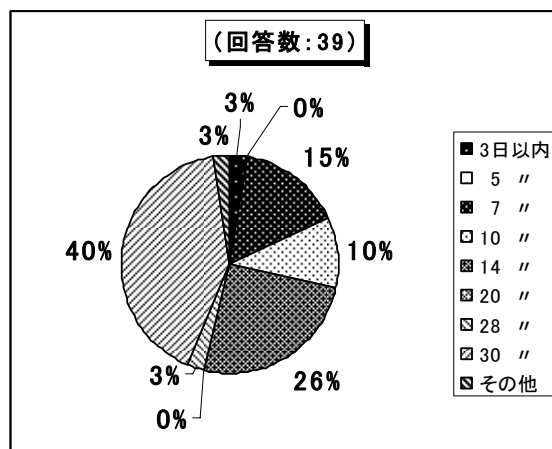


図 1-5-12 出願について (全体)

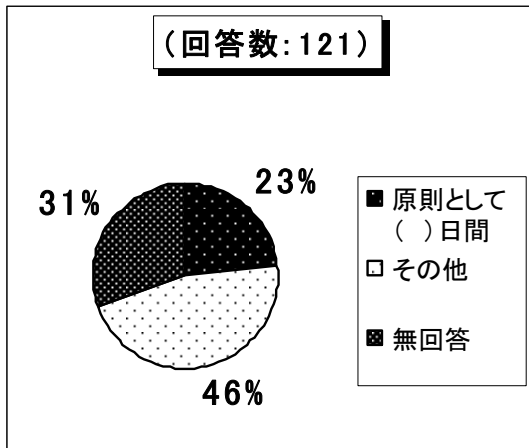
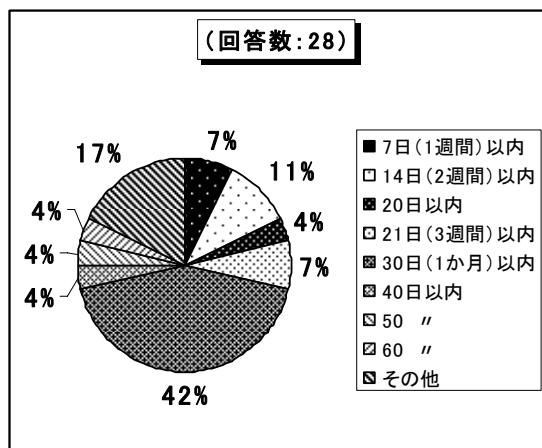


図 1-5-13 出願に要する期間 (全体)



訳をみると、30日(1か月)以内が42%と最も多く、次いで14日(2週間)以内が11%であった(図1-5-13)。

### ③発明者に返還した場合の大学の権利

「2.3 発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。」とし、返還した場合の発明に対する大学の権利に関する質問を設けた。この結果、全体では、図1-5-14のとおり、大学は何ら権利留保をしていないとする回答が44%と多数を占めた。一方、大学が何らかの権利留保をしている場合は国立大学に多い(図1-5-15~1-5-17)。大学の権利の留保とは、将来得られた収益の一部を大学に還元するということであるが、中には「大学の通常実施権を確保している」という回答も1件あった(資料編※8参照)。

図 1-5-14 返還時の権利留保 (全体)

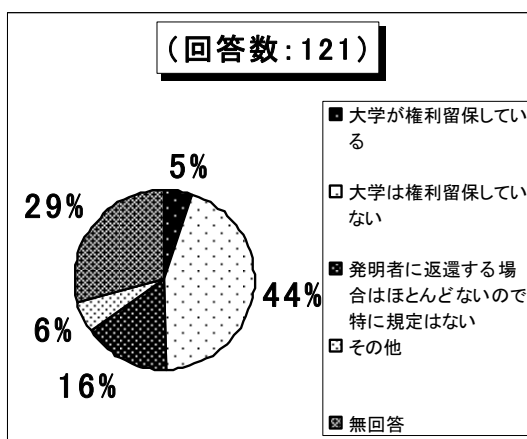


図 1-5-15 返還時の権利留保 (国立大学)

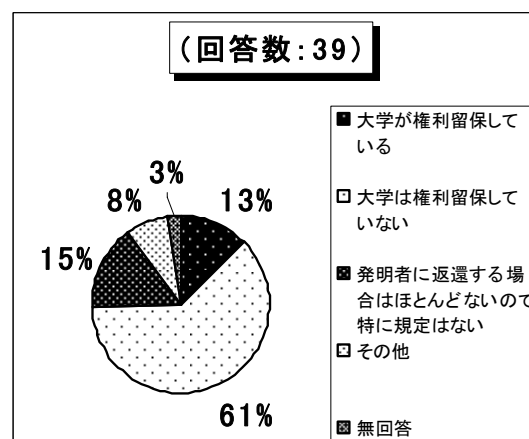
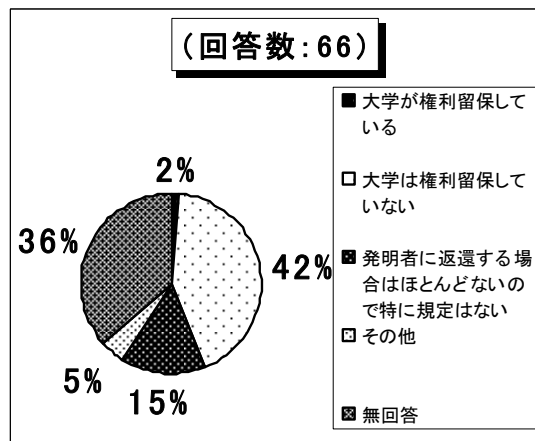
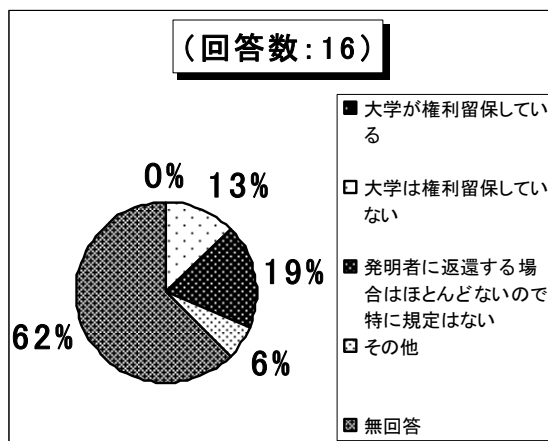


図 1-5-16 返還時の権利留保（公立大学）

図 1-5-17 返還時の権利留保（私立大学）



## 2. 共同研究等における発明者の特定について

「問 3」では、「企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の特定に関しておたずねします。」との問を設け、「①発明者の特定方法」と、「②これまで生じた問題点」の記載を求めた。

### (1) 発明者の特定方法

「3.1 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。」として、共同発明者が「1. 企業等外部の民間機関」、「2. 他大学・独立行政法人等の公的機関」、「3. 学生」、「4. 学内の教員」、「5. その他（具体的に）」の 5 つの場合に分けて記入を求めた。これらについては、主に学生の場合について若干異なる対応をする場合があるものの、対象が変わってもほぼ同様の特定方法を採用していることがわかった（図 1-5-18～1-5-21）。

全体で、「届出・申告による、発明者に一任（発明者間の協議）」が最も高い割合を占め、原則として「発明届」に記載された発明者をそのまま発明者であると特定している現場主義であることがわかった。さらに「関係者への確認・ヒアリング」を追加している場合も次いで高い割合を占めている。また、3 番目に多かったのが、「企業等外部の民間機関」、「他大学・独立行政法人等の公的機関」といった対外部組織の場合では、「相手方の民間企業もしくは公的機関との協議」と「相手方に任せる」がともに並び、「学生」と「学内の教員」といった内部的な場合については、「代表発明者に一任」となった。

また、国立大学と私立大学での相違については、「契約書による」というものが私立大学だけにあるということがあつた。これは、回答をそのまま解釈すると、共同研究等、発明が起り得る契約を締結する当初から発明者を誰にするかについて決定しているということであるが、個別の契約書ごとに発明者の定義を特定しているという解釈もできないことはない。この点は不明である。さらに、学生の発明の場合、「指導教員の指導があれば教員は発明者」としている回答が国立大学で 1 件あつた。

図 1-5-18 発明者の特定方法（企業等外部の民間機関）

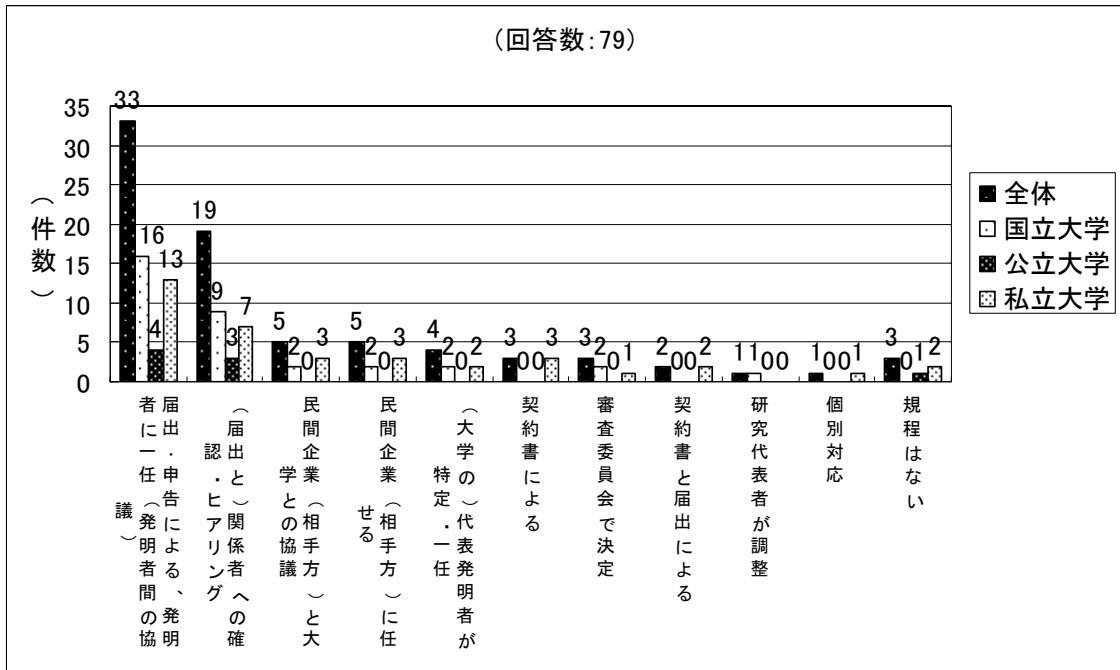


図 1-5-19 発明者の特定方法（他大学・独立行政法人等の公的機関）

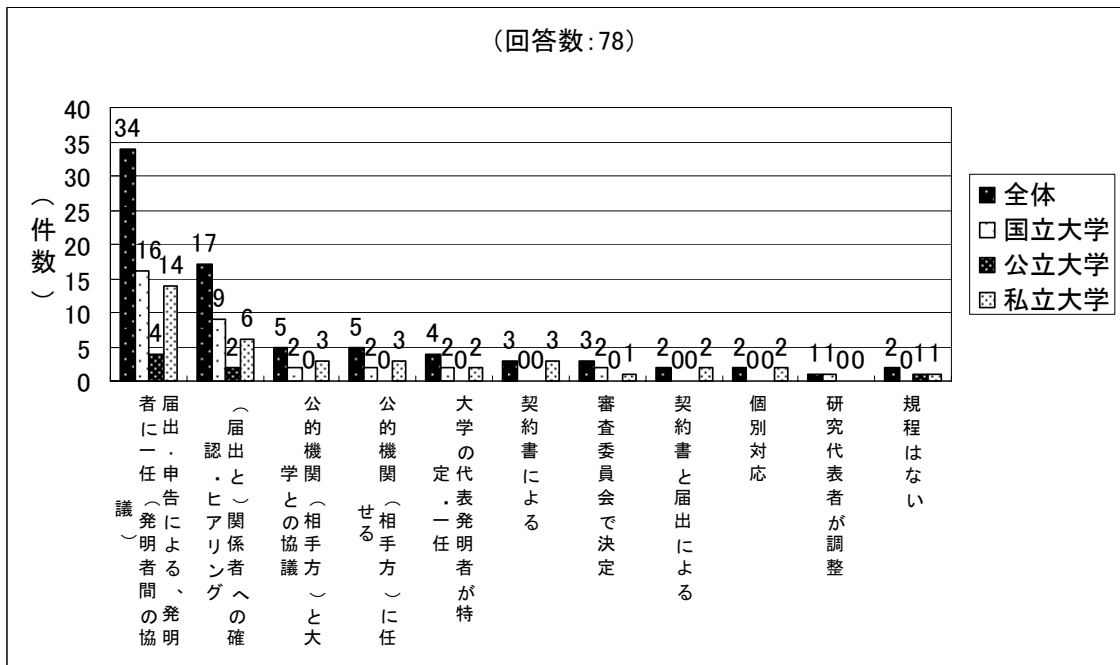


図 1-5-20 発明者の特定方法（学生）

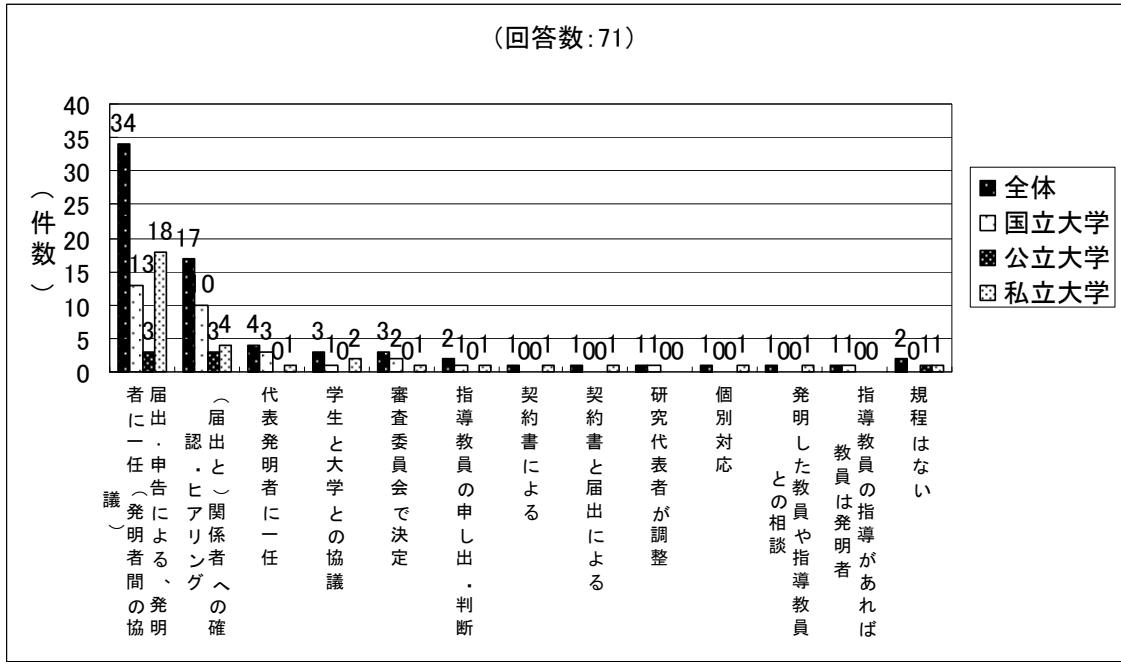


図 1-5-21 発明者の特定方法（学内の教員）

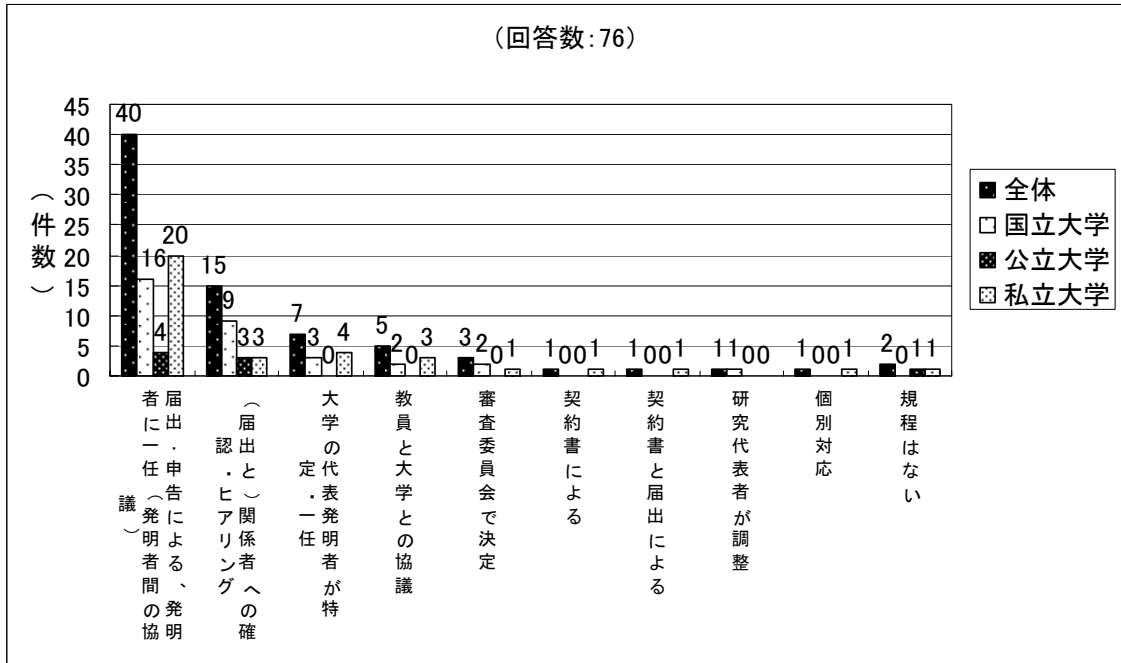
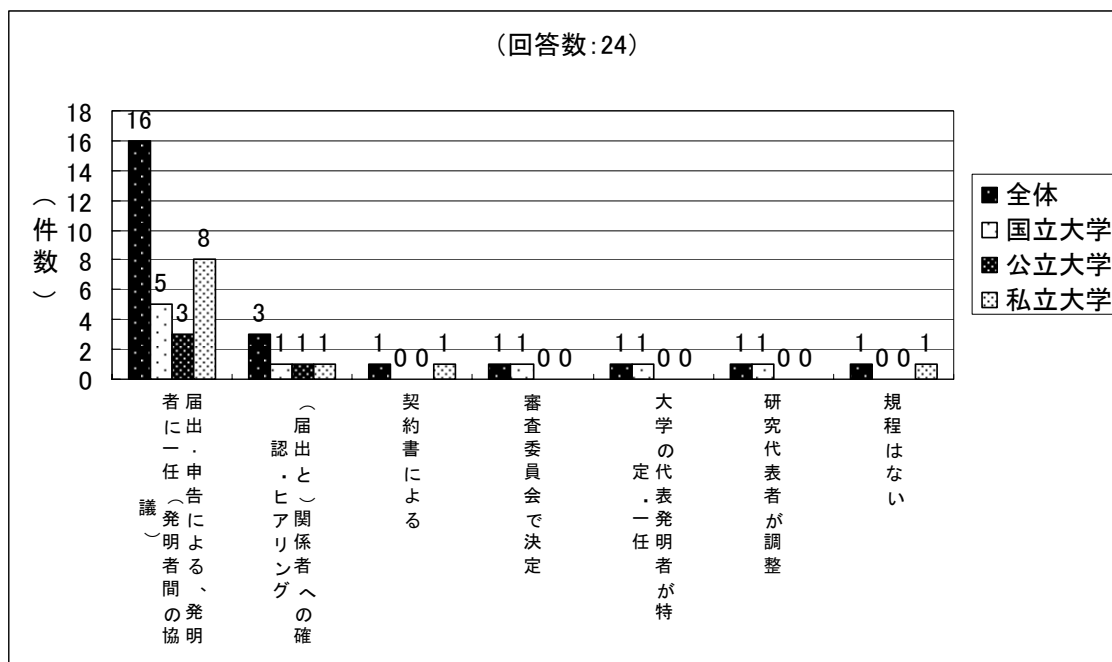




図 1-5-22 発明者の特定方法（その他）



なお、図 1-5-22 の「その他」は、「1. 企業等外部の民間機関」、「2. 他大学・独立行政法人等の公的機関」、「3. 学生」、「4. 学内の教員」以外の対象で取扱いが別である場合に記入を求めたものであるが、対象の記載があったものは 1 件だけで、他の回答は、これら 4 つの対象以外の場合があったときの取扱いについての回答であると推定できる。この「その他」の上位 2 つの回答は他の対象と変わらない。

## (2) 発明者の特定に関わる問題

「3.2 企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。」として、生じた問題の具体的内容とその処理方法について質問を設けた。この結果、国立大学で 7 件、私立大学で 6 件、計 13 件の記載があった（資料編※15 参照）。その中で目立った回答は、(1) 発明や特許に関する知識があまりないため、真の発明者でないものを発明者として申告してくるケースと、(2) 企業側が資金提供をしているだけで発明者としての権利を主張してくるケースであった。前者の (1) については、発明に関与していない著名人を発明者に加えたいという要望があったり、日常の指導をしていれば必ず共同発明者である等の誤解例が挙げられた。これらに対しては、発明者の定義について誤解を解くように説明をするなどの処置がとられているが、実際に発明者として疑義のある場合でも、申告どおりになってしまったり、寄

与率を小さくするなどの対応になった場合もみられる。また、後者の(2)のケースでは、企業側が資金提供だけで直接発明には関与していない場合でも共同発明者の記載を求めたり、また、無償で特許を受ける権利の譲渡を求めることが慣例になっているなど、企業側の大学に対する無理解が多かった。こうした場合、大学と企業とが合意に至らず、出願が取りやめになったり、数か月を経ても企業側と決着がつかない状態であったりなど、問題が解決できない場合も多い。発明者に関する意識は、大学のみならず産業界でも希薄であることが判明した。

上記(1)の場合は学内の啓蒙活動等により、発明に関する意識を高めていくことで対処可能であるが、(2)の場合は、企業の合意がなかなか得られず、産業界の意識改革も、併せて早急に図る必要があるといえる。大学と企業との共同研究は企業間の共同研究と異なり、発明が生じた場合、大学にとってクロスライセンス等のメリットなどはないため、知財を活用して豊かになるのが特定の企業だけという一方的な関係になる。日本の大学の研究の再生産のために、大学の発明の権利に対する相当な対価を産業界も考えていくことは重要である。

### 3. 共同研究等における発明者の持分の認定について

「問4」では、「企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。」との問を設け、「①発明者の持分割合の決定方法」と、「②これまで生じた問題点」の記載を求めた。

#### (1) 発明者の持分割合の決定方法

「4.1 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。」として、共同発明者が「1. 企業等外部の民間機関」、「2. 他大学・独立行政法人等の公的機関」、「3. 学生」、「4. 学内の教員」、「5. その他(具体的に)」の5つの場合に分けて記入を求めた。これらについては、主に学生の場合について若干異なる対応をする場合があるものの、対象が変わってもほぼ同様の特定方法を採用していることがわかった(図1-5-23~1-5-26)。

全体に、発明者の特定時と同様、「届出・申告による、発明者に一任(発明者間の協議)」が最も高い割合を占め、原則として「発明届」に記載された持分割合をそのまま受け入れている現場主義であることがわかった。ただ、発明者の特定と異なり、資産としての権利に関わる部分であるため、「企業等外部の民間機関」と「他大学・独立行政法人等の公的機関」という対外部組織の場合、「相手方の民間企業もしくは公的機関との協議」が第2位につけた。この2者で3番目に多かったのが、「関係者への確認・ヒアリング」を追加している場合であり、さらに、「企業等外部の民間機関」では、「原則50:50で調整、ほとんど2分の1」が並んだ。また、「学生」の場合は2番目に「関係者への確認・ヒアリング」と「指導教員・代表教員による調整」が並び、「学内の教員」では、2番目に「関係者への確認・

図 1-5-23 持分割合の決定方法（企業等外部の民間機関）

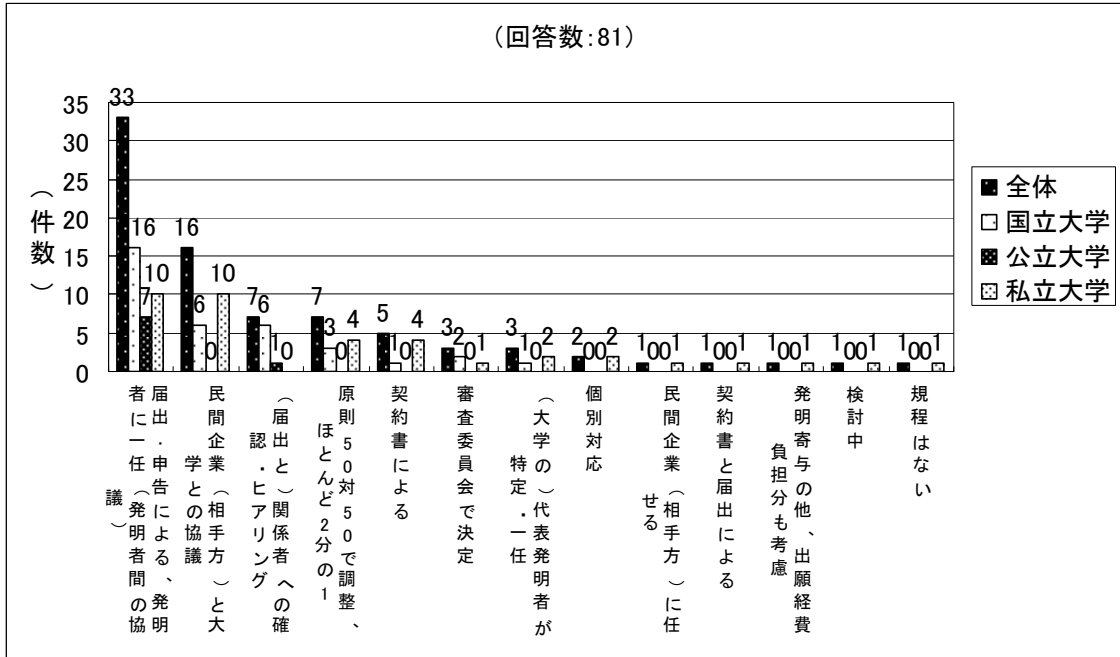


図 1-5-24 持分割合の決定方法（他大学・独立行政法人等の公的機関）

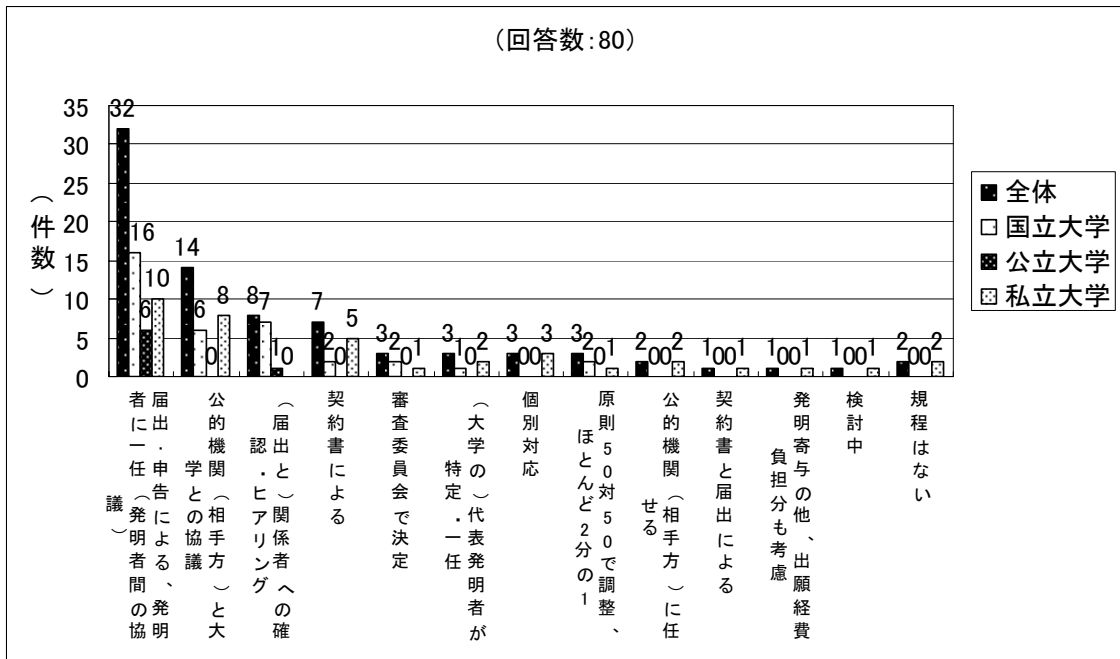


図 1-5-25 持分割合の決定方法（学生）

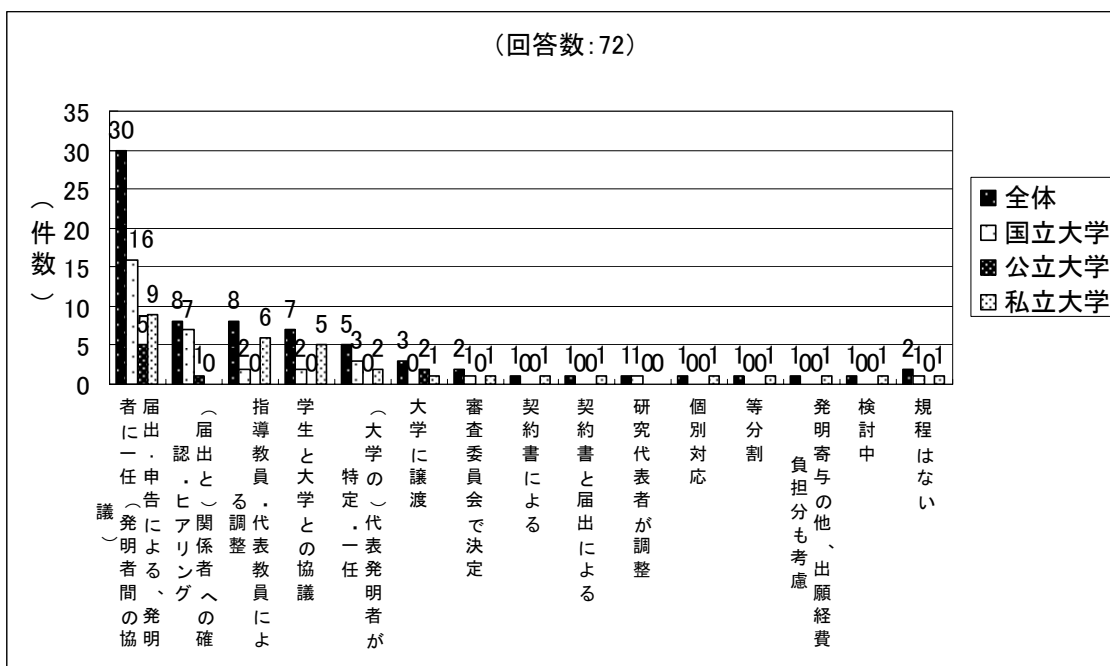


図 1-5-26 持分割合の決定方法（学内の教員）

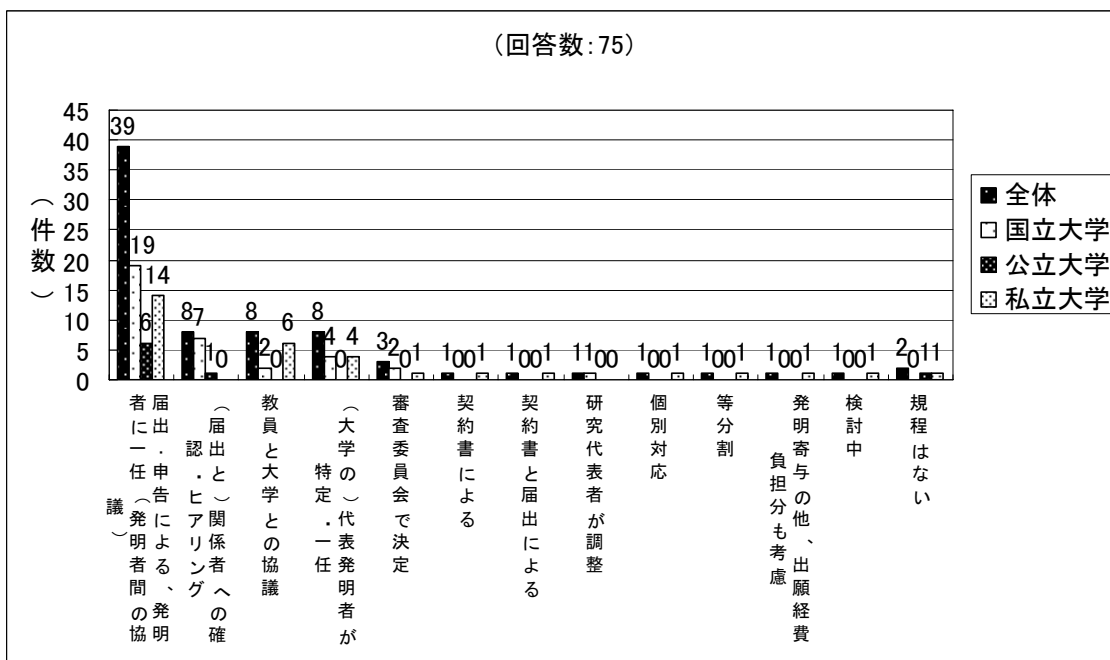
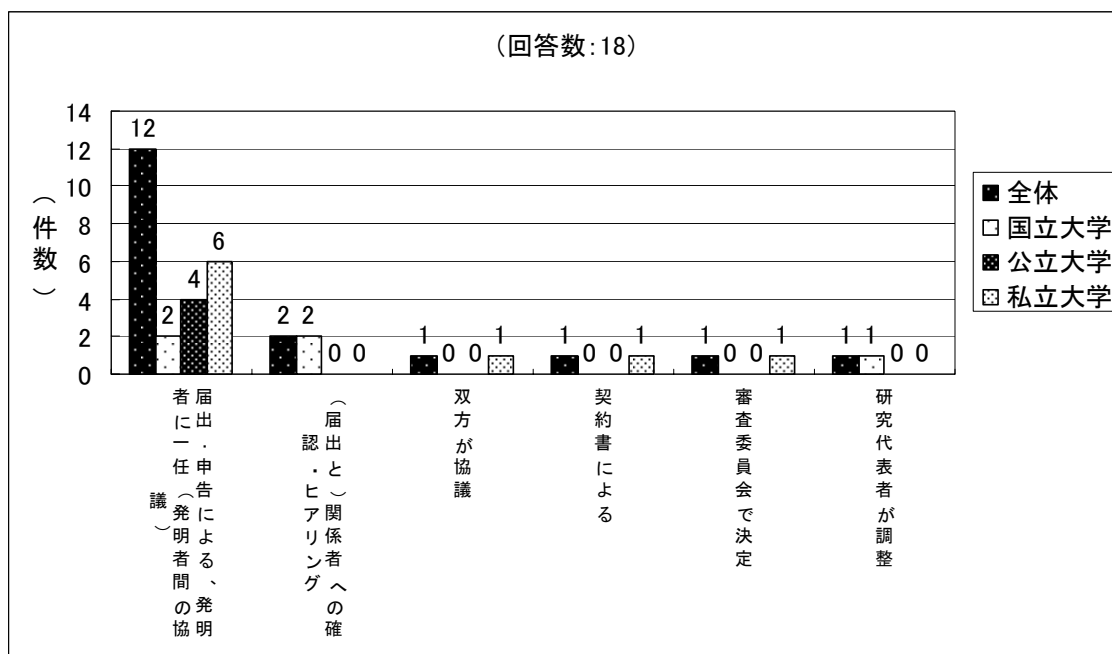


図 1-5-27 持分割合の決定方法（その他）



ヒアリング」、「教員と大学との協議」、「代表発明者が特定・一任」の3つが並んだ。

全体に特徴的なことは、「原則 50 : 50 で調整、ほとんど 2 分の 1」という回答が出ていることである。これは、「企業等外部の民間機関」と「他大学・独立行政法人等の公的機関」に多くみられるが、「学生」や「学内の教員」でも、私立大学に 1 件、「等分割」という回答があった。これは、発明に対する貢献度ではなく、「各共有者の持分は、相等しいものと推定する。」とした民法 250 条を基本とした方針かと推定される。しかし、各発明者の貢献度がはっきりしない場合はともかく、最初から持分均等にすると権利に不均衡を生じる恐れがあるため、避けた方がよいであろう。さらに、やはり私立大学で 1 件、対象が「その他」を除く回答に「① 発明への寄与、② その他の貢献、③ 特許出願維持管理費用の負担などを総合して勘案している。」という記載がみられた。恐らくこれは、発明時の持分割合の決定ではなく、出願時の持分割合の決定の方法ということであろう。

さらに、学生の場合、「大学に譲渡」という回答が公立大学（2 件）と私立大学（1 件）にあった。公立大学では、「今までのところ、大学に譲渡してもらっている。」というものと、「学生は規程上職務発明の対象とならないため、権利の譲渡書類を提出させている。」という回答で、私立大学の方は、「本学 100%」という回答であった（資料編※18 参照）。

なお、私立大学では国立大学よりも多様な特定方法を採用しているということは特徴的である。また、「契約書による」というものが私立大学に多くみられ、契約当初から持分割合を決定している場合が多いと考えられる。もっとも、これは、発明者の特定の場合と同様、契約ごとに持分割合の決定方法が異なるという解釈の余地もある。ただ、本設間については、共同発明者間の貢献の度合いを決定する方法について回答を求めたつもりであっ

たが、「契約当初から持分割合を決定」しておくということは、その後大学と企業とでどのような出願持分割合になるかということを含めた回答をしてきたとも考えられる。この場合は、各発明者の発明に対する貢献度を一旦決定した上で、持分を契約で定めた割合に分配・譲渡するという形が基本的な手続きであり、その分配から生じた不均衡に対する補償が必要であろう。

図 1-5-27 の「その他」は、「1. 企業等外部の民間機関」、「2. 他大学・独立行政法人等の公的機関」、「3. 学生」、「4. 学内の教員」以外の対象で取扱いが別である場合に記入を求めたものであるが、対象の記載があったものは 1 件だけで、ほかは、これら 4 つの対象以外の場合があったときの取扱いについての回答であると推定できる。上位 2 つの回答は、「届出・申告による、発明者に一任（発明者間の協議）」が最も高い割合、次いで「関係者へのヒアリングや確認」の順となった。

## （2）発明者の持分割合の決定に関わる問題

「4.2 発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。」として、生じた問題の具体的内容とその処理方法について質問を設けた。この結果、国立大学で 4 件、私立大学で 5 件、計 9 件の記載があった（資料編※21 参照）。その中で目立った回答は、（1）発明者の定義を知らないことから生じた持分の不均衡という問題や、（2）共同出願の費用負担について企業がその低減等を主張し、結果的に企業の持分割合を多くすることを主張されるケースなどであった。他には、企業と学内教員の持分の主張がずれたり、学生が主発明者であるにも関わらず教員の持分が大きくなったり、契約交渉中に発明が生じてしまったり、出願後になって新たな学外者が報奨金受領の権利を主張してくるなどのケースがあった。前述の（1）の場合は、発明者の要件を説明することで解決を図るのが通常の対処法であるが、やはり学内でのさらなる啓蒙活動が重要といえる。学生が主発明者であるにも関わらず教員の持分が大きくなったケースなども同様である。一方、上記（2）の回答は国立大学に 2 件あった。この場合の費用負担とは、国立大学の場合、特許庁に対する出願経費等が 2007 年 3 月まで無料であるため、弁理士に対する出願等経費と考えられる。この弁理士に対する出願経費の全部またはその多くを企業側の負担にする代わりに企業の持分割合を増加させるということであろう。この場合の考え方としては、大学の持分の一部を企業に譲渡し、その対価が弁理士費用分であるということになる。

なお、その他の問題点についてであるが、企業と学内教員の持分の主張がずれたケースでは、協議の結果、結局、企業側の意向が通っており、企業が強く出る場合が多いのではないかと推測される。また、口頭ベースで開始してしまった契約交渉中の共同研究等に発明が生じてしまったケースでは、単独出願か共同出願かが争われ、結局均等持分の共同出願になったとされるが、これはすでに契約が締結されていると考えられるため、共同出願であるということには合理的理由があるものの、持分については、基本的には単独で発明

した発明者の持分を半分譲渡して出願するという形なので、これに対する補償を企業側が何らかの形できちんと手当する必要がある。また、出願後になって学外発明者（非企業人）が報奨金の権利を主張してきたケースでは、大学が報奨金等を所属教員にしか配分しないシステム上、大学教員に配分された報奨金の中から按分するようにしたとしている。これについては改めて発明者の追加の手続きが必要であり、学外発明者も持分に応じた出願経費等を負担するべきであろう。

#### 4. その他の知的財産処理上の問題点等

「問 5」では、「その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。」との問を設けた。これについては、国立大学 15、公立大学 1、私立大学 20 の計 36 大学の記載があり、内容は多岐にわたった（表 1-5-1）。

概要をまとめてみると、最も多かった記載が、「知財の専門家不足、知財体制が脆弱、発明の専門性が高くてわからない」の 7 件で、2 番目に「知財の大学帰属はこれから、知財の事務処理体制もできていない、今のところ問題はない、理系の学部がなくあまり知財問題がない」の 4 件がきており、多くの大学では、知財に対する体制がきちんと整備されておらず、また、それ以前に、発明を大学帰属にしていないなど、問題自体が起こらない大学も多かった。したがって、それに関連する問題が続いて出てきており、「発明者の知財の権利意識が希薄、教員の知財に関する啓蒙が難渋」、「知財の予算がない」が 3 件ずつあった。また、これら以外では、外国出願経費の支援に関わって JST に関する要望や問題が多くみられた。さらに、企業が共同研究契約等で強く知財権を要求してくるという問題点が目立っている。

全体としては、多くの大学で知財に対応する組織の整備途上にあり、専門家が不足していたり予算が組めずいたりなど内部的な問題を抱える一方、企業からは一方的に強い知財権を主張され、とまどう状況におかれていることが判明した。

表 1-5-1 その他の知的財産処理上の問題点等（複数回答）

内容	件数
知財の専門家不足、知財体制が脆弱、発明の専門性が高くてわからない	7
知財の大学帰属はこれから、知財の事務処理体制もできていない、今のところ問題はない、理系の学部がなくあまり知財問題がない	4
発明者の知財の権利意識が希薄、教員の知財に関する啓蒙が難渋	3
知財の予算がない	3
不実施補償問題がある	2
発明者の退職・移転・死亡や留学生の場合、ロイヤルティ配分が大変	2
技術移転の専門家不足、技術移転先の探索困難	2
知財担当の事務職員の異動や退職によりノウハウが受け継がれない	2
JST の支援の拡大・支援手続きの簡素化を	2
企業が受託研究で 100%の知財権を要求してくる	1
共同出願契約で折り合いがつかない	1
企業が資金提供をする場合、それを持分比に反映させようとする	1
独占実施を認める代わりに出願費用の負担を求める時、交渉が難航	1
製薬業者と医師とでは、業者に一方的な契約を押し付けられる	1
TLO の契約交渉に大学の意向が反映されない	1
発明の持分割合の決定の望ましい基準がわからない。	1
国立大学の特許出願等費用免除の期間延長を	1
JST の採択から漏れた発明の出願が問題	1
外国出願をすべきかの判断が困難	1
研究費で出願費用を支弁できるよう検討中	1
承継判定に時間がかかる	1
発明の増加に伴う事務処理の増大	1
特定の教員に発明が偏っている	1
秘密保持契約時の大学の代表者は誰にすべきか問題	1
適正な報奨金等の決定方法について他機関の実態を知りたい	1
学生の発明の取扱いについて他機関の実態を知りたい	1
特許法 30 条に係る論文発表問題について他機関の実態を知りたい	1
JST による外国出願費用支援の経理に係る問題について他機関の実態を知りたい	1
合計	46



## 第6節 調査結果のまとめ

本調査結果のうち、発明の取扱い一般についてであるが、教員の職務発明の権利の帰属先は、72%が大学承継となっており、特に、国立大学（95%）は私立大学（66%）よりも機関帰属の割合が高くなっている（図 1-5-1、1-5-2、1-5-4）。また、大学が承継した発明を発明者に返還する場合の有無については、全体の45%が返還することがほとんどなく、44%は何割かを返還しているという回答で、拮抗していた。（図 1-5-5）。発明者に返還している割合は国立大学（54%）の方が私立大学（39%）を上回っているが、これは、国立大学の発明件数が多く、全ての特許等維持経費を負担しきれないという問題も一因と考えられる（図 1-5-6、1-5-8）。また、発明者への返還割合は、5~10%が最も多く 28%、次いで 20~30%が 19%、10~20%が 17%となっている（図 1-5-9）。5~30%の返還が全体で 64%と高い割合である。

さらに、原則として大学が発明を承継する場合、承継判定期間について原則として何日間かを定めている大学が 34%を占めており（図 1-5-10）、その日数の内訳をみると、「30日以内」が 40%と最も多く、次いで「14日（2週間）以内」（26%）、「7日（1週間）以内」（15%）の順となっている（図 1-5-11）。一方、出願に要する期間については、原則として期間を決めている割合が全体の 23%であった（図 1-5-12）。この 23%の内訳をみてみると、30日（1か月）以内が 42%と最も多く、次いで 14日（2週間）以内が 11%であった（図 1-5-13）。

また、発明を発明者に返還した場合、大学は何ら権利留保をしていないとする回答が 44%と多数を占めた（図 1-5-14）。一方、大学が何らかの権利留保をしている場合は国立大学に多い（図 1-5-15~1-5-17）。大学の権利の留保とは、将来得られた収益の一部を大学に還元するということであるが、中には「大学の通常実施権を確保している」という回答も 1件あった。

次に、発明者の特定方法についてであるが、共同発明者が「1. 企業等外部の民間機関」、「2. 他大学・独立行政法人等の公的機関」、「3. 学生」、「4. 学内の教員」、「5. その他（具体的に）」の 5つの場合に分けて記入を求めても、主に学生の場合について若干異なる対応をする場合があるものの、対象が変わってもほぼ同様の特定方法を採用していることがわかった（図 1-5-18~1-5-21）。全体で、「届出・申告による、発明者に一任（発明者間の協議）」が最も高い割合を占め、原則として「発明届」に記載された発明者をそのまま発明者であると特定している現場主義であることがわかった。さらに「関係者への確認・ヒアリング」を追加している場合も次いで高い割合を占めている。また、3番目に多かったのが、「企業等外部の民間機関」、「他大学・独立行政法人等の公的機関」といった対外部組織の場合では、「相手方の民間企業もしくは公的機関との協議」と「相手に任せる」がともに並び、「学生」と「学内の教員」といった内部の個人的な場合については、「代表発明者に一任」となった。また、国立大学と私立大学での相違については、「契約書による」というものが私立

大学だけにあるということがある。さらに、学生の発明の場合、「指導教員の指導があれば教員は発明者」としている回答が国立大学で1件あった。

また、発明者の特定に関わる問題としては、主に、(1) 発明や特許に関する知識があまりないため、真の発明者でないものを発明者として申告してくるケースと、(2) 企業側が資金提供をしているだけで発明者としての権利を主張してくるケースが目立った。前者の(1)については、発明に関与していない著名人を発明者に加えたいという要望があったり、指導していれば必ず共同発明者である等の誤解例が挙げられた。これらに対しては、発明者の定義について誤解を解くように説明をするなどの処置がとられているが、実際に発明者として疑義のある場合でも、申告どおりになってしまったり、寄与率を小さくするなどに対応になった場合もみられる。また、後者の(2)のケースでは、企業側が資金提供だけで直接発明には関与していない場合でも共同発明者の記載を求めたり、また、無償で特許を受ける権利の譲渡を求めることが慣例になっているなど、企業側の大学に対する無理解が多かった。こうした場合、大学と企業とが合意に至らず、出願が取りやめになったり、数か月を経ても企業側と決着がつかない状態であったりなど、問題が解決できない場合も多い。発明者に関する意識は、大学のみならず産業界でも希薄であることが判明した。

上記(1)の場合は学内の啓蒙活動等により、発明に関する意識を高めていくことで対処可能であるが、(2)の場合は、企業の合意がなかなか得られず、産業界の意識改革も、併せて早急に図る必要があるといえる。大学と企業との共同研究は企業間の共同研究と異なり、発明が生じた場合、大学にとってクロスライセンス等のメリットなどはないため、知財を活用して豊かになるのが特定の企業だけという一方的な関係になる。日本の大学の研究の再生産のために、大学の発明の権利に対する相当な対価を産業界も考えていくことは重要である。

発明者の持分割合の決定方法についても、発明者の特定方法の場合と同様、5つの対象に分けて記入を求めたが、これについても、主に学生の場合について若干異なる対応をする場合があるものの、対象が変わってもほぼ同様の特定方法を採用していることがわかった(図1-5-23～1-5-26)。全体に、発明者の特定と同様、「届出・申告による、発明者に一任(発明者間の協議)」が最も高い割合を占め、原則として「発明届」に記載された持分割合をそのまま受け入れている現場主義であることがわかった。ただ、発明者の特定と異なり、資産としての権利に関わる部分であるため、「企業等外部の民間機関」と「他大学・独立行政法人等の公的機関」という対外部組織の場合、「相手方の民間企業もしくは公的機関との協議」が第2位につけた。この2者で3番目に多かったのが、「関係者への確認・ヒアリング」を追加している場合であり、さらに、「企業等外部の民間機関」では、「原則50:50で調整、ほとんど2分の1」が並んだ。また、「学生」の場合は2番目に「関係者への確認・ヒアリング」と「指導教員・代表教員による調整」が並び、「学内の教員」では、2番目に「関係者への確認・ヒアリング」、「教員と大学との協議」、「代表発明者が特定・一任」の3つが並んだ。全体に特徴的なことは、「原則50:50で調整、ほとんど2分の1」という回答が出

ていることである。これは、「企業等外部の民間機関」と「他大学・独立行政法人等の公的機関」に多くみられるが、「学生」や「学内の教員」でも、私立大学に1件、「等分割」という回答があった。これは、発明に対する貢献度ではなく、「各共有者の持分は、相等しいものと推定する。」とした民法250条を基本とした方針かと推定される。しかし、各発明者の貢献度がはっきりしない場合はともかく、最初から持分均等にすると権利に不均衡を生じる恐れがあるため、避けた方がよいであろう。さらに、学生の場合、「大学に譲渡」という回答が公立大学(2件)と私立大学(1件)にあった。公立大学では、「今までのところ、大学に譲渡してもらっている。」というものと、「学生は規程上職務発明の対象とならないため、権利の譲渡書類を提出させている。」という回答で、私立大学の方は、「本学100%」という回答であった。なお、私立大学では国立大学よりも多様な特定方法を採用しているということは特徴的である。また、「契約書による」というものが私立大学に多くみられ、契約当初から持分割合を決定している場合が多いと考えられる。ただ、設問の狙いは共同発明者間の貢献の度合いを決定する方法についての回答であったが、「契約当初から持分割合を決定」しておくということは、その後大学と企業とでどのような出願持分割合になるかということを含めた回答をしてきたとも考えられる。この場合は、各発明者の発明に対する貢献度を一旦決定した上で、持分を契約で定めた割合に分配・譲渡するという形が基本的な手続きであり、その分配から生じた不均衡に対する補償が必要であろう。

発明者の持分割合の決定に関わる問題としては、主に、(1) 発明者の定義を知らないことから生じた持分の不均衡という問題や、(2) 共同出願の費用負担について企業がその低減等を主張し、結果的に企業の持分割合を多くすることを主張されるケースなどが目立った。他には、企業と学内教員の持分の主張がずれたり、学生が主発明者であるにも関わらず教員の持分が大きくなったり、契約交渉中に発明が生じてしまったり、出願後になって新たな学外者が報奨金受領の権利を主張してくるなどのケースがあった。前述の(1)の場合は、発明者の要件を説明することで解決を図るというのが通常の対処法であるが、やはり学内でのさらなる啓蒙活動が重要といえる。学生が主発明者であるにも関わらず教員の持分が大きくなったケースなども同様である。一方、上記(2)の回答は国立大学に2件あった。この場合の費用負担とは、国立大学の場合、特許庁に対する出願経費等が2007年3月まで無料であるため、弁理士に対する出願等経費と考えられる。この弁理士に対する出願経費の全部またはその多くを企業側の負担にする代わりに企業の持分割合を増加させるということであろう。この場合の考え方としては、大学の持分の一部を企業に譲渡し、その対価が弁理士費用分であるということになるだろう。なお、その他の問題点についてであるが、企業と学内教員の持分の主張がずれたケースでは、協議の結果、結局、企業側の意向が通っており、企業が強く出る場合が多いのではないかと推測される。また、口頭ベースで開始してしまった契約交渉中の共同研究等に発明が生じてしまったケースでは、単独出願か共同出願かが争われ、結局均等持分の共同出願になったとされるが、これはすでに契約が締結されていると考えられるため、共同出願であるということには合理的理由がある

ものの、持分については、基本的には単独で発明した発明者の持分を半分譲渡して出願するという形なので、これに対する補償を企業側が何らかの形できちんと手当てする必要がある。また、出願後になって学外発明者（非企業人）が報奨金の権利を主張してきたケースでは、大学が報奨金等を所属教員にしか配分しないシステム上、大学教員に配分された報奨金の中から按分するようにしたとしている。これについては改めて発明者の追加の手続きが必要であり、学外発明者も持分に応じた出願経費等を負担するべきであろう。

その他の知的財産処理上の問題点等の自由記入に関しては、多岐にわたる記載があった（表 1-5-1）。概要をまとめてみると、最も多かった記載が、「知財の専門家不足、知財体制が脆弱、発明の専門性が高くてわからない」の 7 件で、2 番目に「知財の大学帰属はこれから、知財の事務処理体制もできていない、今のところ問題はない、理系の学部がなくあまり知財問題がない」の 4 件がきており、多くの大学では、知財に対する体制がきちんと整備されておらず、また、それ以前に、発明を大学帰属にしていないなど、問題自体が起こらない大学も多かった。したがって、それに関連する問題が続いて出てきており、「発明者の知財の権利意識が希薄、教員の知財に関する啓蒙が難渋」、「知財の予算がない」が 3 件ずつあった。また、これら以外では、外国出願経費の支援に関わって JST に関する要望や問題が多くみられた。さらに、企業が共同研究契約等で強く知財権を要求してくるという問題点が目立っている。全体としては、多くの大学で知財に対応する組織の整備途上であり、専門家が不足していたり予算が組めずいたりなど内部的な問題を抱える一方、企業からは一方的に強い知財権を主張され、とまどう状況におかれていることが判明した。

今回の調査により、発明の取扱いに関わる大学の平均像は、教員の職務発明の権利を大学が承継し、その承継した発明の一部を発明者に返還している大学は約半分で、返還割合は全体の 5～30%である。さらに、承継判定期間は 30 日以内、出願に要する期間は 30 日以内である。また、個人に返還した発明については大学が何らかの権利留保している場合は少ない。

また、発明者の特定も発明の持分割合決定も、発明者の届出や申告によるとした回答が最も多く、現場に任せていることがわかった。持分割合の決定については、最初から契約書で決定していたり、持分均等にしたりするケースもみられ、疑問が残る。さらに、これらに関する問題点としては、①発明者の定義を理解していないために誤申告がある、②企業側が資金提供を盾に発明者としての権利や持分割合の増加を求めてくる、の 2 点が大きなものであった。①については啓蒙普及という手段で地道に対応することが求められるが、②については日本の大学の研究の将来に関わるという大きな視点が必要であり、産業界の理解がさらに重要である。全体の問題点としても大学の知財体制は人材・予算ともに未熟であり、今後の大学の知財のあり方を再考する必要があるといえる。

## 第2章 発明者の特定と発明の持分割合の決定に関する考察

第1章には、日本の大学における発明者の特定と発明の持分割合の決定に関する調査結果概要について記載したが、本章では、この調査で判明した問題点等について、さらに考察を深めることとする。

### 第1節 大学における発明の権利

大学における発明者の特定と発明の持分割合の決定に関する問題が浮上してきた原因の一つは、近年、大学における教員の発明の権利についての解釈が変化してきたことにある。本件の考察を行う前に、ここで、大学における発明の権利について整理しておくことにする。

2004年度の法人化以前の国立大学では、教員の発明に係る権利は原則として教員に帰属していた。これについては、昭和52年6月17日付け学術審議会答申「大学教員等の発明に係る特許等の取扱い」<sup>3</sup>に由来する。そもそも、職務発明とは、特許法第35条にあるように、使用者等の業務範囲に属しかつその使用者等における従業者等の職務に属する発明について特許を受けた時に使用者等が通常実施権を有するというものである。この「業務範囲」と「職務」に関し、当該学術審議会答申に次のような記載がある。

まず、“業務範囲”の解釈については、使用者等が国・地方公共団体の場合にはどの範囲までを指すのか極めて不明確であり、特に大学など学術研究機関の場合にはどこまでを業務範囲に含めて解すべきか大いに議論の分かれるところである。学校教育法上、大学の目的は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる。」(同法第52条)ことと定められている。しかし、この規定ではあらゆる領域に関する“教授研究”が包含されており、職務発明の範囲を明らかにするための要件としての業務範囲と見るには広義過ぎると言えよう。更に、この“教授研究”の中に大学教員の発明までが当然に含まれていると解することは疑問であると言えよう。

仮に、大学など学術研究機関の業務範囲を極めて広く解するにしても第2の要件である“職務”について見ると、なお一層、発明行為を教員の当然の職務と解することは問題であろう。すなわち、大学の教員は、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」(同法第58条)ものとされている。大学においては、教育と研究は密接不可分であり、教育が研究を基礎として展開され、研究は学生の教授、研究指導と深い関連をもつて行われる。(中略)研究自体の在り方を切り離して考察しても研究

---

<sup>3</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102e.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102e.htm) 参照。

テーマ・研究方法の選択は研究者の自主性にゆだねられており、指揮命令による職務内容の決定方式とは大いに異なるところである。

すなわち、大学教員の発明は、業務範囲に属するとも職務に属するとも言い難く、大学の目的から考えても、「原則として特別の場合を除き<sup>4</sup>、使用者等に帰属させないものとするのが妥当」であり、「教員の発明に係る権利は原則として個人に帰属せしめ、その発明の早期の実施化を図り、その収益をもって研究を更に発展せしめる道を開く方が合目的的であると云える。」と結論付けた。

これを受けて、「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」（昭和 53 年 3 月 25 日付け文学術第 117 号文部省学術国際局長、大臣官房会計課長通知）<sup>5</sup>が出され、特許を受ける権利の帰属は表 2-1-1 のように定められた。

表 2-1-1 国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利の帰属についての基準

	帰属先	内容	割合 <sup>6</sup>
(1)	国	①応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして特別に国が措置した研究経費（民間等との共同研究及び受託研究等経費のほか、科学研究費補助金を含み、教官当積算校費、奨学寄附金等のような一般的研究経費は除く。）を受けて行った研究の結果生じた発明 ②応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、原子炉、核融合設備、加速器等のように国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備（電子計算機等のような汎用的なものは除く。）を使用して行った研究の結果生じた発明	15%
(2)	発明者	①上記(1)により、国が承継することとした場合を除き、国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利は、発明者に帰属する。 ②ただし、発明者が希望するときは、発明者からの譲渡の申出に基づき、国は、当該発明に係る特許を受ける権利を承継することができる。	85%

<sup>4</sup> 研究目標が明確に設定された特定の研究テーマにのっとり、かつ、特別の研究費、研究設備が投入されて実施される特別の研究活動がある。これらの研究のうち明白に応用開発を目的とする研究については、当初から職務として発明が予定されていたと解することができる。

<sup>5</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102f.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102f.htm) 参照。

<sup>6</sup> 産学連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議「産学の連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議まとめ—特許等に係る新しい技術移転システムを目指して」（文部省、1998）P.5 より。

一方、時代が下り、政府の知的財産戦略会議では、長引く経済の低迷の中、2002年7月3日に、「知的財産立国」実現に向けた基本構想をまとめた「知的財産戦略大綱」<sup>7</sup>を策定した。この中では、大学における知的財産の活用の推進が掲げられ、大学の知的財産に対する取り組みの大幅な改善が提言されており、「法人化後の国立大学を含む公的機関等において、特許をはじめとする研究開発成果について効率的な活用が図られるよう、2004年度までに、TLOと密接に連携しつつ、TLOの経験やノウハウを活かした機関一元管理を原則とした体制を整備する。」と記載された。

こうした政治の基本方針を背景に、科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会では、「知的財産ワーキング・グループ報告書」（2002年11月1日）をとりまとめ、教員が大学で行った職務発明に係る特許権等は機関帰属を原則とする方針を打ち出した。その理由付けとして、以下の記載がある。

昭和52年の学術審議会答申以降、大学の第三の使命としての社会への貢献、なかでも「知的財産立国」の実現に向けて大学が自らの研究成果を主体的に育成し社会での活用を図ることが喫緊の課題として重要視され、そのための環境整備も進められるといった状況の変化が生じている。このため、大学には、たとえ研究の企画・実施段階では必ずしも意図していなかったものであっても、研究から産み出され社会で活用可能な技術を社会に還元することが求められている。従って、技術の社会への最適な移転を目指して、大学の研究から産み出された知的財産等を、教育・研究機関としての大学の立場を堅持しつつ、産学官連携のもとで主体的・戦略的に保護・育成しその活用を図ることは、大学にとって重要な役割であると考えられる。このような考え方は、学校教育法第52条及び第58条の「学術の中心」「研究」の今日的な解釈としても十分に可能であると思われる。

また、施設設備や研究経費等、活動の基底部分を公的資金によって支えられている教員の研究活動の成果について、国民（納税者）の理解が得られるよう配慮する必要があることは言うまでもない。<sup>8</sup>

このように、経済の低迷のみならず、大学の「白い巨塔」の語に代表されるような旧体質に対する批判の強まりといった社会的な状況の変化の中で、大学教員の発明に対する権利の解釈が変更され、国立大学法人を先頭に、知的財産に係る権利の帰属が、原則、教員個人から大学に大きく動きはじめた。これには、国立大学時代、そもそも国有特許というものが、売り込みも行われなかったために有効活用されなかったという状況があったというこ

---

<sup>7</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html> 参照。

<sup>8</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021101.htm) 参照。

とはもちろん、仮に国有特許の侵害が行われても、それを調査して対抗するための資金、体制がほとんどなく、無断で使われ放題という状況もあった<sup>9</sup>。一方、第1章第5節でも触れたが、産学連携を推進し、シリコン・バレーモデルで大きな成功を成し遂げたアメリカにならば、日本でも、日本版バイ・ドール法といわれる産業活力再生特別措置法（1999年9月1日施行）を導入し、国の委託に係る研究成果に基づく特許権等は、一定の条件で国が受託者から譲り受けられないことができるということを規定した。こうした法整備によって、国立大学も自ら所有の知的財産の活用に積極的に取り組むことが期待された。2003年度から実施されている、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」<sup>10</sup>も、知的財産の機関管理への移行を踏まえた知財管理・活用推進の体制作りのための公募事業である。国公立大学、大学共同利用機関及び国公立高等専門学校による申請件数83件のうち、34件が採択され（採択に漏れたもののうち、9件は「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として支援されることとなった。）、事業経費5千万円前後を交付、原則5年間継続することとなっている。

しかし、国立大学法人も、大学としての役割は国立大学時代と同様であり、国立大学法人が所有する知的財産がどの程度活用されるかは疑問である<sup>11</sup>。第一に、大きな利潤が得られる発明を見極めることは市場原理に精通した大企業ですら困難であるのに、知財に関してほとんど初心者大学の大学に自らが保有すべき特許を見極めることは一層困難を伴う上、そこに投資していく資金的余裕もない。第二に、特許侵害に目を配らせ、利益を上げるという特許保有者の通常の活動は、むしろ元来知財をどんどん公開して公益に資する性格を持つ大学にそぐわないばかりでなく、もともと自ら特許を実施して利益を得る活動をしていない大学に、そのような専門的労力を割くことによって得る利益はほとんどない。つまり、特許を保有することによって生じ得る特許関連訴訟等の問題は、大学にとって、労多く見返りの少ない最も避けたい事態であるといえる。

もちろん、アメリカのプロパテント政策やシリコン・バレーにみられる産学連携の輝かしい成功例は、経済界のみならず、日本の大学の知的財産戦略にも大きな影響を与えており、知的財産の重要性は今後も益々高まっていくことは必至である。それでは、大学で生じる数多くの発明はどうしたらよいのか。一つのあり得べき方策としては、一部の重要な基礎的研究成果に関するもの、言い換えれば、すぐには事業化できなくとも、将来重要な基本特許になる可能性のあるものを除いて、大学ではなるべく特許を維持しないということであろう。産業界に大きなインパクトを与える可能性のある発明は、産業界で見極めて

---

<sup>9</sup> 国が承継した特許を受ける権利の出願事務は、平成10年度までは日本学術振興会が、それ以降は科学技術振興事業団が行っていた。

<sup>10</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/15/07/03071501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/07/03071501.htm) 参照。

<sup>11</sup> アメリカのTLOもほとんどが赤字といわれている。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/gijiroku/002/011104.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/gijiroku/002/011104.htm) 参照。)



もらい、産業界で扱ってもらおう。つまり、発明は生じた時点で大学と企業が納得した対価で譲渡し、その後の扱いは産業界に任せるということを考えた方がよいだろう。そうすれば、産業界ではその後の特許の扱いに足かせをはめられることなくイノベーションを実現でき、大学も特許維持に関わるリスクを回避し、同時に研究成果の社会還元も達成できからである。ただし、本稿で扱う発明者の特定や共同研究に伴う契約上の持分割合の認定など、知的財産に関する基本的な手続きの整備はしっかりと行っていく必要があるだろう。

## 第2節 発明者の特定に関する問題の検討

### 1. 発明者の特定に関する問題の発端

前節に記載したとおり、教員の発明に関する権利は大学という機関の帰属に移行していくという流れの中で、共同研究等において、大学と企業が発明の権利に関して交渉する場が増加しつつある。発明者の特定はこうした交渉事の中で基礎的な確認事項となる。

しかし、もともと、特許法において、発明者の定義に関する明文規定はなく、発明者が特許を受ける権利を有することが規定されているに過ぎない（特許法第29条）。なお、中山<sup>12</sup>は、「発明者とは、当該発明の創作行為に現実に加担した者だけを指し、単なる補助者、助言者、資金の提供者あるいは単に命令を下した者は、発明者とはならない。」としている。また、共同発明者の判断基準であるが、吉藤等<sup>13</sup>によれば、「発明は技術的思想の創作であるから、実質上の協力の有無は専らこの観点から判断しなければならない。思想の創作自体に関係しない者、たとえば、単なる管理者・補助者又は後援者等は共同発明者ではない。」としている。したがって、次の①～③の者は共同発明者とはいえないとする。

- ① 部下の研究者に対して一般的管理をした者、たとえば、具体的着想を示さず単に通常のテーマを与えた者又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者（**単なる管理者**）
- ② 研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者又は実験を行った者（**単なる補助者**）
- ③ 発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者（**単なる後援者・委託者**）

また、発明の成立過程を、「着想の提供（課題の提供又は課題解決の方向づけ）」と「着想の具体化」の2段階に分け、各段階の実質上の協力者の有無によって共同発明者たる者を次のように判断する。

- ① 提供した着想が新しい場合は、着想（提供）者は発明者である。ただし、着想者が着想を具体化することなく、そのままこれを公表した場合は、その後、別人がこれを具体化して発明を完成させたとしても、着想者は共同発明者となることはできない。両者間には、一体的・連続的な協力関係がないからである。したがって、この場合は、公知の着想を具体化して発明を完成させた者のみが発明者である。
- ② 新着想を具体化した者は、その具体化が当業者にとって自明程度のことに属しない限り共同発明者である。

---

<sup>12</sup> 中山信弘『工業所有権法（上）特許法 第二版増補版』（弘文堂、2000）p.59

<sup>13</sup> 吉藤幸朔・熊谷健一『特許法概説 第13版』（有斐閣、1998）p.188

このことは、「第1章第5節(3)②発明者の特定に関わる問題」で記載した調査結果にも関与する問題である。例えば、奨学寄附金を提供した企業にまで権利を主張されたりするなど、「資金の提供＝共同発明者」の意識が企業にある場合がある。発明者としての発明者名誉権については後述するが、知財権の重要性が益々高まっている今日、真の発明者としての出願権はもとより、真の発明者の持つ人格権も重要であり、発明者の定義に対する正しい理解の普及は必須といえる。

## 2. 企業における発明者の特定

大学との共同研究における産業界側の発明者の特定の誤解事例が示しているように、近年知財管理に乗り出した大学に限らず、日本では、企業自身の内部においても、発明者の特定方法はあいまいな場合が多い<sup>14</sup>。「フジサンケイビジネスアイ」の2004年3月19日の紙面には、共同発明者の認定に関して次のような記載がある。

例えば部課係やチームで共通の研究テーマを掲げ、そこに複数の研究者が存在すると、個人的、独創的な着想であることを公言しにくいといった心情が働く場合もあるし、共同発明者の範囲を明確化しにくい場合もある。このため、着想に直接関係のない上司や関係者を共同発明者として申請してしまうケースがある。

極端な場合、研究成果を文書化した者も共同発明者に含めている場合や、逆に人数合わせから、共同発明者であるのにも関わらず、若年であるといった理由で外されることもあるという。

これが企業内だけならまだしも、他企業や研究所などとの対外的な共同研究の場合、相手方のメンツや力関係で発明者に入れてしまうこともある。発明者の認定方法が意外にあいまいなのである。<sup>15</sup>

一方、2002年11月に、(財)知的財産研究所が、日本知的財産協会正会員企業と2000年度・2001年度「創造技術研究開発費補助金交付企業」及び「地域活性化創造技術研究開発費補助金交付企業」を対象に、発明者の特定等に関して実施した調査(回答分析数550社)<sup>16</sup>について、次のように発表している。

(1) 発明者の決定を行う者は、「発明にかかわった関係者同士」が大企業60%・中小企業

<sup>14</sup> 菊池武「職務発明と職務著作の権利帰属—実務に即しての考察」日本知的財産協会『知財管理』Vol.55 No.7(2005) p.871 参照。菊池によれば、「発明者認定は、そもそも、使用者対従業者(発明者)の労使の力関係によって、企業主ないし、上司の意のままにされ、何一つルールがないのが日本の現状といえよう。」とある。

<sup>15</sup> 中岡浩「あなたもなれる? 発明長者(3) 発明者は誰なのか」(フジサンケイビジネスアイ、2004-3-19) <http://www.business-i.jp/news/for-page/chizai/200603020028o.nwc> 参照。

<sup>16</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tokkyo\\_014/paper04\\_3.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tokkyo_014/paper04_3.pdf)

40%、「発明が生まれた部門の長」が大企業が 18%・中小企業が 22%、「発明者の上長」が大企業 16%・中小企業 18%

- (2) 申請された発明者が真の発明者であるか否かの検証方法について、「特段の検証を行っていない企業」が多数である一方、検証を行っている企業の検証方法としては「各発明者からのヒアリング」、「上長の証言」が多い
- (3) 発明者の決定に関し、「特に争いの生じていない大企業」は約 80%、「社内での仲裁により争いを解決した経験のある大企業」は約 20%、「訴訟に発展したケースのある大企業」は 0.6%
- (4) 争いの原因として最も多いものは「上司など発明完成に寄与していない人が発明者に名を連ねていること」、次に多いのは「アイデアを出したが発明者として認められなかったこと」

上記の企業に対する調査項目の内容については本調査と若干異なるところがあるが、第 1 章の大学に対して実施した調査結果と比較してみると、多くの回答は類似している。例えば、(1) については、発明者の決定を行う者は「発明に関わった関係者同士」が最も高い割合を示し、「発明が生まれた部門の長」や「発明者の上長」は 16~20%の範囲で存在しているという。大学における調査でも、「届出・申告による、発明者に一任（発明者間の協議）」が最も多いという点が類似している。ただし、大学では、「研究代表者が調整」や「指導教員の申し出・判断」は若干数であり、企業の方が上長に判断が委ねられる場合が多いといえる。(2) については、真の発明者であるかについて、「特段の検証を行っていない企業」が多数ということであるが、当該調査ではこれが 60%を超えており、「各発明者からのヒアリング」は 40%弱である。一方、大学も「発明者に一任」という場合が全体で 48%と最も割合が高く、「関係者への確認・ヒアリング」を実施している割合は 22%である。また、(3) に示されたように、企業調査では、約 8 割は発明者の決定に関して争いが生じていないが、争いが生じた場合は (4) が示すように、「発明完成に寄与していない人が発明者に名を連ねていること」や「アイデアを出したが発明者として認められなかったこと」が多かった。大学の調査でも、問題点を記載してきた件数が 13 件 (11%) であり、やはり今のところ問題が生じたケースは少ない。問題の内容も、(4) が示す企業調査結果とほぼ同じで、発明に寄与していない者が発明者として主張してくる等のケースであった。

この調査結果をみる範囲では、企業でも、発明者の特定に関する争いは少ないものの、争いの原因に「上司など発明完成に寄与していない人が発明者に名を連ねていること」が大きな割合を占めており、フジサンケイビジネスアイの記事の指摘のように、一部、慣例的な決定がなされていると想定され、発明者の特定にはより厳格な対応が必要であるといえる。特に、後述するように、先発明主義を採用するアメリカでは、真の発明者であることが重要な事項となっており、アメリカに多くの特許を出願する企業では発明者の特定は慎重にならざるを得ないであろう。

### 3. 発明者に関する学説・判例

前述のように、日本では、発明者の特定について、これまで厳格さに欠けていた。これは、真の発明者が記載されていない場合であっても、拒絶理由や無効理由にはあたらないということからも来ているといえる。例えば、特許法第 49 条で拒絶理由の形で規定されている特許要件の中には、「その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。」（特許法第 49 条 7 号）が含まれ（いわゆる冒認出願）、利害関係人が特許無効審判を請求することができると規定されている（特許法第 123 条 1 項 6 号）。また、同じく拒絶理由として、特許法第 38 条の共同出願に関わる記載が含まれているが（特許法第 49 条 2 号）、第 38 条とは、「特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。」というものであり、この共同出願に違反している場合には、やはり利害関係人が特許無効審判を請求することができると規定されている（特許法第 123 条 1 項 2 号）。しかし、これらは真の発明者が誰であるかということが問題なのではなく、あくまで権利者が誰かということが問題にされているに過ぎない。

吉藤等<sup>17</sup>によれば、「特許を受ける権利を発明者から適法に承継した者が自らを発明者として記載して出願した場合には、出願の拒絶理由または特許の無効理由にはならないものと解すべきである。」としている<sup>18</sup>。さらに、吉藤等は、発明者掲載権の行使について、続けて次に様に述べている。

特許を受ける権利を承継した者が発明者であると表示して特許を受けた場合において、そのことが発明者の意に反しているときは、発明者は発明者掲載権を主張することができることはいうまでもないが、この権利をどのようにして行使することができるかが問題である。我が国においては実例はないが、発明者は特許権者を相手方として確認の訴を提起し、判決を受ければ、特許庁に対して特許証の訂正を請求することができるのではないだろうか。

発明者の意に反しない場合であれば、特許を受ける権利を承継した者が、自ら発明者と

---

<sup>17</sup> 吉藤幸朔・熊谷健一『特許法概説 第 13 版』（有斐閣、1998）pp.186-187

<sup>18</sup> 発明者から特許を受ける権利を承継した出願人らが自らを発明者と称してした出願の適法性について、吉藤等によれば、「大正 10 年法のもとにおける大審院判決は、適法な権利行使でないからその特許は無効とすべきであるとするもの（大審判大 12.7.23 兼子・染野・判工 2 巻 165 頁、同昭 3.4.16 民集 7 巻 209 頁、同昭 3.4.20 兼子・染野・判工 2 巻 165 の 3 頁）と、これに反するもの（大審判大 15.3.20 民集 5 巻 194 頁）とに分かれていたが、学説は挙って前者の判決を否とし、後者の判決を是とした（鈴木竹雄・昭和 3 年度判例民事法 108 頁、我妻栄・法学協会雑誌 45 巻 4 号 188 頁、美濃部達吉・国家学会雑誌 42 巻 12 号 130 頁）」とある。

記載しても拒絶理由や無効理由にはあたらない、という解説が示しているように、日本では、あくまで、出願手続きを行った「権利者」が重要であり、発明者の氏名そのものに重点は置かれない。特許庁でも積極的に発明者の真偽を審査するわけではない。したがって、勢い、発明者の特定には、企業等の努力が払われないことになる。こうしたことの背景には、真の発明者が冒認出願者に対して取戻請求権を有するかという問題につながり、後述するように、これが非常に厄介な問題を抱えているということがある。

#### (1) 発明者の権利

大阪地裁の平成 14 年 5 月 23 日の判決(平成 11 年(ワ)第 12699 号売買代金等請求事件)<sup>19</sup>では、発明者名誉権に基づく願書の補正出願請求が適法とされた。本件は、原告 A が特許発明の出願人である被告株式会社三徳に対し、同発明の発明者は原告であると主張し、人格権(発明者名誉権)に基づく妨害排除請求又は名誉侵害行為に基づく名誉回復措置(民法 723 条)として、その特許出願の願書に記載された発明者が原告である旨の補正手続を求めるとともに、同出願において発明者とされている被告 B に対し、同発明の発明者が原告であることの確認を求めたものである。発明者が原告である旨の補正手続に関する判決は、「人格権たる発明者名誉権(発明者掲載権)は、発明者の名誉を保護するものであって、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であることからすると、物権の場合と同様に排他性を有する権利であると解される。したがって、発明者名誉権が侵害された場合には、真の発明者は、侵害者に対し、人格権たる発明者名誉権に基づいて侵害の差止めを求めることができるものと解すべきである。しかるところ、真実は当該発明の発明者でありながら、出願人が特許出願の願書に発明者としてその氏名を記載しなかったために、特許公報や特許証にその氏名が記載されない場合には、真の発明者の発明者名誉権は侵害されたことになる。」とし、「出願人に対し、願書の発明者の記載を真実の発明者に訂正する補正手続を行うように求めることが、適切であるといえる。」とした。また、原告が発明者であることの確認であるが、「発明者名誉権は人格権として法的に保護される権利であるところ、被告 B は自らが本件発明の発明者であると主張して、原告に発明者名誉権があることを争っているのであるから、確認の利益があるものというべきである。」とし、適法な訴えであると認めた。また、発明当時、原告は三徳の従業者ではなかったものの、経済的に一体的な関係にある企業に勤務しており、特許法第 35 条 3 項を類推適用し、被告に対価 200 万円の支払いを命じている。

発明者の氏名に関しては、表 2-2-1 のような関連規定があり、判決では、「これらは発明者が発明者名誉権(発明者掲載権)を有することを前提とし、これを具体化した規定であると理解できる。」としている。すなわち、特許証や願書、特許公報に記される発明者の氏名に関する規定が人格権としての発明者名誉権を根拠付けているということである。もと

---

<sup>19</sup> 判決全文は <http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/>参照。

表 2-2-1 発明者名誉権に関連する規定

規定	内容	関連規定
パリ条約 第4条の3	発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。	特許法第26条：特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。
特許法施行規則第 66条4項	特許証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 四 発明者の氏名	特許法第28条1項：特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。
特許法第 36条1項	特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。 二 発明者の氏名及び住所又は居所	
特許法第 64条2項	出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。 三 発明者の氏名及び住所又は居所	
特許法第 66条3項	前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。 三 発明者の氏名及び住所又は居所	

もと特許法では、発明者の氏名を「掲載しなければならない」という範囲にとどまっているため、特にパリ条約の「権利」の規定を中心とした形の判決となっている。また、本件は、特許手続きが特許庁に係属中のものに対する判決であった。このため、この判決では、真の発明者を確認した上、正しい記載にするよう、補正手続をする命令が下されている。出願中の件に関しては、具体的には、このように、特許を受ける権利を有することの確認判決を得て、補正という手続きが取られる。しかし、上野<sup>20</sup>の指摘するように、登録後の訂正においては、「発明者は誰に対してどのような主張を行うことができる」と解釈論上導き出せるのか等々、残された問題は少なくない。」といえる。例えば、特許登録後の場合、特許権者による訂正審判の対象が、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲、または図面」（特

<sup>20</sup> 上野達弘「発明者名誉権—希土類の回収方法事件」有斐閣『特許判例百選 第3版』（2004）p.61

許法第 126 条 1 項) に限定されているというようなことがあるからである。このことについては、次にもう少し詳細に検討したい。

## (2) 真の発明者の出願

真の発明者が人格権として発明者名誉権を主張するのみならず、真の出願の権利者としての主張をするということは当然あり得る。中山<sup>21</sup>によれば、真の権利者から冒認出願人に対して権利の返還請求ができるかどうかということについては、特許の登録前後で状況が異なるという。もちろん、冒認者から権利を返還する合意を得た場合は登録の前後に関わらず、特許移転登録申請は認められる。登録前の特許を受ける権利を考える場合には、冒認出願には先願権がないため(特許法第 39 条 6 項)、真の権利者の出願が後になっても真の権利者に特許が付与されることになる。しかし、真の権利者の出願前に第三者の出願が入ると、真の権利者の出願は拒絶される。この場合、真の権利者である確認判決を添付した出願名義人変更届で処理することになる。ただ、真の権利者が特許出願について何らの行為もしていないにも関わらず、確認判決だけで名義を自己に移転してもよいかということとは問題となる。しかし、真の権利者は名義人変更という手続き以外に権利回復の方法がなく、出願の前後を問わず、特許を受ける権利であることに変わりはないという理由<sup>22</sup>から、中山は、確認判決で名義人変更を認めるべきであるという見解を出している。

なお、中山によれば、真の権利者の発明と冒認出願中の発明との同一性の証明には困難が伴うため、実際には特許を受ける権利が共有となるケースが多いと考えられるという。

一方、前述のように、特許登録前後では返還請求の扱いが異なり、登録後の返還請求は現行法では困難である。この事情については、東京地裁の平成 14 年 7 月 17 日の判決文(平成 13 (ワ) 第 13678 号特許権移転登録請求事件<sup>23</sup>)の中に具体的に記載されているので、ここで簡単に紹介する。登録前の特許を受ける権利の保護に関しては、新規性喪失の例外規定(特許法第 30 条 2 号)が設けられており、特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を失った場合には、その日から 6 か月以内に真の発明者が出願すれば、冒認出願は拒絶され、真の発明者が特許権者となり得るという地位を一定の範囲で保護している。一方、冒認出願者に特許権の設定登録がされた後の場合、無効(特許法第 123 条 1 項 6 号)とされているが、特許法上、発明者の冒認者に対する特許権返還請求権を有する旨の規定は置かれていない。さらに、特許権は特許出願人を権利者として発生するものであり(特

<sup>21</sup> 中山信弘『工業所有権法(上)特許法 第二版増補版』(弘文堂、2000) pp.169-173

<sup>22</sup> 中山によれば、この点については反論もありうるとする。すなわち、出願するか否かは出願人の選択によるのであり、出願の巧拙によって特許の価値に差異が生じうるし、出願後も補正によりその内容は変化するためである。名義人変更という観点から、特許出願という事実により、特許を受ける権利がどのように変化したとみるべきかは注意を要する。

<sup>23</sup> 真の発明者が冒認出願を知ってからすぐに自ら出願していれば、特許権を取得する機会があったにも関わらずそれを怠った等の理由のため、真の発明者の特許権移転登録手続請求権を否定した判決。



許法第 66 条 1 項)、たとえ発明者であったとしても、自己の名義で特許権の設定登録がされなければ特許権を取得することはない。こうした特許法の構造に鑑みると、冒認出願をして特許権の設定登録を受けた場合には、当然には、発明者等から冒認出願者に対する特許権の移転登録手続を求める権利を認めているわけではないと解するのが相当である、というのが判決に示された基準であった。

ただ、中山<sup>24</sup>が指摘するように、真の発明者が無効審判を起し、無効審決が確定しても、すでに出願公開されており、当該特許は通常誰でも当該発明を実施できる事態となるため、真の発明者にとっても不本意な結果となることが予想される。また、不法行為による損害賠償を請求する余地があるとはいえ、これによって特許権の設定の登録を受けていれば得られたであろう利益を十分に回復できるとはいいい難い場合もある<sup>25</sup>。したがって、現実的には冒認特許権者との話し合いで、権利を共有としたりライセンス契約を締結して、争いを終わらせることも多いと考えられる。

また、大学でありがちなケースとしては、新規性喪失の例外規定(特許法第 30 条)を利用して、学会などで発明を公表してから出願をするという時の問題がある。この場合、例えば、発表を聞いた冒認者も何らかの発明的行為をなし、その成果を付加して一つの出願にするケースが考えられる。これについて、中山は、「原則として、特許を受ける権利は共有となり、真の権利者は、理論上は、自己の寄与分に応じた特許を受ける権利の持分の移転を請求しうることになるだろうが、事実上は立証の困難な場合が多いであろう。」とみている。第 30 条のこの部分の規定は、もともと、研究者等が法の不知による不利益を被らないように規定されたものであるため、知識が普及しつつある今日、廃止ないしは縮小していくべきという議論もあり、現状では、出願準備を早急に整えるということで対応すべきであろう。

さて、日本では冒認出願において取戻請求権を認めないのが通説であるが、取戻請求権を認める場合には、検討されなければならない問題も山積しているということである。なお、設定登録後の返還請求権を認める説は少数派であるが、この中では不当利得返還請求権に基づく説が多い<sup>26</sup>。つまり、真の権利者が権利の持分を失ったにも関わらず、冒認出願者は法律上の原因なしに特許権の持分を得ているという不当性があるということである。

---

<sup>24</sup> 中山信弘『工業所有権法(上)特許法 第二版増補版』(弘文堂、2000) pp.170-173

<sup>25</sup> 最高裁平成 13 年 6 月 12 日第三小法廷判決(平成 9(オ)第 1918 号特許出願人名義変更届手続請求事件)では、譲渡証書を偽造した者から真の権利者に移転登録手続をすることを求めた事件に対し、特許登録後でも、無効審判によらず、特許権の共有者としての地位を上告人に承継させ、持分の移転登録をすることを認めている。

<sup>26</sup> ただし、不当利得の適用に当たっては、返還の範囲が損失の範囲に限定されている点が問題である。違法者によって取得された「特許権」が「特許を受ける権利」より経済的価値が著しく高いことはいうまでもないから、特許権の返還を求めることが損失の範囲内と言にくい。(竹田和彦「特許を受ける権利の返還請求について」日本弁理士会『パテント』Vol.34 No.7 (1980) p.8)

これについて、竹田<sup>27</sup>は、特許権と特許を受ける権利の間の連続性と同一性が明白でない場合等は移転登録手続請求は否定されるべきとしている。そして、正当権利者に期限を定めて返還請求権を認めている諸外国（ドイツ特許法 8 条<sup>28</sup>、フランス特許法 2 条<sup>29</sup>）の規定を参考にして立法により問題の解決を図ることも検討されるべきことを述べている。また、生駒<sup>30</sup>も、正しい権利は保護されるべきであるという公理に基づき、証拠調べや論争判断を得意とする普通裁判所（地方裁判所）にも特許無効訴訟の道を設け、当事者に選択を委ねるということを提案している。

登録後の冒認出願を考えるについては、①真の発明者が先願主義にも関わらず早急な出願を怠っていることや、②登録までに長大な時間のかかる手続きについても何ら行っていないこと、また、③冒認者に登録された特許発明と真の発明者の発明との同一性に疑義があること等から、移転登録手続請求は困難であるという事情は理解できるものの、本人の知らないうちに発明者が変更されていたりするなど悪質なケースもあり、特に、真の発明者が出願している事実がある場合には、正当な権利者に対する何らかの補償は必要である。また、この冒認出願が企業内の問題である場合、多くは職務発明ということで、使用者が出願時に発明者の記載をコントロールしてしまうという実情は勘案されなければならない。企業内で発明者の特定を厳格にしないということは、従業者の発明に対する意欲を失わせ、ひいては、企業活動の衰退につながることも意識すべきであろう。

#### 4. アメリカにおける発明者の特定

現在、先発明主義を採用している国は、アメリカのみである。すなわち、先に出願した者に特許を付与するのではなく、最初に発明した者に特許を付与する方式である<sup>31</sup>。したがって、アメリカでは、誰が真の発明者であるかということは重要な点となっているし、真の発明者でない者を発明者として表示した特許は無効となる<sup>32</sup>。アメリカの特許権侵害訴訟においては、被疑侵害者から発明者の不実記載を理由とした抗弁がしばしばなされている<sup>33</sup>。

---

<sup>27</sup> 竹田和彦「特許を受ける権利の確認請求（1）」有斐閣『特許判例百選 第3版』（2004）p.55

<sup>28</sup> 原則として、特許付与の公表後 2 年間主張することができる。

<sup>29</sup> 原則として、特許付与の公表後 3 年間主張することができる（悪意の場合は権利満了から 3 年以内）。

<sup>30</sup> 生駒正文「発明者から冒認出願の特許権者に対する特許権移転登録手続請求権」日本知的財産協会『知財管理』Vol.53 No.12（2003）p.1917

<sup>31</sup> ただし、合衆国特許法第 102 条（b）によると、最初の発明者であっても、その特許出願日より 1 年を超える以前にその発明が公知になっている場合には特許が付与されないことにはなっている。米国特許法（日本語訳）については、次の HP を参照。：

[http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/aippi/pdf/mokuji/us\\_tokkyo1.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/aippi/pdf/mokuji/us_tokkyo1.pdf)

<sup>32</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryous/toushin/shingikai/pdf/tokkyo\\_6/paper07\\_2.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryous/toushin/shingikai/pdf/tokkyo_6/paper07_2.pdf)（産業構造審議会知的財産政策部会第 6 回特許制度小委員会の配布資料）参照。

<sup>33</sup> 国際第 1 委員会「米国判例に見る発明者の要件と特定の実務」日本知的財産協会『知財管理』vol.52 No.6（2002）p.824

ただし、発明者が誤って特許出願に加えられたり、あるいは加わらなかったりした場合、その誤りが詐欺的な意図から生じたものでない場合は適宜出願の補正（米国特許法第 116 条（3））や登録後の訂正（米国特許法第 256 条）をすることができることになっている。

発明者の誤記に関する判決では、エシコン社対 US サージカルに関する 1998 年の米国連邦巡回控訴裁判所の事例が有名である<sup>34</sup>。共同発明者の 1 人が単独で特許出願し、エシコン社に独占的実施権を許諾した。ライバル社である US サージカルは発明者とされなかったもう 1 人が遡及的に実施許諾権を得ると同時に、米国特許法第 256 条に基づき、発明者の訂正の申し立てをした。エシコン社はこれに対して US サージカルを訴えたが、裁判所は 1 つの請求項に関与していれば共同発明者であると認定し、原告の主張を却下している。なお、アメリカにおいては、契約に別段の定めがない限り、他の共有者の同意を得ることなく、第三者に実施許諾することが可能とされているため、このような判決となっている。

米特許弁護士ポール・マイケルジョンによれば<sup>35</sup>、アメリカの発明者の認定には着想と実施化という概念が関わってくるという。すなわち、米裁判所では、「予測可能な技術」と「予測不可能な技術」を分けており、後者は実際に実施化されなければ予測通り機能するかどうかわからないタイプの技術であって、実施化されるまで着想は完成しないということになり、「着想と実施化が同時に発生する」というルールが生じる。この場合、最先に実施化した者が真の発明者であり、着想しただけの者は真の発明者とみなされない。これは、前述の吉藤等<sup>36</sup>の、「着想の提供」と「着想の具体化」の 2 段階に分けて発明者を特定する日本の方式と類似している。「予測不可能な技術」とは、例えば、バイオテクノロジー（特に遺伝子の配列に関する発明）、化学（特に触媒作用に関わる発明）などが挙げられている。ただし、連邦巡回裁判所が、「着想と実施化同時発生原則」を適用すべきではないと判断した事例もある。

また、国際第 1 委員会<sup>37</sup>は、アメリカにおける発明者要件に関わる判例を分析し、仮想事例をいくつか提示し、判断の指針を示している。この中で、ケースバイケースで判断すべき事例や総合判断が必要な事例を 1 つずつ解説しているので、取り上げてみる。

一つは、甲が薬効（X 治療作用）を求めて新規化合物 A を合成したが、甲の勤務する会社ではルーチンワークとして新規化合物の薬効についての評価を行っており、その結果乙が薬効（Y 治療作用）を見出した場合である（クレーム：化合物 A を有効成分とする Y 治

---

<sup>34</sup> Ethicon Inc. v. United States Surgical Corp., 1998.2.3 詳細は国際第 1 委員会「米国判例に見る発明者の要件と特定の実務」日本知的財産協会『知財管理』vol.52 No.6（2002）p.836

<sup>35</sup> ハインツ・ゴッダーほか「研究活動のグローバル化に伴う研究成果帰属・ライセンスに係る諸問題と紛争回避の対策」商事法務『別冊 NBL』No.106（2005）pp.302-306

<sup>36</sup> 吉藤幸朔・熊谷健一『特許法概説 第 13 版』（有斐閣、1998）p.188

<sup>37</sup> 国際第 1 委員会「米国判例に見る発明者の要件と特定の実務」『知財管理』vol.52 No.6（日本知的財産協会、2002）p.831

療薬)。このケースでは、A と Y の関係を示唆した者は存在せず、誰も着想していなかった。この場合、発明全体に寄与した程度をケースバイケースで考え、合成者、薬理評価者、薬理評価責任者等から選ぶことになる。

二つ目は、甲がある土地の土壌から微生物を採取・培養し、その培養液から乙が新規化合物 A を単離、丙が A の構造を決定、丁が薬理試験を実施して A の薬効 (X 治療作用) を見出した場合である (クレーム：化合物 A)。これについては、A と X との関連に着目した者を中心として、微生物の入手困難性、培養の工夫、単離や構造決定の困難性等を総合的に判断して発明者を決定することになる。

以上は同委員会が示した解説であるが、二つ目の事例については、微生物の採取・培養者等が最終的な X の効用を予見していたかということの方に着眼するべきであり、単に素材の提供や単離、構造決定の単なる「困難性」を以って発明者と認定するには、無理があるように思われる。

こうした事例を想定すると、「単なる補助者」等の定義も明確にすることが困難な場合もあり、注意が必要である。

以上、アメリカにおける真の発明者の認定に関する判例等について具体的に紹介したが、アメリカが真の発明者を特定することに力を注いでいる分、その種の判例は日本より多い。ただ、日本でも発明者の特定等に関する判例はいくつか示されており、これら日米の判例を対比させてみることは興味深い。このため、表 2-2-2 に日米の類似案件の判例の対比を試みた。これによると、「予測不可能な技術」、「発明に対する共同発明者の部分的関与」、「当業者の通常の技量」、「着想の定義」などについて、日米共に争点となっており、かつ、ほぼ同様の判断が示されている。前述のように、日本で通常発明者ではないとされる者は、「単なる管理者」、「単なる補助者」、「単なる後援者・委託者」であるが、こうした判例の積み重ねによって発明者の特定がより明確化されていくということである。判例は特定の事例に関する判断であるため、即座に普遍化することはできないが、今後発明者の権利の主張が益々強くなってくると推定される日本でも、先出願主義を採用しながらも、アメリカにおける多数の判例は参考となるだろう。

#### 5. 発明者の特定が厳格になされない理由

発明者の真偽をめぐることは、法制度においても様々な問題が背景にあることをみてきた。日本では発明者の不実の記載が、手続き上はあまり問題にされず、それ自体で拒絶や無効の判断をされないことが一つの大きな原因となっており、共同研究において企業が誤った発明者の記載を求めるとともに、不当に特許の権利を主張するという事態が生じていると考えられる。これに関する対処については、共同研究における持分割合の決定方法にも関連するため、次に、これと合わせて考察をしていく。

表 2-2-2 日米の発明者特定に関わる判例比較

アメリカの判例 <sup>38</sup>	日本の判例 <sup>39</sup>
<p>殺虫剤の化学構造を決定しただけでは効果のある虫の種類がわからず、これを予測不可能な技術であるとし、<u>実施化した先願者に権利を認めた。</u> (Smith v. Bouquet, CCPA, 1940) <sup>40</sup></p>	<p>化学のような分野では、着想と具体化した結果を事前に予測することが困難であるとして、<u>課題解決の方向性を大筋で示したに過ぎない者を共同発明者として認定しなかった。</u> (東京地裁平成 14 年 8 月 27 日判決、平成 13 年(ワ)第 7196 号特許権譲渡対価請求事件)</p>
<p>共同発明者は全ての請求項に寄与している必要はなく、<u>いずれか 1 つの請求項に寄与していれば十分であるとして、2 つの請求項に貢献している者を共同発明者とした。</u> (Ethicon Inc. v. U. S. Surgical Corp., CAFC, 1998)</p>	<p>発明の複数の特徴について検討し、<u>各特徴の着想者を共同発明者と認定した。</u>(大阪高裁平成 13 年 5 月 10 日判決、平成 10 年(ワ)第 10432 号特許を受ける権利の確認請求・同附帯控訴事件)</p>
<p><u>通常の技術者の通常の技量の発揮行為は発明行為ではないとして、共同発明者として認めなかった。</u> (Hess v. Advanced Cardiovascular Sys., CAFC, 1997)</p>	<p><u>当業分野の技術者が容易に構成製作できる程度のものを単なる補助者とし、発明者として認めなかった。</u>(大阪地裁平成 4 年 3 月 26 日判決、昭和 63 年(ワ)第 5570 号)</p>
<p>着想したかどうかは、発明者が、<u>当業者が発明を理解できるのに十分明確かつ恒久的なアイデアを有していたか否か</u>で決定するとし、試験をしたに過ぎない者を発明者とは認めなかった(ただし、寄与が実験であることのみを持って共同発明者から除外されることはない)。Burroughs Wellcome Co. v. Barr Laboratories Inc., CAFC, 1994)</p>	<p><u>当業者が実施できる程度の具体的な着想でないとして、具体的構造を創作したもののみを発明者と認定し、単に作製依頼をした側は発明者と認定しなかった。</u>(東京高裁昭和 60 年 8 月 15 日判決、昭和 59 年(行ケ)第 58 号審決取消請求事件)</p>

<sup>38</sup> 国際第 1 委員会「米国判例に見る発明者の要件と特定の実務」日本知的財産協会『知財管理』vol.52 No.6 (2002) pp.826-836 及びハインツ・ゴッダーほか「研究活動のグローバル化に伴う研究成果帰属・ライセンスに係る諸問題と紛争回避の対策」商事法務『別冊 NBL』No.106 (2005) pp.304-307 参照。

<sup>39</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tokkyo\\_6/paper07\\_1.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tokkyo_6/paper07_1.pdf) (産業構造審議会知的財産政策部会第 6 回特許制度小委員会の配布資料) 参照。なお、判例については、[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action\\_id=first&hanreiSrchKbn=01](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=01) 参照。

<sup>40</sup> <http://www.law.syr.edu/pdfs/AsherArticle-Spring2003.pdf> 参照。

### 第3節 発明者の持分割合の決定に関わる問題の検討

発明者の持分割合の決定に関する問題点は、発明者の特定手続きの延長線上にある。持分割合決定時の問題点の原因は、実際には、第1章の調査結果が示すように、発明者の特定時に生じる問題の原因とほぼ同様のものとなっている。例えば、①発明者の定義を知らないことから生じた持分の不均衡や、②企業が資金提供を盾に持分割合を多く主張してくるというケースなどである。

#### 1. 企業における発明者の持分割合の決定との比較

発明者の持分割合における状況に関して、企業の場合をみると、前述の(財)知的財産研究所が、企業を対象に実施した調査<sup>41</sup>により、以下のことを明らかにしている。

- (1) 共同発明に対する発明者の貢献度<sup>42</sup>は、大企業では「一律均等」が多いのに対し、中小企業では「個々のケースごとに決定」が多い。
- (2) 発明者の貢献度に関し、「特に争いの生じていない大企業」は92%、「社内で争いを解決した経験のある大企業」は7%、「訴訟に発展したケースのある大企業」は0.3%

(1)については、大企業では「一律均等」が51%、「個々のケースごとに決定」が17%、中小企業では「一律均等」が28%、「個々のケースごとに決定」が42%となっている。一方、第1章の大学対象調査では、「一律均等」は全体で4%足らずで、一部「契約書による」と回答するものもあるものの、「発明者に一任」等、いわゆる「個々のケースごとに決定」に相当するものがほとんどである。

また、(2)については、「特に争いは生じていない」という回答は、中小企業でも、89%、「社内で争いを解決した経験がある」は2%、「訴訟に発展したケースのあった」割合は0%である。大学調査でも、生じた問題を記載してきた件数が、9件(7%)程度であり、それほど高い割合ではなかった。

さて、この、「一律均等」という考え方は、第1章にも述べたように、「各共有者の持分は、相等しいものと推定する。」とした民法250条を基本とした方針といえるかもしれないが、対価の額や従業者の権利意識の面で、中山<sup>43</sup>が次のように述べていることは、これに関連する背景であると考えられる。

---

<sup>41</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tokkyo\\_014/paper04\\_3.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/tokkyo_014/paper04_3.pdf) 参照。2002年に実施

<sup>42</sup> ここでいう「貢献度」とは、「発明者がその発明に貢献した度合い：例えば報奨(補償)金の配分の際に用いられる」とされており、本稿でいう「持分割合」と同意であるといえる。

<sup>43</sup> 中山信弘『工業所有権法(上)特許法 第二版増補版』(弘文堂、2000) p.68

雇用の流動性が高く、かつ横断的組合によって保護されている欧米の発明者にとっての関心事は、自己の発明的能力をいかに高く使用者に売り込むか、という点にある。それに対し、終身雇用、年功序列の雇用形態を基本とし、かつ企業別組合の多いわが国においては、従業者を均一に扱い、従業者間の一体感を高めることが重要であり、ある特定の有能な発明者のみに破格の待遇を与えることには困難が伴う。また、従業者の方も、将来の昇進等を期待して金銭的要求を持ち出すことは少ないのが今までの実態であろう。

しかし、このような状況が今後も続くとは限らない。若年労働者を中心に労働力の流動化が進行しつつあるし、年功序列の給与形態から能力別給与形態への変化も進みつつある。また、わが国企業による外国人の雇用も増加するであろう。特に、大学や国公立研究機関においては、上級研究者を外国から招聘することも少なくない。これらの事情を勘案するならば、わが国だけが特異な雇用形態の下のみで機能する従業者発明についての実務を維持することは次第に困難となろう。

こうした企業内の事情をみると、大学との共同研究において、実際に発明に貢献した割合ではなく、持分均等を主張してくる企業の論拠が伝わってくる。ただ、中山も指摘するように、将来にわたって従業者を均一に扱うことには疑問があり、できる限り実態に即して持分を配分していく配慮が必要である。

なお、昭和 58 年に判決のあった職務発明における対価支払請求事件<sup>44</sup>では、裁判所が従業者である複数の対価請求者に対し、持分割合を考慮した各人異なる対価を算定している。

また、産業構造審議会知的財産政策部会第 6 回特許制度小委員会議事録（2003 年 2 月 21 日開催）<sup>45</sup>では、委員の中から次のような発言がみられた。

発明者の決定についてです。私もずっと現場にいまして発明者の認定は随分長くやってきましたが、研究開発部門同士の中でもめたという経験は一回もないんです。要するに、知財部門が行って何か裁定しなければならないという経験はほとんどなくて、研究者の方も、一定のルールだけ説明すると、権利意識なり発明者の名誉を自分たちの肌として感じる事ができるんです。つい最近、発明者間の持ち分を決めて、この発明について A 発明者は 80%、B さんは 20%というふうに発明者の持ち分も申請させるようにしたのですが、それについてもあまりもめない。研究者は研究者なりのルールがあるのかなという感じがします。また、共同出願について他の企業さんなり国の研究者の方とそのルールを適用しても、あまりもめたことがないケースからいくと、重要な観点ではあるのですが、研究者同士のルール、仁義みたいなものがあつ

---

<sup>44</sup> 東京地裁昭和 58 年 12 月 23 日判決（昭和 54 年（ワ）第 11717 号報酬金請求事件）

<sup>45</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/shingikai/patent\\_system\\_6.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutouhin/shingikai/patent_system_6.htm) 参照。

て、その辺はもめないのかなという感じがします。

こうした発言は、やはり前述の（財）知的財産研究所が 2002 年 11 月に実施した調査結果にみられるように、争いが生じた場合は大企業でも 7%程度であるということと符合している。

ただ、共同研究、受託研究の件数が益々増加している大学においては、外部との共有発明は勢い増加し、また、教員と学生という異なる立場の者が存在しているという状況から考えても、平均的な企業よりは、争いの生じる割合は高いと考えてよいだろう。このため、日本企業の慣行がそのまま大学に持ち込まれると、衝突を起こしやすい。

アメリカで通常行われている発明者特定の手続きとしては<sup>46</sup>、発明開示用紙に共同発明者の貢献が何であるかという記載部分があり、それについて弁理士が共同発明者と話し合っ、請求項に関する貢献を精査し、さらに、記載以外に関与している人物がいないかも確認して出願されている。また、最終的に請求項が確定した段階で、弁理士は再び発明者に、着想に関してコンサルタント、他企業の協力者等の関与者が本当にいないかどうか確認する。第 1 章に示した大学対象調査結果では、発明者の特定は基本的に発明者間に任せているという場合が多かったものの、関係者に対する確認やヒアリングも併せて実施しているとする回答は第 2 位につけている。日本では、制度上、アメリカほど真の発明者の特定が重要とされていないため、上記の特許制度小委員会委員の発言のように、発明者間の決定に任せても、現状ではほとんど争いは生じていないようであるが、少なくとも、発明者の特定に何らかの問題が生じた場合には、即座に対応できるように体制を整えておくことが重要である。

さらに、第 1 章に記載した調査結果で明らかになったように、企業側が共同研究において資金提供をしていることにより、当該発明者の貢献度以上の持分を請求してくる場合は問題である。これは、共同発明者同士の話し合いで持分割合を決定するということの枠を超えた問題である。なぜなら、発明は、資金提供内で研究を行ったから生まれたわけではなく、大学の研究環境や投資、教員に長年蓄積された研究成果の上に初めて生じるものといえるからである。これは、そのような蓄積に期待してこそ、企業側も共同研究を申し込んでいるのだという基本に立ち返って考える必要があるだろう。これについては、企業内部の事情と対比して考えればわかりやすい。仮に、企業内部でプロジェクトを立ち上げ、そこに 100 万円の投資をしたとし、そこに職務発明が生じた場合、企業は、当然に通常実施権を有するのみならず、相当の対価の下、当該権利の承継や専用実施権が契約によって自由にできることになっている。こうした企業の強い権利は、単にプロジェクトに投じた 100 万円の範囲のみの見返りとして与えられるわけではない。したがって、大学との共同研究

---

<sup>46</sup> ハインツ・ゴッダーほか「研究活動のグローバル化に伴う研究成果帰属・ライセンスに係る諸問題と紛争回避の対策」商事法務『別冊 NBL』No.106（2005）pp.320-321



によって大学教員に発明が生じた場合、それについて企業がわずかな直接経費を提供したことを以って、持分割合の増加を主張してくることは無理がある。こうした持分割合の決定時の不均衡についてももう少し考察してみることにする。

## 2. 共同研究における大学の負担

山口大学の木村<sup>47</sup>は、当該大学で実施した企業からの共同研究費 100 万円の共同研究事例 2 件について、大学が負担した経費を試算している。この結果、1 つ目の事例については大学が約 1,200 万円余りを負担していることになり、企業から提供のあった共同研究費 100 万円を差し引いても、約 1,100 万円以上の赤字を出していることが判明した。また、もう 1 つの事例でも、大学が約 1,000 万円弱の負担しており、100 万円の研究費を差し引いて、約 900 万円弱の赤字を出している。つまり、大学は企業の出費の 10~12 倍の費用負担をしているという計算になる。これらは共同研究に携わった分の教員人件費、学生人件費、学会旅費、消耗品費、基礎的管理費、機器減価償却費<sup>48</sup>を合算したものである<sup>49</sup>。2 つ目の事例の積算の詳細は次のとおりである。

(山口大学の事例)			
・ 教員人件費：	$32,000 \text{ 円} / \text{日}^{50} \times 25 \text{ 日} / 2^{51} \times 1 \text{ 人} =$		400,000 円
・ 学生人件費：	$1,065 \text{ 円} / \text{時}^{52} \times 8 \text{ 時間} \times 120 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} =$		1,022,400 円
・ 学会旅費：	$80,000 \text{ 円} / \text{人} \times 2 \text{ 人} =$		160,000 円
・ 消耗品費：	材料費		600,000 円
	実験消耗品費		300,000 円
	実験機器メンテナンス費		200,000 円
	直接的な機器光熱水費		290,000 円
・ 基礎管理費：	$18,000 \text{ 円} / \text{日}^{53} / 2^{54} \times 50 \text{ 日} \times 1 \text{ 人} =$		450,000 円
・ 機器減価償却費：	装置 1 (5,000 万円)	$10,000,000 \text{ 円} / \text{年} \times 4 / 12^{55} =$	3,333,333 円
	装置 2 (3,000 万円)	$6,000,000 \text{ 円} / \text{年} \times 4 / 12 =$	2,000,000 円
	装置 3 (1,000 万円)	$2,000,000 \text{ 円} / \text{年} \times 4 / 12 =$	666,666 円

47 木村友久「大学等の不実施機関を共有者に含む共同研究契約に関する調査研究」経済産業省特許庁『平成 16 年度 大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告会予稿集』（(財)知的財産研究所、2005) pp.143-144

48 建物の減価償却は算定していない。

49 支援職員の人件費、利潤、知財創出の価値部分、基礎研究等で多くの知見を得た部分のコストは含まれていない。原価以下の極端に控えめな計算数値となっている。

50 専任職員人件費の 1 日あたりの平均。通勤費等の諸手当を含む。

51 4 時間（半日）従事

52 大学院生の時給。ただし、一般的には共同研究時学生に対する時給は支払われていない。

53 一般的な建物の管理経費や一般事務用品などの消耗品等を加算し、専任職員 1 日あたりの金額を算定。

54 4 時間（半日）従事

55 4 か月使用

装置 4 (800 万円)	1,600,000 円/年×4/12=	533,333 円
	合 計	9,955,732 円
1,000,000 円 (企業側負担共同研究費)	-9,955,732 円 (大学側負担経費)	= <u>-8,955,732 円</u> (赤字)

上記のうち、学会旅費を共同研究費に含めてよいかどうかは状況にもよるが、仮にこれを除いたとしても、わずか 16 万円の減額で、建物の減価償却費や事務職員の人件費等を含めていないことを考えれば、大学の負担は相当な額に上る。山口大学では、これだけ赤字であっても共同研究を実施する理由として、①社会に貢献したいという教員の思い（特許出願、技術移転後の産業創出、論文発表）、②社会ニーズを知ることによって研究テーマ発掘、③工学部の学生には教育上好ましい効果、④学生の就職先につながる、⑤地域の中小企業振興を通じた社会貢献等々の理由を提示している。これらを見ると、共同研究における大学側の期待は、金銭ではなく、比較的形にならない抽象的な部分が多い。しかし、その多くを公費負担によって支えられている大学が、特定の企業との共同研究でこれだけのコストを負担していることには当然疑問が残る。このような共同研究の場では、大学の研究活動の再生産のためにも、大学の知財に対して、企業側がより一層金銭的に協力を示していく姿勢が必要となろう。大学の研究活動のより一層の充実は、長い目で見れば、長期的な日本の経済活性化につながるということになるからである。

さて、筑波大学でも、2004 年、大手電機メーカーとの 15 か月間の共同研究の契約時に知財が将来生じた場合の帰属とその補償について、取扱いを決めた事例があるので、ここに紹介する。ここに示した試算によると、企業が約 300 万円の共同研究経費を負担しているのに対し、大学は約 1,200 万円の負担をしており、その額は企業負担分の約 4 倍となっていることが判明した。なお、山口大学の試算と異なる点は、アルバイトの人件費を企業側負担の共同研究経費に含めており、また、施設の減価償却分を試算に含めた点である。本契約事例の手続き・内容は次のとおりである。

- ①筑波大学と企業との共同研究の結果生じた、筑波大学の単独所有または企業との共有の知的財産権は、まず、企業に 30 万円/件（共有の場合は 15 万円/件）で仮譲渡する。
- ②仮譲渡された知財は企業が特許出願等の手続きを行う。
- ③出願手続きを行った知財が特許等として登録されたときは、譲渡価額の再評価を行う。
- ④この再評価額とは、共同研究に係る一切の経費のうち、企業が大学に支払う直接経費を除いた経費であって、大学が共同研究期間中に負担する額に当該価額の 20%（大学へのインセンティブとして）を加算した額とする。
- ⑤この再評価額は 14,073 千円とする。

この契約では、企業が共同研究費として提供した直接経費は、3,116,000円（1,000円未満切捨）であった。この内訳は次のとおりである。

・備品費（制御装置等）：	1,500,000円
・消耗品費（原料、ガラス器具等）：	987,228円
・光熱水料：	12,772円
・賃金：790円／時×140時間（週5時間で7か月間）×1人＝	110,600円
・同消費税：110,600円×0.05＝	5,530円
・その他（分析費）：	200,000円
・国内旅費（調査、打合せ、情報収集）：	300,000円
合 計	3,116,130円

次に、上記⑤の再評価額の内訳を示す。これは、直接経費以外の筑波大学の負担経費である。

a. 設備減価償却費：	7,825,896円
b. 施設減価償却費：	152,216円
c. 教員人件費（エフアット割合：30%）：	3,750,000円
合 計	11,728,112円
11,728,112円×120%（大学のインセンティブ20%）＝ <u>14,073,734円</u>	

以下、この再評価額の積算根拠を示す。

a. 設備減価償却費について（研究期間15か月間の経費として算出（以下同じ。））

・使用頻度が100%のもの

品 名	購入価格（円）	耐用年数（年）	減価償却費
装置1	642,720	5	160,680
装置2	1,000,000	5	250,000
装置3	3,669,440	5	917,360
装置4	15,300,000	5	3,825,000
装置5	130,000	5	32,500
合 計	20,742,160		5,185,540

注）耐用年数は大蔵省令による学内規程に基づく。

減価償却費 5,185,540円 …… ①

・使用頻度が20%程度であるもの（測定装置等）

品名	購入価格（円）	耐用年数（年）	減価償却費（×20%）
装置1	1,978,381	5	98,919
装置2	30,000,000	5	1,500,000
合計	31,978,381		1,598,919

減価償却費 1,598,919 円 …… ②

・全学共同利用のもの（測定装置）

年間の稼働日数を260日とし、そのうち10日を本研究のために使用すると推定  
使用頻度を10日/260日=3.846%と推定

購入価格 108,313,800 円 耐用年数 5 年

$108,313,800 \text{ 円} / 5 \text{ 年} \times 15 \text{ 月} / 12 \text{ 月} \times 3.846\% = 1,041,437 \text{ 円}$

減価償却費 1,041,437 円 …… ③

○設備の減価償却費の計（①+②+③） 7,825,896 円 …… ④

b. 施設の減価償却費（専用面積 56 m<sup>2</sup>） 152,216 円 …… ⑤

再調達原価 215,162,000 円

耐用年数 47 年

学系棟全体の面積 2,104.48 m<sup>2</sup>

当該研究室 56 m<sup>2</sup>

建物全体に対する占有率  $56 \text{ m}^2 / 2,104.48 \text{ m}^2 = 2.66\%$

$215,162,000 \text{ 円} / 47 \text{ 年} \times 15 \text{ 月} / 12 \text{ 月} \times 2.66\% = 152,216 \text{ 円}$

○設備及び施設の減価償却費の計（④+⑤） 7,978,112 円 …… ⑥

c. 教員である研究者の person 費

エファット割合（本研究に割当ててる時間の割合）を30%と推定

○教員である研究者の15か月分の person 費 3,750,000 円 …… ⑦

$10,000,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 月} / 12 \text{ 月} \times 30\% = 3,750,000 \text{ 円}$

◎直接経費以外の筑波大学負担研究費（⑥+⑦） 11,728,112 円 …… ⑧

◎直接経費以外の筑波大学負担研究費に20%加算した額 14,073,734 円（再評価額）

この「20%加算」の意図するところは、単に大学が実際に負担した実費のみを企業が負担するということになる、大学が生み出した知的財産を譲渡した対価は、再評価したにも関わらず、仮譲渡時の数十万円以外、何も受け取らないことになるということ避けるということである。特許が実際に登録される否かは、発明が生じた時点ではわからないため、知的財産の再評価を登録後に実施するというのがこの契約のポイントである。

企業との共同研究では、大学の高額な学術研究用施設を、営利目的である企業に開放しているという側面がある。このため、大学自身も具体的に共同研究における大学負担経費について試算をしてみる必要があるだろう。そして、企業との知財権の交渉が停滞するようであれば、大学側もこのことを具体的に示して説明をしていく責任があろう。

上記の筑波大学の事例は、あくまで、共同研究によって知財が生じた場合の取り決めであるため、発明が生まれなかった場合は、1,200万円を負担しただけで、300万円の共同研究費以外に収入はない。ただ、特許が登録できるような知財が生まれた場合の評価を、企業が事前にきちんとした事例と比べてよいだろう。また、この事例は、知財を共有し、大学が実施料を得るという形態ではなく、企業へ全て譲渡するという形をとっている。第2章第1節に記載したように、自らが知財を「実施」しない大学は、長く知財権を所有するよりも、このように売却してしまう形をとる方が、利益が明確になりやすいであろう。

さて、第1章に示した大学調査で、発明者の持分割合決定時に問題となったこととして、「企業が資金提供を盾に持分割合を多く主張してくるというケース」ということがあった。これは、前述のように、発明者の特定時にも起こってくる問題点でもあった。しかし、以上のような共同研究における大学負担分を鑑みると、わずかな資金の提供で企業側の主張を通すことは、公的立場をとる大学にとって説明責任がとれないという問題も生じてくることになる。こうした問題については、産学連携活動の中で、地道に企業を理解を得ていく必要があるだろう。

## 第4節 まとめ

第2章では、まず、冒頭で、大学において教員がした発明について、権利の帰属が教員個人から大学帰属に移行してきた経緯を述べた。この事態は、経済の低迷を背景にした産学連携活動活発化の中で、2004年度の国立大学法人化を境に、一挙に進んだ。こうした中、真の発明者を特定して収益の配分をする、という作業が大学組織の役割としてこれまで以上に求められるようになった。しかしながら、発明者の特定に関しては、これまで産業界でもあいまいに扱ってきたという経緯がある。これは、出願時に真の発明者が記載されていない場合であっても、拒絶理由や無効理由にはあたらないという日本の制度が大きな原因の一つとなっていると考えられる。しかし、近年は、日本でも労働者の流動性が活発化する傾向や、個人の能力や権利が尊重されるようになってきたという社会変化もあり、今後益々重要性を帯びてくる知財権について、「発明者名誉権」という人格権も実際に主張されるようになってきている。こうした社会環境の変化は、「真の発明者が誰か」という、発明者の特定について、益々おろそかにすることはできなくなっているということを示している。

ところで、真の発明者を特定する場合どういう関与を持った者を発明者に入れるか、ということについては、誤解が生じることがある。これは、第1章の大学対象の調査結果にも表れていたように、発明者の定義をよく認識していないために起こる単純なミスから、企業で実際に起こっているように、交渉が決裂して訴訟に発展するケースまである。さらに、冒認という事例もある。一般的には、「単なる補助者」、「単なる管理者」、「単なる後援者・委託者」は共同発明者とはいえないといわれているが、「予測不可能な技術の場合の発明者の特定」や「当業者が容易に作成できる程度のこと」等に関する判例が積み重なって、これらがアメリカの判例とも類似しており、次第に発明者の具体像があらわになってきているのが現状である。「真の発明者」の定義は国によってそれほど大きくは変わらないと考えられ、発明者を重視し、その特定に時間をかけるアメリカの判例も発明者特定時には参考になるだろう。

なお、特許を受ける権利を承継していない者が真の発明者と権利をめぐって争いになった場合、真の発明者の取戻請求権の行使は、特許登録前後で扱いが異なることにも注意をしなければならない。登録前には冒認出願に対して拒絶査定をし、真の発明者に新規性喪失の例外規定を適用する機会が与えられているものの、登録後の特許権は特許出願人を権利者として発生するものであり、真の発明者でも、自己名義の登録がなされなければ、特許権を取得できないという判断が出ている。事実上、真の発明者の発明と冒認出願の特許権とは内容の同一性の確認が非常に困難であるため、一概に取戻請求権を認められないという、ケースバイケースの判断が出やすい。こうしたことからみると、発明が生じた場合は、早急に真の発明者を特定し、早急に出願しなければならないという原則を改めて徹底することは重要である。

日本の発明者の特定に関する現状は上記のようであるが、大学にありがちな問題として、発明者の定義の誤認については、やはり、地道に啓蒙していくしかない。また、発明者特定にも絡んで、持分割合決定については、共同研究において企業側が資金提供をしていることを以って、持分割合の増加を請求する問題が生じることが多いようである。しかし、筑波大学の試算でも、共同研究においては、大学は企業の約 4 倍の経費を負担していることが判明している。こうした大学側の負担の大きさを具体的に示し、企業の理解を得ていくことは必要であろう。

## お わ り に

冒頭に述べたように、大規模大学を中心に、大学が知的財産の管理活用に取り出したのは、ほんの数年前のことである。したがって、2005年11月に全国の大学に実施した調査では、知財管理の部署がないという大学も多いために、回答率は高くなり、しかも、アンケート用紙が返送されてきても、ほとんどが「該当なし」という回答で埋め尽くされた感があった。ただ、一部に回答を寄せていただいたものを分析してみると、他の大学でも同様の問題が生じる可能性があるのではないかと想像される問題点が抽出できたと思う。なぜなら、大学内部で起こった問題は、企業でも過去に起こっていた問題だったからである。発明者を特定することは、日本では意外とおろそかにされがちで、その結果、正当な利益の配分がなされない恐れがある。こうした点は、啓蒙活動がいかに重要かということを示している。

また、もう一つ、その利益配分に関わることで、企業の大学に対する権利の要求の強さが際立った。企業間の共同研究で生じた共有特許については、クロスライセンスが行われるなど、双方にメリットのある実施が可能であるが、生産活動を行っていない大学の立場はといえば、法律上、他の共有者の同意を得なければ他人に通常実施権を許諾することができないという状況下で、価値ある知財を共有したまま立ち尽くしてしまうほかはない。したがって、企業が、企業間の共有特許と同様の基準で、大学との共有特許を扱えば、著しい権利の不均衡を招くことになる。また、こうした中、企業と大学との共同研究において、大学の金銭的負担を具体的に算出し、企業の理解を得る努力をすることは重要であろう。

いずれにしても、大学と企業との共同研究においては、双方の客観的な事実認識は不可欠である。そして、その根底には、公益に資する存在である大学が、特定の企業に対してどこまで便宜を図り、どのように、全体的な社会貢献を果たしていくのか、という問題がある。日本の質の高い発明の土壌である大学の基盤を育てるという意味で、今後、産業界が、大学に対して強い協力体制の形成を図っていくことが必要である。

### <謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました大学の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、データ処理にご尽力をいただいた丸山典子氏に厚く御礼申し上げます。



# 資料編

1. 大学での企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の持分の認定に係る  
実態と問題点に関する実証的研究アンケート調査結果の集計

1. 調査実施日	平成17年11月18日
2. 調査実施対象	<p>全国の大学における知的財産担当宛711箇所。なお対象の抽出方法は以下の通り。</p> <p>1. 神戸大学イノベーション支援本部・連携創造センター編集・発行『CONTACT'05 我が国の国公私立大学・高等専門学校等の産学官連携機関と窓口』(2005.3)および『CONTACT'04 我が国の国公私立大学・高等専門学校等の産学官連携機関と窓口』(2004.3)中の産学官連携機関窓口の知的財産担当宛。</p> <p>2. 上記「1」に記載のない大学については、筑波大学産学リエゾン共同研究センターが実施している平成16年度大学等発ベンチャー調査に対する回答者宛。</p> <p>3. 上記「1」および「2」に記載のない大学については、インターネットのホームページの問合せ先宛</p>
3. 調査実施方法	E-mailにより各大学に調査票を配付の上、E-mailまたはFAXにて返信を依頼。なお、締め切りは平成17年12月15日とした。

4. 回収状況

対 象	対 象 数	回答数 (a)	回答率	未整備等の理由で調査票なし (b)	回答総数 (a+b)	回答率
国立大学	87	39	44.8%	0	39	44.8%
公立大学	73	16	21.9%	0	16	21.9%
私立大学*	551	66	12.0%	15	81	14.7%
合 計	711	121	17.0%	15	136	19.1%

\* 複数の大学をもつ学校法人がまとめて1つの回答をした場合が含まれており、対象数は実数よりも少ない。

<総表/回答数：121>

※1～22および※(1)～(20)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考	
1. 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか。					
a	原則として大学が権利を承継する	ア. このうち ( ) %は発明者に返還している ※(1)	87	71.9%	分母は121
		イ. 発明者への返還割合・返還理由 ※1	38	31.4%	
		エ. 発明者に返還する場合はほとんどない ※(2)	39	32.2%	
b	通常大学が権利を承継することはない	ア. 場合により ( ) %程度大学が承継する場合がある	11	9.1%	
		イ. 大学の承継割合・承継理由 ※2	2	1.7%	
		エ. 大学が承継する場合はほとんどない	8	6.6%	
c	その他 ※3	23	19.0%		
計		121	100.0%		
2. 「問1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。					
1	貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。	a. 原則として ( ) 日間 ※4 ※(3)	40	33.1%	
		b. 発明はほとんど大学が承継するので、通常承継判定はしていない	9	7.4%	
		c. その他 ※5	38	31.4%	
		無回答	34	28.1%	
		計	121	100.0%	
2	貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか（上記の「問2.1」の期間は含まない）。	a. 原則として ( ) 日間 ※6 ※(4)	28	23.1%	
		b. その他 ※7	56	46.3%	
		無回答	37	30.6%	
		計	121	100.0%	
3	発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。	a. している ※8	6	5.0%	
		b. していない ※(5)	54	44.6%	
		c. 発明者に返還する場合はほとんどないので特に規定はない	19	15.7%	
		d. その他 ※9	7	5.8%	
		無回答	35	28.9%	
計	121	100.0%			
3. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の特定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。 ※(6)	1. 企業等外部の民間機関 ※10	79	65.3%	分母は121
		無回答 ※(7)	42	34.7%	
		計	121	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の公的機関 ※11	78	64.5%	
		無回答 ※(8)	43	35.5%	
		計	121	100.0%	
		3. 学生 ※12	71	58.7%	
		無回答 ※(9)	50	41.3%	
		計	121	100.0%	
		4. 学内の教員 ※13	76	62.8%	
		無回答 ※(10)	45	37.2%	
		計	121	100.0%	
		5. その他 ※14	24	19.8%	
		無回答 ※(11)	97	80.2%	
		計	121	100.0%	

問	調査事項	回答数	割合	備考	
2	企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。	a. ある 問題の具体的内容・ 処理方法 ※15	13	10.7%	分母は121
		b. ない ※(12)	96	79.3%	
		無回答 ※(13)	12	9.9%	
		計	121	100.0%	
4. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。 ※(14)	1. 企業等外部の民間機関 ※16	81	66.9%	分母は121
		無回答 ※(15)	40	33.1%	
		計	121	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の 公的機関 ※17	80	66.1%	
		無回答 ※(16)	41	33.9%	
		計	121	100.0%	
		3. 学生 ※18	72	59.5%	
		無回答 ※(17)	49	40.5%	
		計	121	100.0%	
		4. 学内の教員 ※19	75	62.0%	
無回答 ※(18)	46	38.0%			
計	121	100.0%			
5. その他 ※20	18	14.9%			
無回答 ※(19)	103	85.1%			
計	121	100.0%			
2	発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。	a. ある 問題の具体的内容・ 処理方法 ※21	9	7.4%	分母は121
		b. ない ※(20)	100	82.6%	
		無回答 ※(21)	12	9.9%	
		計	121	100.0%	
5. その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。 ※22		36	29.8%		
回答総数		121			

<国立大学／回答数：39>

※1～22および※(1)～(19)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考		
1. 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか。						
a	原則として大学が権利を承継する	ア. このうち ( ) %は発明者に返還している ※(1)	37	94.9%	分母は39	
		イ. 発明者に返還する場合はほとんどない	20	51.3%		
		イ. 発明者に返還する場合はほとんどない	14	35.9%		
b	通常大学が権利を承継することはない	ア. 場合により ( ) %程度大学が承継する場合がある	0	0.0%		
		イ. 大学が承継する場合はほとんどない	0	0.0%		
		イ. 大学が承継する場合はほとんどない ※3	2	5.1%		
計		39	100.0%			
2. 「問1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。						
1	貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。	a. 原則として ( ) 日間 ※4 ※(3)	21	53.8%		分母は39
		b. 発明はほとんど大学が承継するので、通常承継判定はしていない	1	2.6%		
		c. その他 ※5	16	41.0%		
		無回答	1	2.6%		
		計	39	100.0%		
2	貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか（上記の「問2.1」の期間は含まない）。	a. 原則として ( ) 日間 ※6	12	30.8%		
		b. その他 ※7	24	61.5%		
		無回答	3	7.7%		
		計	39	100.0%		
3	発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。	a. している ※8	5	12.8%		
		b. していない ※(5)	24	61.5%		
		c. 発明者に返還する場合はほとんどないので特に規定はない	6	15.4%		
		d. その他 ※9	3	7.7%		
		無回答	1	2.6%		
計		39	100.0%			
3. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の特定に関しておたずねします。						
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。 ※(6)	1. 企業等外部の民間機関 ※10	34	87.2%	分母は39	
		無回答 ※(7)	5	12.8%		
		計	39	100.0%		
		2. 他大学・独立行政法人等の公的機関 ※11	34	87.2%		
		無回答 ※(8)	5	12.8%		
		計	39	100.0%		
		3. 学生 ※12	32	82.1%		
		無回答 ※(9)	7	17.9%		
		計	39	100.0%		
		4. 学内の教員 ※13	33	84.6%		
		無回答 ※(10)	6	15.4%		
		計	39	100.0%		
		5. その他 ※14	9	23.1%		
		無回答 ※(11)	30	76.9%		
		計	39	100.0%		

問	調査事項	回答数	割合	備考	
2	企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。	a. ある 問題の具体的内容・ 処理方法 ※15	7	17.9%	分母は39
		b. ない ※(12)	30	76.9%	
		無回答	2	5.1%	
		計	39	100.0%	
4. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。 ※(14)	1. 企業等外部の民間機関 ※16	35	89.7%	分母は39
		無回答	4	10.3%	
		計	39	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の 公的機関 ※17	36	92.3%	
		無回答	3	7.7%	
		計	39	100.0%	
		3. 学生 ※18	33	84.6%	
		無回答 ※(17)	6	15.4%	
		計	39	100.0%	
		4. 学内の教員 ※19	35	89.7%	
		無回答	4	10.3%	
		計	39	100.0%	
		5. その他 ※20	5	12.8%	
無回答 ※(19)	34	87.2%			
計	39	100.0%			
2	発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。	a. ある 問題の具体的内容・ 処理方法 ※21	4	10.3%	分母は39
		b. ない ※(20)	34	87.2%	
		無回答	1	2.6%	
		計	39	100.0%	
5. その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。 ※22		15	38.5%		
回答総数		39			

<公立大学／回答数：16>

※1～22および※(1)～(15)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考	
1. 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか。					
a	原則として大学が権利を承継する	ア. このうち ( ) %は発明者に返還している ※(1)	6	37.5%	分母は16
		イ. 発明者に返還する場合はほとんどない	1	6.3%	
		発明者への返還割合・返還理由 ※1	4	25.0%	
b	通常大学が権利を承継することはない	ア. 場合により ( ) %程度大学が承継する場合がある	4	25.0%	
		イ. 大学が承継する場合はほとんどない	1	6.3%	
		大学の承継割合・承継理由 ※2	2	12.5%	
c	その他 ※3	6	37.5%		
計		16	100.0%		
2. 「問1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。					
1	貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。	a. 原則として ( ) 日間 ※4	1	6.3%	分母は16
		b. 発明はほとんど大学が承継するので、通常承継判定はしていない	1	6.3%	
		c. その他 ※5	4	25.0%	
		無回答	10	62.5%	
		計	16	100.0%	
2	貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか（上記の「問2.1」の期間は含まない）。	a. 原則として ( ) 日間 ※6	1	6.3%	
		b. その他 ※7	5	31.3%	
		無回答	10	62.5%	
		計	16	100.0%	
3	発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。	a. している	0	0.0%	
		b. していない	2	12.5%	
		c. 発明者に返還する場合はほとんどないの で特に規定はない	3	18.8%	
		d. その他 ※9	1	6.3%	
		無回答	10	62.5%	
計		16	100.0%		
3. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の特定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。 ※(6)	1. 企業等外部の民間機関 ※10	8	50.0%	分母は16
		無回答 ※(7)	8	50.0%	
		計	16	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の公的機関 ※11	7	43.8%	
		無回答 ※(8)	9	56.3%	
		計	16	100.0%	
		3. 学生 ※12	7	43.8%	
		無回答 ※(9)	9	56.3%	
		計	16	100.0%	
		4. 学内の教員 ※13	8	50.0%	
		無回答 ※(10)	8	50.0%	
		計	16	100.0%	
		5. その他 ※14	4	25.0%	
		無回答	12	75.0%	
		計	16	100.0%	

問	調査事項	回答数	割合	備考	
2	企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。	a. ある	0	0.0%	分母は16
		問題の具体的内容・ 処理方法			
		b. ない	14	87.5%	
		無回答	2	12.5%	
	計	16	100.0%		
4. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。 ※(14)	1. 企業等外部の民間機関 ※16	8	50.0%	分母は16
		無回答	8	50.0%	
		計	16	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の公的機関 ※17	7	43.8%	
		無回答 ※(16)	9	56.3%	
		計	16	100.0%	
		3. 学生 ※18	8	50.0%	
		無回答	8	50.0%	
		計	16	100.0%	
		4. 学内の教員 ※19	8	50.0%	
		無回答	8	50.0%	
		計	16	100.0%	
5. その他 ※20	4	25.0%			
無回答	12	75.0%			
計	16	100.0%			
2	発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。	a. ある	0	0.0%	
		問題の具体的内容・ 処理方法			
		b. ない	14	87.5%	
		無回答	2	12.5%	
	計	16	100.0%		
5. その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。 ※22		1	6.3%		
回答総数		16			



<私立大学／回答数：66>

※1～22および※(1)～(20)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考	
1. 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか。					
a	原則として大学が権利を承継する	ア. このうち ( ) %は発明者に返還している ※(1)	44	66.7%	分母は66
		イ. 発明者への返還割合・返還理由 ※1	17	25.8%	
		エ. 発明者に返還する場合はほとんどない ※(2)	21	31.8%	
b	通常大学が権利を承継することはない	ア. 場合により ( ) %程度大学が承継する場合がある	7	10.6%	
		イ. 大学が承継する場合はほとんどない ※2	1	1.5%	
		エ. 大学が承継する場合はほとんどない ※3	6	9.1%	
c	その他	15	22.7%		
計		66	100.0%		
2. 「問1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。					
1	貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。	a. 原則として ( ) 日間 ※4	18	27.3%	
		b. 発明はほとんど大学が承継するので、通常承継判定はしていない	7	10.6%	
		c. その他 ※5	18	27.3%	
		無回答	23	34.8%	
		計	66	100.0%	
2	貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか（上記の「問2.1」の期間は含まない）。	a. 原則として ( ) 日間 ※6 ※(4)	15	22.7%	
		b. その他 ※7	27	40.9%	
		無回答	24	36.4%	
		計	66	100.0%	
3	発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。	a. している ※8	1	1.5%	
		b. していない	28	42.4%	
		c. 発明者に返還する場合はほとんどないので特に規定はない	10	15.2%	
		d. その他 ※9	3	4.5%	
		無回答	24	36.4%	
計	66	100.0%			
3. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の特定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。 ※(6)	1. 企業等外部の民間機関 ※10	37	56.1%	分母は66
		無回答 ※(7)	29	43.9%	
		計	66	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の公的機関 ※11	37	56.1%	
		無回答 ※(8)	29	43.9%	
		計	66	100.0%	
		3. 学生 ※12	32	48.5%	
		無回答 ※(9)	34	51.5%	
		計	66	100.0%	
		4. 学内の教員 ※13	35	53.0%	
		無回答 ※(10)	31	47.0%	
		計	66	100.0%	
		5. その他 ※14	11	16.7%	
		無回答 ※(11)	55	83.3%	
		計	66	100.0%	

問	調査事項	回答数	割合	備考	
2	企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。	a. ある 問題の具体的内容・ 処理方法 ※15	6	9.1%	分母は66
		b. ない ※(12)	52	78.8%	
		無回答 ※(13)	8	12.1%	
		計	66	100.0%	
4. 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。					
1	発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。 ※(14)	1. 企業等外部の民間機関 ※16	38	57.6%	分母は66
		無回答 ※(15)	28	42.4%	
		計	66	100.0%	
		2. 他大学・独立行政法人等の公的機関 ※17	37	56.1%	
		無回答 ※(16)	29	43.9%	
		計	66	100.0%	
		3. 学生 ※18	31	47.0%	
		無回答 ※(17)	35	53.0%	
		計	66	100.0%	
		4. 学内の教員 ※19	32	48.5%	
		無回答 ※(18)	34	51.5%	
		計	66	100.0%	
		5. その他 ※20	9	13.6%	
無回答 ※(19)	57	86.4%			
計	66	100.0%			
2	発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。	a. ある 問題の具体的内容・ 処理方法 ※21	5	7.6%	分母は66
		b. ない ※(21)	52	78.8%	
		無回答 ※(21)	9	13.6%	
		計	66	100.0%	
5. その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。 ※22					
回答総数		66			

【問1 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか】

【問1-a-7 原則として大学が権利を承継する/このうち( )%は発明者に返還している】

※1

No.	発明者への返還割合 (%)	返還する場合の理由 (具体的に)	種別
1	数	公知である	国
2	5~10	・特許性がない・職務発明でない・既に発表済みである	国
3	6	特許調査で抽出した公開特許等を発明者に提示し、特許性(新規性・進歩性)がないと判断	国
4	7	先行技術調査から特許性がない発明	国
5	10	・進歩性に問題あり・事業化の見込みなし	国
6	10	特許性や事業性が低い場合	国
7	平成16年度実績で10	本学知的財産審査委員会で特許性がないと判断した場合及び職務発明に該当しない場合	国
8	12	特許性・市場性がない。学会発表等を行ってからの出願期限がない。特許法30条を適用してまで出願する価値がない	国
9	15	公知技術が存在した、市場性が不明確等	国
10	16年度約20	特許化が困難。特許化は可能だが、実施が困難	国
11	23	データ不足、市場性なし、特許性なし	国
12	29	次のいずれかに該当する場合に返還している。(1)公共の利益に資するため、当該職務発明等の普及又は実用化を図る場合(2)その権利の承継又は維持が経済的に困難な場合(3)その権利の実施が見込めないと判断される場合(4)その権利の承継又は維持が本学に著しい負担をもたらす恐れがある場合	国
13	約30	以下の①と②以外の発明。①事業化し得る可能性の高い発明、②直ちに事業化するのには困難であるが、将来事業化し得る可能性があり、かつ、事業化した場合の影響度が大きい発明	国
14	約30	新規性・進歩性が不十分と判断された場合。既に公知である可能性が高いか、出願前に公知になる場合等	国
15	約30	発明委員会で、職務発明であるが大学が権利を承継する価値がないと判断したもの(新規性、進歩性や市場性の観点から)	国
16	32	学会等発表済、先行技術有、権利維持のメリットがない	国
17	33	費用効果等を勘案して	国
18	50	TL0の目利き等により、法人として権利化を断念したため(平成17年度6件中3件)	国
19	60	発明者の希望、発明の市場性判断	国
20	80	1. 費用の経済的負担 2. 大学が承継すべきと判断されたものが少ない	国
21	100(11/25現在実績)	本学発明委員会の議に基づき、大学(県)が継承できる職務発明ではないと認定された場合	公
22	微小	事前の先行特許調査で、明らかに類似性の高い特許が見つかった場合	私
23	2	発明の登録可能性及び/又は移転可能性が極めて低い	私
24	10	平成17年度の実績では、大学の予算との関係で将来的に見ても収益性が極めて低いものは発明者に返還した	私
25	10	発明者がベンチャー設立等で希望している場合	私
26	10	発言内容が、大学が権利を承継するに値しない	私
27	10	特許性・市場性が低いと判断されたとき	私
28	15	移転先開拓の見込みがない場合 特許性が貧弱な場合	私
29	20	医学的見地に立って考慮し法人として保有価値が薄い、又、共同研究の場合において相手方(個人・企業・他機関)との契約及び権利関係において保有価値が薄いと委員会が判断した場合	私
30	20	事業化可能性の見込みがない(低い)場合、など	私
31	30	発明者へのインセンティブ(実績はまだない)	私
32	37	技術評価や市場価値評価などの総合的判断による	私
33	50	実績として、現在まで2件の発明があり、そのうち1件は権利化・職務発明等の実施等が見込まれないとした	私
34	約55	特許性または市場性の欠如	私
35	約60	①他大学との共同発明で、寄与率が高い大学に従った ②市場性に対する大学のメリットが、あまりなかった	私
36		権利化後のライセンス契約先や譲渡先が見えてこない場合は、個人帰属の方針である	私
37		発明が職務発明か否か、知的財産権を出願するのに可能な要件を具備しているか否かを審査し、該当しない場合は返還することとなる	私
38		承継の価値が低いと大学が判断した場合	私

【問1-b-7 通常大学が権利を承継することはない/場合により( )%程度大学が承継する場合がある】

※2

No.	大学の承継割合 (%)	承継する場合の理由 (具体的に)	種別
1		当該発明が県からの特別の研究経費または特殊な研究設備を使用して行った研究の結果として生じた場合に大学が権利を承継する。承継する場合は全て承継する	公

【問1-c その他】

※3

No.	具体的に	種別
1	職務発明そのものを狭義に規定しており、届出の約3割が該当。そのうち大学が完全に承継するのはごく一部で、大部分は発明者に返還している。ただし、その場合大学の通常実施権だけは確保している	国
2	検討中《ただし、受託研究、共同研究による場合は大学》	国
3	現在のところ、学内の発明規程なし(県の規定による)また、本学では事例がありません	公
4	特別研究、受託研究、共同研究の結果生じた発明…承継する/一般研究、科研費による研究の結果生じた発明…承継しない	公
5	県が権利を継承する	公
6	本学の教員は県の職員であるので、県が権利を承継する	公
7	帰属先の規程なし	公
8	「県職員の職務発明等に関する規程」に基づき、県へ承継する。発明者への実施補償金(特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たとき)100万円以下の金額→100分の50、100万円を超える金額→100分の25	公
9	本学では職務発明規程が未整備で現在規程制度に向け検討中であります。したがって以下のご質問は無回答とさせていただきます	私
10	権利の帰属先に関する規程がまだ未整備である	私
11	美術学部のみのもので、取り決めはありません	私
12	過去の事例も無く、現状は規程等も完全に整備されていない	私
13	基本的には学園に帰属する。ただし、発明者が技術移転機構等に譲渡を希望する例が多く、その場合は発明者に帰属させる	私
14	事例がほとんどなく、定めもありません	私
15	特許の出願はTL0に委ねている。TL0に於いて技術移転が行われなかった特許については研究者に返還する	私
16	何も規程していない。本学は文系のため、今まで事例がないので話に出たこともない	私
17	過去において事例が無い為、取り決めがありません	私
18	該当なし	私
19	現在までそれについて考えた事はない。今後考えていきたい	私
20	過去にもこのような事例がなく、規程もございません	私
21	規程等に関して未整備であるのが現状です	私
22	実績無し	私
23	該当する案件がないため、検討していない	私

【問2 「問1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。】

【問2-1-a 貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。: 原則として( )日間】

※4

No.	日間	種別
1	1~2	国
2	7	国
3	10	国
4	10程度	国
5	14	国
6	14	国
7	14	国
8	14	国
9	最長14	国
10	14以内	国
11	14~30	国
12	30	国
13	30	国

No.	日間	種別
14	30	国
15	30	国
16	30	国
17	30	国
18	30	国
19	30	国
20	30	国
21	30	国
22	14	公
23	7	私
24	7	私
25	7	私
26	7	私
27	7	私
28	10	私
29	約10	私
30	14	私
31	14	私
32	14	私
33	28以内に結論を出す	私
34	30	私
35	30	私
36	30	私
37	30	私
38	30	私
39	30	私
40	30	私

【問2-1-c 貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。：その他】

※5

No.	内容	種別
1	原則として発明等届出書を提出した月の翌月下旬に委員会にて承継判定	国
2	発明の届出の実績なし	国
3	届出を受理してから1ヶ月以内に発明者に判定通知を行うこととしており、経過した場合は発明者個人帰属として取り扱うこととなっている	国
4	概ね1～1.5ヶ月に1回の割合で委員会を開催し判定を行っている	国
5	特に支障がない場合1ヶ月	国
6	毎月2回開催される定例会議で決定しているため、申請のタイミングにより最長2週間	国
7	規程で定めていないが、速やかに委員会を実施し判定している	国
8	月1回の評価委員会にて判定している。緊急を要する場合は、副学長決裁印にて担当者レベルで対処している	国
9	日数の設定はないが、速やかに判定を行う	国
10	継承判定の手続きについて学内規則で定めているが、職務発明の事例がないため所要期間については不明	国
11	知的財産評価審査部会[原則毎週開催]にて、届出があればその都度判定を行っている	国
12	平均15日程度	国
13	原則として何日間という判定期間は設けていないが、発明審査委員会(承継判定等を行う委員会)を速やかに開催し、できる限り短期間にて判定を行っている	国
14	最短で2週間程度必要。再確認等が必要な場合はさらに1週間程度	国
15	実績がありません	国
16	承継を判定する材料が整い次第であり2週間程度	国
17	通常30日間程度	公
18	届出から承継判定までの期間については特段定めていない	公
19	届出された前例がないが、県の規程では「速やかに」となっている	公
20	実例がない	公
21	迅速に委員会を開催し、遅くとも1ヶ月以内に決定することとしている	私
22	案件ごとの判断であり、バラつきはあるが通常の場合、概ね2、3週間以内には承継を判定している。但し、共同研究等において相手方との契約及び権利関係等で不備がある場合は1ヶ月以上、要する時もある。学内規程においては“速やかに当該決定を行うものとする”とあるが、具体的な原則日数の取り決め等は無い	私
23	案件により異なる。特に規定はない	私
24	原則は定めていないが、平均2～3週間程度	私
25	事務上の準備が整い次第判定。特に何日間とは決めていない。できる限り速やかに行っている	私
26	届出後発明委員会を開催して判定するが、その開催日によって日数は大きく変動	私
27	職務発明規程施行後、1件有。その際は14日後	私

No.	内容	種別
28	ケース・ケース 大体1ヶ月ほど	私
29	おおよそ1週間～2週間	私
30	職務発明届け受付時の学内状況により、判定までに要する日数に長短がある	私
31	期限は時に定めていないが、通常は1～2週間程度。ただし、学会発表等の予定がある場合は、それに間に合うように	私
32	単独発明か企業との共同によるものか等案件により差異あり	私
33	案件により異なる。10日～1ヶ月程度	私
34	規定上具体的な日数は定まってはいるが、極力速やかに行うこととはしている	私
35	職務発明等を行ったとき	私
36	取り決め無し	私

【問2-2-a 貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか。(上記の「問2.1」の期間は含まない)：原則として( )日間】

※6

No.	日間	種別
1	14～30	国
2	14～30	国
3	30	国
4	30	国
5	30	国
6	30	国
7	30	国
8	30	国
9	1ヶ月以内	国
10	1ヶ月以内に打合せを行い、1～2ヶ月で出願	国
11	45	国
12	60	国
13	14	公
14	即日	私
15	7	私
16	7日間程度	私
17	10～60	私
18	14	私
19	約14	私
20	20	私
21	21	私
22	21	私
23	30	私
24	30	私
25	30	私
26	30	私
27	平均30	私
28	40	私

【問2-2-b 貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか。(上記の「問2.1」の期間は含まない)：その他】

※7

No.	内容	種別
1	明細書が完成次第	国
2	発明の届出の実績なし	国
3	ケースにより異なる	国
4	出願に関しては、教員自身が特許事務所と対応してもらうため、その対応による	国
5	個々のケースにより大きく異なるので原則は設けていない	国
6	そのときの場合によって異なる	国
7	概ね1～2ヶ月程度	国
8	特に支障がない場合1ヶ月	国
9	準備が整い次第出願。また、共同出願の場合は企業等との協議状況による	国
10	明細書の準備が整い次第出願する	国
11	規程で定めていないが、速やかに処理している	国
12	発明の届出後30日以内	国
13	共同出願契約の締結等があり、特に決まっていない	国
14	日数の設定はないが、速やかに出願を行う	国

No.	内容	種別
15	特に定めていません	国
16	継承判定の手續きについて学内規則で定めているが、職務発明の事例がないため所要期間については不明	国
17	ケースバイケースではあるが、平均30日間で出願を行っている	国
18	承継までの明細書準備状況や、共同出願先との兼ね合いで数日から数ヶ月	国
19	企業との共有特許の出願実績しかないため、共有企業と日程調整を行いながら、できる限り速やかに出願を行っている	国
20	1ヶ月半から2ヶ月	国
21	実績がありません	国
22	特に日数は定めていない。出願準備等が整い次第、出願している	国
23	単独または共同出願により異なるが約1ヶ月程度	国
24	ケース毎に異なる	国
25	企業との共同出願の場合、交渉に時間がかかることがあり、案件により異なる	公
26	「すみやかに」こととなり「何日以内」という原則はない	公
27	承継決定から出願までの期間は特段定めていない。(規程上は「速やかに」)	公
28	継承した前例がないが、県の規程では「速やかに」となっている	公
29	実例がない	公
30	承継決定後、1,2週間のうちに弁理士と打合せを行い、1~3ヶ月程度で出願しているのが現状	私
31	特に決められた期間は設けていない。個別名取扱いとなる	私
32	学内規程においては“速やかに特許出願を行うものとする”とあるが、具体的な原則日数の取り決め等は無く、外国出願においては別途協議となっている	私
33	特に決まりは無く、ケースバイケース	私
34	案件により異なる。特に規定はない	私
35	権利承継手続きと同時並行で行うため、ほぼ同時期	私
36	出願は発明者個人が行ない、その後、発明届出を経て本学帰属が決定される	私
37	出願書類が整い次第出願。特に何日間とは決めていない。できる限り速やかに行っている	私
38	できるだけ早急に行っている	私
39	ルールはない。弁理士へ即日委託する	私
40	大学として出願したケースは、まだ無い	私
41	おおよそ1ヶ月	私
42	案件により異なる	私
43	承継決定後の学内状況により、出願までに要する日数に長短がある	私
44	期限は時に定めていない。出願書類の作成ができ次第	私
45	単独発明か企業との共同によるものか等案件により差異あり	私
46	特に「原則」はないが、特許事務所での作業量に応じて10~20日程度	私
47	案件により異なる。2週間~半年程度	私
48	ケースバイケースでできるだけ早く出願するようにしている	私
49	決まってない	私
50	規定上具体的な日数は定まてはいるが、極力速やかに行うこととはしている	私
51	速やかに出願等の手續きを行う	私
52	出願は、各教員が行う為、教員の都合によりまちまち	私
53	TLOから出願	私
54	取り決め無し	私

【問2-3-a 発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。：している】

※8

No.	具体的に	種別
1	発明者に返還した発明が将来対価を生じた場合、対価の一部を大学に還元することとしている	国
2	大学の通常実施権だけは確保している	国
3	発明者は、発明の返還に係る契約締結の日の翌日から起算して5年間は、発明を第三者に対して実施許諾し、又は譲渡することにより得た対価のうち、その25%を大学に対して支払うものとする。ただし、これらの対価を得るに当たって、発明者が直接的かつ合理的な費用を負担している場合には、これを対価から控除して大学への支払額を計算することができるものとする	国
4	発明者等は事後の実施状況を、本部に届け出なければならない。発明者等に返還された職務発明等に係る知的財産権の実施、ライセンス又は譲渡等（再ライセンス又は再譲渡等を含む。）によって得られた収益（譲渡先での実施により得られた収益を含む。）の一部は本学等に還元する	国
5	学内規程により、知的財産権の実施収入等の一部を個別の契約に基づき、大学に還元することとしている	国
6	実施し、莫大な利益が出た場合に本学へ対価を支払ってもらう場合がある	私

【問2-3-d 発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。：その他】

※9

No.	内容	種別
1	職務発明規則で届出た発明等については、大学の調査に協力する旨規定している	国
2	一度、機関帰属とした後に発明者に返還する場合は規定あり	国
3	問1でも触れたが、大学として権利を承継しない理由を付し、発明者に返還している	国
4	留保する規程はない	公
5	上記に関する規程を策定中である	私
6	現時点において、それらの規定は制定されて無いが、将来的には、大学における権利を留保する方向で検討されている	私
7	規定上、特に定まっていない	私

【問3 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の特定に関しておたずねします。】

【問3-1-1 発明が貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載して下さい。：企業等外部の民間機関】

※10

No.	発明者の特定方法	種別
1	共同研究契約書及び教員からの発明等届出書により特定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者を特定する	国
3	本学代表発明者（発明等開示書の提出者）が発明者を特定する	国
4	発明届出による	国
5	民間機関に一任	国
6	教員からの発明届出書に記載された共同発明者をそのまま認定している	国
7	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
8	機関から特定された発明者が真の発明者であることを本学の共同発明者である教員に確認している	国
9	本学と共同発明者（機関）で協議	国
10	関係者の意見聴取による	国
11	当該発明の関係者による合議。合議には必要に応じ、産学連携コーディネーターも参加	国
12	共同、もしくは協議によって決定する	国
13	発明者である先生にお任せする（法規に則り真の発明者のみを記載する）	国
14	発明届出書の記載に基づき、発明審査会において審議したうえで決定している	国
15	共同出願の打ち合わせの際に確認	国
16	研究代表者が調整	国
17	発明届出者の申告による	国
18	発明届出の代表者の申告に従う（面談確認で変更するケースは少ない）	国
19	発明者である職員等が、外部機関の当該発明関係者と協議して発明を完成させた者であるかを特定している	国
20	「発明届出書」において、確認。また、発明者に対する詳細内容の確認を実施し、再度発明者等を確認している	国
21	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
22	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
23	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
24	発明者（本学教員）の申請により、大学知的財産部会が審議し、学長が決定する	国
25	企業等外部の民間機関からの申し出による	国
26	発明者からの申請及びヒアリングによる	国
27	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
28	発明者間の協議	国
29	発明審査委員会において、職員から提出された発明届（場合によっては、当該職員からのヒアリングを実施）に基づき、発明者の確定を行っている	国
30	発明届出書により特定される	国
31	主たる本学の発明者からの届出、関連事項を記載した書類及び権利譲渡書等で確認（特定）している	国
32	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者（民間機関等）に確認	国
33	発明を届出した本学の教員経由で情報を入力し、さらに共同出願契約書を取り交わす際に、先方に確認	国
34	発明者からの届出による	国
35	聞き取り（教員からの）	公
36	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
37	外部民間企業及び本学教員からの聞き取り	公
38	教員の申し出により決定	公
39	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公



No.	発明者の特定方法	種別
40	原則、発明者間の協議により発明者を特定している。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う。特に学生については、単なる実験補助か、アイデア等発明に寄与したか否かについて確認する。また、学内の啓発事業においても発明者の定義について普及啓発を行っている	公
41	発明者からの職務発明届による	公
42	本学教員が発明者である場合に当該発明が本学に帰属するか教員に帰属するかを決定する規程はあるが、共同発明の場合の特定までの規程はない	公
43	特に規程がない	私
44	届出者（発明者）に一任している	私
45	実質的な協力者であったか否かについて、教員からのヒアリングにより個別に判断	私
46	共同発明者の職種、職階、機関の違いにより発明者の特定方法が異なる事はない。技術的思想の創作という観点から、具体的な着想を示さず単に通常のテーマを与え、又は発明の過程において単に一般的な助言指導を与えた単なる管理者や、単に言われたとおり試作品を作成したり、指示どおりデータの測定等をした単なる補助者、又、予算を獲得してきて発明者に研究資金を提供したり、設備利用の便宜を与えて研究しやすい環境を作り、発明の完成の援助をした単なる後援者、委託者は発明者に該当しない旨を、全学周知徹底させ、現在は、主たる発明者の申告に委ね、それをもって“発明者”と特定している	私
47	共同発明者間の協議・合意による	私
48	学内の発明代表者に一任している	私
49	発明者による申告	私
50	契約書等による	私
51	具体的に企業の研究者、企業等が発明のどの部分（ノウハウ、材料提供、アイデア等）に関わっているのか教員との面談で判断する	私
52	発明者にはほとんどの場合学内教員が入っているため、該教員に確認する	私
53	本学発明者（届出者）の申告による	私
54	民間機関の判断の上、両者の協議で決定	私
55	契約書（研究計画書）、発明届 ※学内教員へ問い合わせた後、確認する	私
56	発明を申請する『発明等届出書』に、「共同発明者の発明等への貢献度」として、発明のどの部分にどのように貢献し、その発明を創出するために不可欠であったかを記入してもらっている。また専門家も交えてその書類を基に発明者にヒアリングをしている	私
57	「発明届け」への記載による※「発明届け」には具体的発明成果の内容と共同研究機関・共同発明研究者（貢献度含）・研究予算（支出元含）・各契約・権利持分・出願維持費用持分等々と発明審査委員会にて協議に必要とされる事項が詳細に記載される（本学HPよりダウンロード可能）	私
58	教員と企業との合議	私
59	共同研究契約上の取り決めによる	私
60	発明に関する届出書類や、発明委員会における届出教員の話などから特定している	私
61	特定するルールはない。実績として、今回のケースは教員1名、企業側1名による発明であった	私
62	企業側と共同発明者の教員に確認（発明資料を添付してもらう）	私
63	個別対応	私
64	発明届出者から提出された発明届出書の発明者欄に記載されている者を発明者としている	私
65	関係者との話し合いによる	私
66	本学発明者からの申し出により、発明届け用紙を交付し、相手方企業と本学発明者の双方の押印した発明届けを受理することによって特定している	私
67	発明者間での合意に基づく（原則として、発明者を特定した上で、大学への届出を行う）	私
68	契約書や発明届等にて特定	私
69	当該機関にゆだねる	私
70	先方の判断に任せている	私
71	発明者間の協議による	私
72	当事者間の協議による	私
73	あらかじめ発明者が判明している場合が多いが、不明な場合は実際の発明者を民間機関に知らせてもらうようにしている（知らせてもらった者を発明者として信じている）	私
74	両者の協議による	私
75	相手機関に任せている	私
76	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
77	「発明届」に、担当教員が、発明者を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
78	主発明者の申告による	私
79	発明審査委員会にて特定	私

【問3-1-2 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：独立行政法人・他大学等の公的機関】

※11

No.	発明者の特定方法	種別
1	共同研究契約書及び教員からの発明等届出書により特定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者を特定する	国
3	本学代表発明者（発明等開示書の提出者）が発明者を特定する	国
4	発明届出による	国
5	公的機関に一任	国
6	教員からの発明届出書に記載された共同発明者をそのまま認定している	国
7	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
8	機関から特定された発明者が真の発明者であることを本学の共同発明者である教員に確認している	国
9	本学と共同発明者（機関）で協議	国
10	関係者の意見聴取による	国
11	発明関係者による合議	国
12	共同、もしくは協議によって決定する	国
13	発明者である先生にお任せする（法規に則り真の発明者のみを記載する）	国
14	発明届出書の記載に基づき、発明審査会において審議したうえで決定している	国
15	共同出願の打ち合わせの際に確認	国
16	研究代表者が調整	国
17	発明届出者の申告による	国
18	発明届出の代表者の申告に従う（面談確認で変更するケースは少ない）	国
19	発明者である職員等が、外部機関の当該発明関係者と協議して発明を完成させた者であるかを特定している	国
20	「発明届出書」において、確認。また、発明者に対する詳細内容の確認を実施し、再度発明者等を確認している	国
21	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
22	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
23	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
24	発明者（本学教員）の申請により、大学知的財産部会が審議し、学長が決定する	国
25	他大学・独立行政法人等の公的機関からの申し出による	国
26	発明者からの申請及びヒアリングによる	国
27	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
28	発明者間の協議	国
29	発明審査委員会において、職員から提出された発明届（場合によっては、当該職員からのヒアリングを実施）に基づき、発明者の確定を行っている	国
30	発明届出書により特定される	国
31	主たる本学の発明者からの届出、関連事項を記載した書類及び権利譲渡書等で確認（特定）している	国
32	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者（民間機関等）に確認	国
33	発明を届出した本学の教員経由で情報を入手し、さらに共同出願契約書を取り交わす際に、先方に確認	国
34	発明者からの届出による	国
35	聞き取り（教員からの）	公
36	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
37	教員の申し出により決定	公
38	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
39	原則、発明者間の協議により発明者を特定している。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う。特に学生については、単なる実験補助か、アイデア等発明に寄与したか否かについて確認する。また、学内の啓発事業においても発明者の定義について普及啓発を行っている	公
40	発明者からの職務発明届による	公
41	本学教員が発明者である場合に当該発明が本学に帰属するか教員に帰属するかを決定する規程はあるが、共同発明の場合の特定までの規程はない	公
42	特に規程がない	私
43	届出者（発明者）に一任している	私
44	共同研究の内容、本学施設の利用等総合的に加味し、個別に判断している	私
45	共同発明者の職種、職階、機関の違いにより発明者の特定方法が異なる事はない。技術的思想の創作という観点から、具体的な着想を示さず単に通常のテーマを与え、又は発明の過程において単に一般的な助言指導を与えた単なる管理者や、単に言われたとおり試作品を作成したり、指示どおりデータの測定等をした単なる補助者、又、予算を獲得してきて発明者に研究資金を提供したり、設備利用の便宜を与えて研究しやすい環境を作り、発明の完成の援助をした単なる後援者、委託者は発明者に該当しない旨を、全学周知徹底させ、現在は、主たる発明者の申告に委ね、それをもって“発明者”と特定している	私
46	共同発明者の協議・合意による	私

No.	発明者の特定方法	種別
47	学内の発明代表者に一任している	私
48	発明者による申告	私
49	契約書等による	私
50	原則教員から提出される職務発明届に記載の発明者はそのままとする。但し、他大学については、本学教員、共同発明の教員を通じて他大学知財部への確認を行うようにする	私
51	発明者にはほとんどの場合学内教員が入っているため、該教員に確認する	私
52	代表発明者および発明者の意見を尊重する	私
53	本学発明者（届出者）の申告による	私
54	公的機関の判断の上、両者の協議で決定	私
55	契約書（研究計画書）、発明届 ※学内教員へ問い合わせた後、確認する	私
56	発明を申請する『発明等届出書』に、「共同発明者の発明等への貢献度」として、発明のどの部分にどのように貢献し、その発明を創出するために不可欠であったかを記入してもらっている。また専門家も交えてその書類を基に発明者にヒアリングをしている	私
57	「発明届け」への記載による ※「発明届け」には具体的発明成果の内容と共同研究機関・共同発明研究者（貢献度含）・研究予算（支出元含）・各契約・権利持分・出願維持費用持分等々と発明審査委員会にて協議に必要とされる事項が詳細に記載される（本学HPより「ダウンロード」可能）	私
58	教員と他機関との合議	私
59	共同研究契約上の取り決めによる	私
60	発明に関する届出書類や、発明委員会における届出教員の話などから特定している	私
61	先方機関と共同発明者の教員に確認（発明資料を添付してもらう）	私
62	個別対応	私
63	発明届出者から提出された発明届出書の発明者欄に記載されている者を発明者としている	私
64	関係者との話し合いによる	私
65	本学発明者からの申し出により、発明届け用紙を交付し、相手方企業と本学発明者の双方の押印した発明届けを受理することによって特定している	私
66	発明者間での合意に基づく（原則として、発明者を特定した上で、大学への届出を行う）	私
67	契約書や発明届等にて特定	私
68	当該機関にゆだねる	私
69	先方の判断に任せている	私
70	発明者間の協議による	私
71	当事者間の協議による	私
72	あらかじめ発明者が判明している場合が多いが、不明な場合は実際の発明者を他大学などに知らせてもらうようにしている（知らせてもらった者を発明者として信じている）	私
73	両者の協議による	私
74	相手機関に任せている	私
75	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
76	「発明届」に、担当教員が、発明者を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
77	主発明者の申告による	私
78	発明審査委員会にて特定	私

【問3-1-3 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：学生】

※12

No.	発明者の特定方法	種別
1	教員からの発明等届出書及び教員への事情聴取により特定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には「知的財産審査委員会」にて、発明者を特定する	国
3	本学代表発明者（発明等開示書の提出者）が発明者を特定する	国
4	発明届出による	国
5	発明等届出書による	国
6	教員からの発明届出書に記載された共同発明者をそのまま認定している	国
7	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
8	学生が真の発明者であることを共同発明者である教員に確認しており、必要に応じて学生に発明の内容について質疑している	国
9	本学と共同発明者（機関）で協議	国
10	関係者の意見聴取による	国
11	発明関係者による合議	国
12	指導教員が指導していれば先生も発明者として記載する	国
13	発明届出書の記載に基づき、発明審査会において審議したうえで決定している	国
14	出願の対象として決定した旨の通知の際に確認	国

No.	発明者の特定方法	種別
15	研究代表者が調整	国
16	発明届出者の申告による	国
17	発明届出の代表者の申告に従う（面談確認で変更するケースは少ない）	国
18	発明者届出書を提出した代表者に確認をしている	国
19	「発明届出書」において、確認。また、発明者に対する詳細内容の確認を実施し、再度発明者等を確認している	国
20	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
21	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
22	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
23	指導教員からの申し出による	国
24	発明者からの申請及びヒアリングによる	国
25	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
26	発明者間の協議	国
27	発明審査委員会において、職員から提出された発明届（場合によっては、当該職員からのヒアリングを実施）に基づき、発明者の確定を行っている	国
28	発明届出書により特定される	国
29	主たる本学の発明者からの届出、関連事項を記載した書類及び権利譲渡書等で確認（特定）している	国
30	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者（民間機関等）に確認	国
31	発明を届出した本学の教員から情報入手	国
32	発明者からの届出による	国
33	聞き取り（教員からの）	公
34	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
35	本学教員からの聞き取り	公
36	教員の申し出により決定	公
37	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
38	原則、発明者間の協議により発明者を特定している。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う。特に学生については、単なる実験補助か、アイデア等発明に寄与したか否かについて確認する。また、学内の啓発事業においても発明者の定義について普及啓発を行っている	公
39	本学教員が発明者である場合に当該発明が本学に帰属するか教員に帰属するかを決定する規程はあるが、共同発明の場合の特定までの規程はない	公
40	特に規程がない	私
41	届出者（発明者）に一任している	私
42	原則、私的自治の原則に基づく。また、予め本学と知的財産取扱規定による職務発明の契約を締結した者については、共同発明については職務発明として取り扱うこととしている	私
43	共同発明者の職種、職階、機関の違いにより発明者の特定方法が異なる事はない。技術的思想の創作という観点から、具体的な着想を示さず単に通常のテーマを与え、又は発明の過程において単に一般的な助言指導を与えた単なる管理者や、単に言われたとおり試作品を作成したり、指示どおりデータの測定等をした単なる補助者、又、予算を獲得してきて発明者に研究資金を提供したり、設備利用の便宜を与えて研究しやすい環境を作り、発明の完成の援助をした単なる後援者、委託者は発明者に該当しない旨を、全学周知徹底させ、現在は、主たる発明者の申告に委ね、それをもって“発明者”と特定している	私
44	共同発明者間の協議・合意による	私
45	学内の発明代表者に一任している。但し、発明者と判断した根拠（コメント）を発明届に添付させている	私
46	発明者による申告	私
47	指導教員との相談による	私
48	原則教員から提出される職務発明届に記載の発明者はそのままとする。但し、学生の場合は、将来的なロイヤリティ問題等を考慮し、記念に載せているような場合は教員に削除依頼をする	私
49	発明者にはほとんどの場合学内教員が入っているため、該教員に確認する。教員が入っていない場合は、指導教員に確認する	私
50	本学発明者（届出者）の申告による	私
51	双方協議の上決定	私
52	発明届	私
53	発明を申請する『発明等届出書』に、「共同発明者の発明等への貢献度」として、発明のどの部分にどのように貢献し、その発明を創出するために不可欠であったかを記入してもらっている。また専門家も交えてその書類を基に発明者にヒアリングをしている	私
54	「発明届け」への記載による ※「発明届け」には具体的発明成果の内容と共同研究機関・共同発明研究者（貢献度含）・研究予算（支出元含）・各契約・権利持分・出願維持費用持分等々と発明審査委員会にて協議に必要なとされる事項が詳細に記載される（本学HPよりダウンロード可能）	私
55	教員の申告	私

No.	発明者の特定方法	種別
56	発明に関する届出書類や、発明委員会における届出教員の話などから特定している	私
57	個別対応	私
58	発明届出者から提出された発明届出書の発明者欄に記載されている者を発明者としている	私
59	関係者との話し合いによる	私
60	本学発明者からの申し出により、発明届け用紙を交付し、相手方企業と本学発明者の双方の押印した発明届けを受理することによって特定している	私
61	発明者間での合意に基づく（原則として、発明者を特定した上で、大学への届出を行う）	私
62	契約書や発明届等にて特定	私
63	・発明への直接的寄与を確認・「発明届」と同時に提出する「還元比率届」に発明者全員の寄与割合を記入させている	私
64	発明者の教員の判断に任せている。但しガイドラインは学校から説明する	私
65	発明者間の協議による	私
66	当事者間の協議による	私
67	教員の判断による	私
68	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
69	「発明届」に、担当教員が、発明者を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
70	主発明者の申告による（ただし、権利を譲渡するか否かを確認する）	私
71	発明審査委員会にて特定	私

【問3-1-4 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：学内の教員】

※13

No.	発明者の特定方法	種別
1	教員からの発明等届出書により特定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者を特定する	国
3	本学代表発明者（発明等開示書の提出者）が発明者を特定する	国
4	発明届出による	国
5	発明等届出書による	国
6	教員からの発明届出書に記載された共同発明者をそのまま認定している	国
7	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
8	共同発明者の教員が真の発明者であることを筆頭発明者である教員に確認しており、必要に応じて共同発明者の教員に発明の内容について質疑している	国
9	本学と共同発明者（機関）で協議	国
10	関係者の意見聴取による	国
11	発明関係者による合議	国
12	共同、もしくは協議によって決定する	国
13	発明届出書の記載に基づき、発明審査会において審議したうえで決定している	国
14	出願の対象として決定した旨の通知の際に確認	国
15	研究代表者が調整	国
16	発明届出者の申告による	国
17	発明届出の代表者の申告に従う（面談確認で変更するケースは少ない）	国
18	発明者届出書を提出した代表者に確認をしている	国
19	「発明届出書」において、確認。また、発明者に対する詳細内容の確認を実施し、再度発明者等を確認している	国
20	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
21	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
22	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
23	発明者（本学教員）の申請により、滋賀大学知的財産部会が審議し、学長が決定する	国
24	教員からの申し出による	国
25	発明者からの申請及びヒアリングによる	国
26	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
27	発明者間の協議	国
28	発明審査委員会において、職員から提出された発明届（場合によっては、当該職員からのヒアリングを実施）に基づき、発明者の確定を行っている	国
29	発明届出書により特定される	国
30	主たる本学の発明者からの届出、関連事項を記載した書類及び権利譲渡書等で確認（特定）している	国
31	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者（民間機関等）に確認	国

No.	発明者の特定方法	種別
32	発明を届出した本学の教員から情報を入手	国
33	発明者からの届出による	国
34	聞き取り（教員からの）	公
35	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
36	本学教員からの聞き取り	公
37	教官の申し出により決定	公
38	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
39	原則、発明者間の協議により発明者を特定している。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う。特に学生については、単なる実験補助か、アイデア等発明に寄与したか否かについて確認する。また、学内の啓発事業においても発明者の定義について普及啓発を行っている	公
40	発明者からの職務発明届による	公
41	具体的規程なし	公
42	特に規程がない	私
43	届出者（発明者）に一任している	私
44	教員同士の共同発明については私的自治の原則から教員間の契約を尊重している。ただし、知的財産取扱規程を遵守することとする	私
45	共同発明者の職種、職階、機関の違いにより発明者の特定方法が異なる事はない。技術的思想の創作という観点から、具体的な着想を示さず単に通常のテーマを与え、又は発明の過程において単に一般的な助言指導を与えた単なる管理者や、単に言われたとおり試作品を作成したり、指示どおりデータの測定等をした単なる補助者、又、予算を獲得してきて発明者に研究資金を提供したり、設備利用の便宜を与えて研究しやすい環境を作り、発明の完成の援助をした単なる後援者、委託者は発明者に該当しない旨を、全学周知徹底させ、現在は、主たる発明者の申告に委ね、それをもって“発明者”と特定している	私
46	共同発明者間の協議・合意による	私
47	学内の発明代表者に一任している	私
48	発明者による申告	私
49	当該教員の判断による	私
50	原則教員から提出される職務発明届に記載の発明者はそのままとする	私
51	発明者に複数の学内教員が入っている場合、筆頭発明者の教員に確認する	私
52	代表発明者および発明者の意見を尊重し、特定する	私
53	本学発明者（届出者）の申告による	私
54	双方協議の上決定	私
55	発明届	私
56	発明を申請する『発明等届出書』に、「共同発明者の発明等への貢献度」として、発明のどの部分にどのように貢献し、その発明を創出するために不可欠であったかを記入してもらっている。また専門家も交えてその書類を基に発明者にヒアリングをしている	私
57	「発明届け」への記載による ※「発明届け」には具体的発明成果の内容と共同研究機関・共同発明研究者（貢献度含）・研究予算（支出元含）・各契約・権利持分・出願維持費用持分等々と発明審査委員会にて協議に必要とされる事項が詳細に記載される（本学HPよりダウンロード可能）	私
58	本人からの申告	私
59	発明に関する届出書類や、発明委員会における届出教員の話などから特定している	私
60	個別対応	私
61	発明届出者から提出された発明届出書の発明者欄に記載されている者を発明者としている	私
62	関係者との話し合いによる	私
63	本学発明者からの申し出により、発明届け用紙を交付し、相手方企業と本学発明者の双方の押印した発明届けを受理することによって特定している	私
64	発明者間での合意に基づく（原則として、発明者を特定した上で、大学への届出を行う）	私
65	契約書や発明届等にて特定	私
66	・発明への直接的寄与を確認、「発明届」と同時に提出する「還元比率届」に発明者全員の寄与割合を記入させている	私
67	筆頭発明者の教員の判断による	私
68	発明者間の協議による	私
69	当事者間の協議による	私
70	あらかじめ発明者が判明している場合が多いが、曖昧な場合は、実際の発明者を調査して特定するようにしている	私
71	協議による	私
72	教員の判断による	私
73	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
74	「発明届」に、担当教員が、発明者を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
75	主発明者の申告による	私
76	発明審査委員会にて特定	私

【問3-1-5 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：その他】

※14

No.	その他の共同発明者	発明者の特定方法	種別
1		発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者を特定する	国
2		本学代表発明者（発明等開示書の提出者）が発明者を特定する	国
3		ケースによっては、発明届出者に対して、共同発明者の確認を行う場合もある	国
4		発明者本人から提出される発明等届出書による。発明等届出者から、発明審査委員会においてこの件も含めて説明をお願いしている	国
5		特許出願の際には真の発明者を記載する。出願人に関しては別の要素が多くある	国
6		研究代表者が調整	国
7		発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
8		発明審査委員会において、職員から提出された発明届（場合によっては、当該職員からのヒアリングを実施）に基づき、発明者の確定を行っている	国
9		主たる本学の発明者からの届出、関連事項を記載した書類及び権利譲渡書等で確認（特定）している	国
10		発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
11		教官の申し出により決定	公
12		発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
13		原則、発明者間の協議により発明者を特定している。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う。特に学生については、単なる実験補助か、7行7等発明に寄与したか否かについて確認する。また、学内の啓発事業においても発明者の定義について普及啓発を行っている	公
14		特に規程がない	私
15		届出者（発明者）に一任している	私
16		共同発明者の職種、職階、機関の違いにより発明者の特定方法が異なる事はない。技術的思想の創作という観点から、具体的な着想を示さず単に通常のテーマを与え、又は発明の過程において単に一般的な助言指導を与えた単なる管理者や、単に言われたとおり試作品を作成したり、指示どおりデータの測定等をした単なる補助者、又、予算を獲得してきて発明者に研究資金を提供したり、設備利用の便宜を与えて研究しやすい環境を作り、発明の完成の援助をした単なる後援者、委託者は発明者に該当しない旨を、全学周知徹底させ、現在は、主たる発明者の申告に委ね、それをもって“発明者”と特定している	私
17		共同発明者間の協議・合意による	私
18	すべての共同発明者	発明を申請する『発明等届出書』に、「共同発明者の発明等への貢献度」として、発明のどの部分にどのように貢献し、その発明を創出するために不可欠であったかを記入してもらっている。また専門家も交えてその書類を基に発明者にヒアリングをしている	私
19		「発明届け」への記載による ※「発明届け」には具体的発明成果の内容と共同研究機関・共同発明研究者（貢献度含）・研究予算（支出元含）・各契約・権利持分・出願維持費用持分等々と発明審査委員会にて協議が必要とされる事項が詳細に記載される（本学HPよりダウンロード可能）	私
20		発明届出者から提出された発明届出書の発明者欄に記載されている者を発明者としている	私
21		発明者間での合意に基づく（原則として、発明者を特定した上で、大学への届出を行う）	私
22		発明者間の協議による	私
23		予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
24		「発明届」に、担当教員が、発明者を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私

【問3-2-a 企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。：ある】

※15

No.	問題の具体的内容	処理方法	種別
1	論文発表後の出願において、発表者に学生等を掲載せざるを得なかった	発明に対する寄与率を小さくすることで対応を考える	国
2	疑義のある届出も一部見られる(特に企業等の共同発明者や学内教員間)	申告者に確認を行っているが、ほとんど申告通りになるケースが大部分である	国
3	他機関から、大学の教職員が共同発明者になっていながら、大学の教職員に問い合わせたところ、発明という意識がなかった	当該教職員から、発明等届出書を提出してもらい、権利の帰属決定を行った	国
4	発明者が特許法を知らない場合にはそのように申告してあるが、知的財産本部としてはあくまで真の発明者を記載するよう指導している	発明者でなくとも出願人としては記載する。逆に発明者であっても出願人として記載しないこともある	国
5	1.工学部のセンターで、製作に関わった者を発明者として届出があった、2.出願後、共願人から発明者の追加の申し出があった(8名)	1.発明者に該当する場合を説明し、納得して貰った 2.発明者に該当するかどうか疑わしいが、確認の手段がないことから、大学の発明者からの同意書の提出により追加の手続きをした	国
6	学内の発明者より、ある分野における実績のある著名な人物を発明者に加えたいという要望があった	当該発明者に特許上の発明者の考え方等について説明し、要望のあった人物は正当な発明者になり得ないことの理解を得た	国
7	企業の研究者が実質的な発明をしていないにもかかわらず、発明者として名前を入れて欲しい旨の要求があり入れることになった。しかし、持分比率をめぐって大学と企業の間で合意がとれなかった	契約が締結まで至らず、又、学会での発表済みで30条適用での出願であったため、期間が経過し、出願は取りやめた	国
8	医大では主に製薬業者との間で、原薬提供の際、発明について特許を受ける権利を無償で製薬業者に譲渡する旨の内容の契約を一方向的にされてきたという慣習がある。本学においても同様である	こうした慣習が医師にとっては当然のような錯覚があるため、まず、特許権等の権利者になり、相当の対価を受けることができるということを認識するような取組みが必要である。具体的には、1. 医師に対する知的財産法の啓蒙活動、2. 契約の雛形の作成、3. 業者に対する契約内容の見直し及び本学知的財産取扱規程の周知が必要と考えている	私
9	企業との問題・本学教員が以前勤めていた企業と本学を通さず特許出願をしました。その後、ロイヤリティ等の問題から、企業側から報償金等を取って欲しい旨発明者から本学へ依頼があった。出願人が第一であり、発明者は単なる発明者となってしまうことの認識が大学教員に全くないことが原因であったこととあり、一度企業から出願された特許に、大学がその権利を奪い返すことは非常に困難であることを再認識した。今回の特許は発明の主は本学教員であり、実際には企業はデータ提示、材料提供のみであった	相手企業と本学担当者で面談をした。まずこちらから提示した内容は、本当の発明者は本学教員であることから、せめて出願人に本学の名前を掲載した名義変更するように依頼。また出願費用は企業もちとすること等であった。一旦は了承した企業であったが、一度企業から出願したものを共願に変更することを企業の知財部がなかなか了承せず、数ヶ月たった今でも決着がつかない状態である	私
10	共同研究者であるが、発明に直接関わっていない者が発明者に加わっていたことが判明した	発明者から除外した	私
11	共同受託研究において、発明には関与していない企業も、発明者とした場合がある	当該企業は発明者(出願者)の権利として優先実施権のみを付与した	私
12	奨学寄付金の場合においても、権利を求められたことがある	権利主張をされる場合においては、奨学寄付金ではなく受託研究等に切り替える	私
13	<企業>資金の提供により共同発明との誤解があった<学内>日常の指導が発明に関与しているとの誤解があった	真の発明者に限定するよう誘導している	私

【問4 企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。】

【問4-1-1 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：企業等外部の民間機関】

※16

No.	持分割合の決定方法	種別
1	教員からの発明等届出書及び教員への事情聴取により決定している	国



No.	持分割合の決定方法	種別
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者の持分の割合について決定する	国
3	原則50：50だが、議事録その他によって発明への寄与率が決められるものについては、それをベースに調整	国
4	発明届出による	国
5	共同出願契約による	国
6	届出者への確認（場合によっては外部機関との協議）	国
7	発明者からの届出書に記載されている当該発明の貢献度（持分）に基づき交渉を行っている。現時点で大きな問題は特に発生していない	国
8	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
9	持分割合は共同発明者の貢献度に依存するため、本学の教員より共同発明に対する貢献度を申請してもらい、機関と決定している	国
10	本学と共同発明者（機関）で協議	国
11	関係者の意見聴取による	国
12	当該発明の関係者による合議。合議には必要に応じ、産学連携コーディネーターも参加	国
13	協議により決定	国
14	貢献度については発明者の意見を重視する。貢献度には、資金的寄与度、技術的寄与度ともに考慮する	国
15	発明届出書の記載に基づき、発明審査会において審議を経て、共同出願契約の際に大学と相手方と協議の上決定している	国
16	発明者間の合意による	国
17	共同研究契約にて規定。原則等分分配	国
18	発明届出者からの発明貢献割合の聞き取り及び、共願企業との協議	国
19	発明届出の代表者の申告による（聞き取り、確認することもある）	国
20	発明者である職員等が、外部機関の当該発明関係者と協議して決定している	国
21	発明者間における協議に基づき決定	国
22	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
23	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
24	外部機関の知財担当者との交渉にて行っている	国
25	大学知的財産部会が審議し、学長が決定する	国
26	共同研究契約書による（原則50%ずつ）	国
27	共同発明者間の話し合いによる	国
28	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
29	発明者間の協議	国
30	発明者間において当該発明に対する貢献度等を勘案し協議の上、持分の割合を決定している	国
31	原則として発明者間の協議による割合に決定する	国
32	1) 発明届に持分割合に関しての主たる発明者の所見、他の発明者の貢献度等を記載させている 2) 必要に応じて、関係機関から本学の発明者にヒアリングを行ったり、知的財産本部関係者和其他の発明者（学生や企業等）と、その持分割合について確認・協議を行う	国
33	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者（民間機関等）に確認	国
34	発明者間で協議の上、決定（50%ずつが多い）	国
35	届出による	国
36	教員を通して企業等と話し合いをしてもらって決める	公
37	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
38	発明者間の持分割合は決定していない。出願人間において交渉によって決定	公
39	発明教員の申し出	公
40	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
41	発明者の持分についても発明者の特定と同様、原則発明者間の協議により決定する。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う	公
42	共同発明者と協議の上持ち分を決定することとしている	公
43	具体的規程はないが、関係者の協議によると思われる	公
44	特に規程がない	私
45	相手方と協議の上決定している	私
46	私的自治の原則により、企業と教員の間で持分割合を決定している	私
47	原則として、主たる発明者の申告に委ねているが、案件に応じて事務局が窓口となり交渉している	私
48	共同発明者間の合意した割合による	私
49	学内の発明代表者に一任している	私
50	受託・共同研究契約の場合、契約時に持分を2分の1として締結することがある。過去の実績があまりないが、発明への寄与度に応じて交渉により決定する	私
51	契約書による	私
52	共同出願であった場合は持分は50%ずつ	私
53	筆頭発明者が所属する出願人が、該筆頭発明者に各発明者の寄与度を確認した上で、他出願人に持分割合（案）を提案し、出願人間で調整の上決定している	私

No.	持分割合の決定方法	種別
54	共同研究契約書によるが、契約書に記載のない場合は、発明者間の取り決め・申告による	私
55	両者の協議で各機関の持分を決め、各機関内に属する発明者の持分割合は、各機関内で決める	私
56	発明届 ※発明者（大学）が他機関と協議する	私
57	「全ての共同発明者」 規程5条により協議して決定している。『発明等届出書』により申請してもらい、最終的に権利を譲渡してもらい（承継が決定した）時に提出される『権利譲渡証書』で全ての共同発明者に確認の押印をもらい決定する	私
58	機関同士の交渉	私
59	発明の寄与度に応じて決定する。殆どが1/2負担	私
60	発明審査委員会において個々の発明について持分割合を審査し決定する	私
61	個別に協議	私
62	発明者と学園理事者との話し合い	私
63	双方合意のうえ決定（譲渡証書を交わした）	私
64	相手方との協議による	私
65	個別対応	私
66	基本的には50：50	私
67	締結した共同研究契約の内容による	私
68	①発明への寄与、②その他の貢献、③特許出願維持管理費用の負担などを総合して勘案している	私
69	発明者間での合意に基づく（原則として、持分割合を特定した上で、大学への届出を行う）	私
70	契約書や発明届等にて特定	私
71	「共願契約」により共願者と大学の持分を規程し、企業側発明者の持分は当該企業が決定するので大学は関知せず大学側発明者の寄与度合いは「還元比率届」により事前にとどける仕組みになっている	私
72	貢献度に著しい差がなければ均等、差が大きい場合は協議して配分	私
73	発明者間の協議・相談による	私
74	当事者間の協議による	私
75	均等割を原則としているが、それぞれ発明に関わった者の貢献度を勘案しながら当該民間機関と協議し、持分の割合を決定している	私
76	両者の協議による	私
77	相手機関に任せている	私
78	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
79	「発明届」に、担当教員が、発明者及び持分を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
80	発明者の貢献度により決定する。発明者の貢献度は、共同発明者同士で協議により決定する	私
81	検討中である	私

【問4-1-2 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。  
：独立行政法人・他大学等の公的機関企業等外部の民間機関】

※17

No.	持分割合の決定方法	種別
1	教員からの発明等届出書及び教員への事情聴取により決定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者の持分の割合について決定する	国
3	発明者同士による調整	国
4	発明届出による	国
5	共同出願契約による	国
6	届出者への確認（場合によっては外部機関との協議）	国
7	発明者からの届出書に記載されている当該発明の貢献度（持分）に基づき交渉を行っている。現時点で大きな問題は特に発生していない	国
8	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
9	持分割合は共同発明者の貢献度に依存するため、本学の教員より共同発明に対する貢献度を申請してもらい、機関と決定している	国
10	本学と共同発明者（機関）で協議	国
11	関係者の意見聴取による	国
12	発明者による合議	国
13	協議により決定	国
14	貢献度については発明者の意見を重視する。貢献度には、資金的寄与度、技術的寄与度ともに考慮する	国

No.	持分割合の決定方法	種別
15	発明届出書の記載に基づき、発明審査会において審議を経て、共同出願契約の際に大学と相手方と協議の上決定している	国
16	発明者間の合意による	国
17	共同研究契約にて規定。原則等分分配	国
18	発明届出者からの発明貢献割合の聞き取り及び、共願機関等との協議	国
19	発明届出の代表者の申告による（聞き取り、確認することもある）	国
20	発明者である職員等が、外部機関の当該発明関係者と協議して決定している	国
21	発明者間における協議に基づき決定	国
22	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
23	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
24	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
25	大学知的財産部会が審議し、学長が決定する	国
26	他大学・独立行政法人等の公的機関との協議による	国
27	共同発明者間の話し合いによる	国
28	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
29	発明者間の協議	国
30	均等に分割(50%、50%)	国
31	発明者間において当該発明に対する貢献度等を勘案し協議の上、持分の割合を決定している	国
32	原則として発明者間の協議による割合に決定する	国
33	1)発明届に持分割合に関しての主たる発明者の所見、他の発明者の貢献度等を記載させている 2)必要に応じて、関係機関から本学の発明者にヒアリングを行ったり、知的財産本部関係者和其他の発明者(学生や企業等)と、その持分割合について確認・協議を行う	国
34	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者(民間機関等)に確認	国
35	原則、貢献度に応じて決定する。受託研究の場合は、契約による	国
36	届出による	国
37	教員を通して企業等と話し合いをしてもらって決める	公
38	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
39	発明教員の申し出	公
40	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
41	発明者の持分についても発明者の特定と同様、原則発明者間の協議により決定する。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う	公
42	共同発明者と協議の上持ち分を決定することとしている	公
43	具体的規程はないが、関係者の協議によると思われる	公
44	特に規程がない	私
45	知的所有権の帰属について受託契約を締結	私
46	相手方と協議の上決定している	私
47	個別に検討する	私
48	原則として、主たる発明者の申告に委ねているが、案件に応じて事務局が窓口となり交渉している	私
49	共同発明者間の合意した割合による	私
50	学内の発明代表者に一任している	私
51	相手方の主導により提示された割合を学内承認したケースがある	私
52	契約書による	私
53	他大学等の知財部がない場合は、本学が100%。他大学に知財部があった場合のケースは未だないので、前例も規則もなし	私
54	筆頭発明者の所属する出願人が、該筆頭発明者に各発明者の寄与度を確認した上で、持分割合(案)を他出願人に提案し、出願人間で調整の上で決定する	私
55	代表発明者および発明者の意見を尊重している	私
56	共同研究契約書によるが、契約書に記載のない場合は、発明者間の取り決め・申告による	私
57	両者の協議で各機関の持分を決め、各機関内に属する発明者の持分割合は、各機関内で決める	私
58	発明届 ※発明者(大学)が他機関と協議する	私
59	「全ての共同発明者」 規程5条により協議して決定している。『発明等届出書』により申請してもらい、最終的に権利を譲渡してもらい(承継が決定した)時に提出される『権利譲渡証書』で全ての共同発明者に確認の押印をもらい決定する	私
60	機関同士の交渉	私
61	発明審査委員会において個々の発明について持分割合を審査し決定する	私
62	個別に協議	私
63	発明者と学園理事者との話し合い	私
64	相手方との協議による	私
65	個別対応	私

No.	持分割合の決定方法	種別
66	締結した共同研究契約の内容による	私
67	① 発明への寄与、② その他の貢献、③ 特許出願維持管理費用の負担などを総合して勘案している	私
68	発明者間での合意に基づく（原則として、持分割合を特定した上で、大学への届出を行う）	私
69	契約書や発明届等にて特定	私
70	「共願契約」により共願者と大学の持分を規程し、企業側発明者の持分は当該企業が決定するので大学は関知せず大学側発明者の寄与度合いは「還元比率届」により事前にとどける仕組みになっている	私
71	貢献度に著しい差がなければ、均等差が大きい場合は協議して配分	私
72	発明者間の協議・相談による	私
73	当事者間の協議による	私
74	均等割を原則としているが、それぞれ発明に関わった者の貢献度を勘案しながら当該公的機関と協議し、持分の割合を決定している	私
75	両者の協議による	私
76	相手機関に任せている	私
77	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
78	「発明届」に、担当教員が、発明者及び持分を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
79	共同発明者同士の合意による	私
80	検討中である	私

【問4-1-3 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：学生】

No.	持分割合の決定方法	種別
1	教員からの発明等届出書及び教員への事情聴取により決定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者の持分の割合について決定する	国
3	指導教員による調整	国
4	発明届出による	国
5	発明者が持分を持つ事例は今までない。大学（法人）のみが持分を持つ。ただし、発明に対する貢献度という意味であれば、発明等届出書による	国
6	届出者への確認	国
7	発明者からの届出書に記載されている当該発明の貢献度（持分）に基づき交渉を行っている。現時点で大きな問題は特に発生していない	国
8	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
9	学生の共同発明に対する貢献度については、筆頭発明者である本学の教員が最も把握していることから、この教員より持分割合を申請してもらって決定している	国
10	本学と共同発明者（機関）で協議	国
11	関係者の意見聴取による	国
12	発明者による合議	国
13	学生と先生（指導者）の持分も先生に決めていただいている。先生：学生＝95：5という比率の場合もある	国
14	発明者間の協議の上取り決めた割合を発明届出書に記載し、発明審査会の審議を経て決定している	国
15	発明者間の合意による	国
16	研究代表者が調整	国
17	発明届出者及び学生の申告	国
18	発明届出の代表者の申告による（聞き取り、確認することもある）	国
19	発明者届出書を提出した代表者に確認をしている	国
20	発明者間における協議に基づき決定	国
21	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
22	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
23	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
24	特に定めていない	国
25	共同発明者間の話し合いによる	国
26	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
27	発明者間の協議	国
28	発明者間において当該発明に対する貢献度等を勘案し協議の上、持分の割合を決定している	国
29	原則として発明者間の協議による割合に決定する	国

No.	持分割合の決定方法	種別
30	1)発明届に持分割合に関しての主たる発明者の所見、他の発明者の貢献度等を記載させている 2)必要に応じて、関係機関から本学の発明者にヒアリングを行ったり、知的財産本部関係者との発明者(学生や企業等)と、その持分割合について確認・協議を行う	国
31	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者(民間機関等)に確認	国
32	発明者間で協議の上、決定(主に教員が割り振り)	国
33	届出による	国
34	教員を通して企業等と話し合いをしてもらって決める	公
35	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
36	今までのところ、大学に譲渡してもらっている	公
37	発明教員の申し出	公
38	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
39	発明者の持分についても発明者の特定と同様、原則発明者間の協議により決定する。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う	公
40	学生は規程上職務発明の対象とならないため、権利の譲渡書類を提出させている	公
41	具体的規程はないが、関係者の協議によると思われる	公
42	特に規程がない	私
43	届出者(発明者)に一任している	私
44	前例は無いが、現時点では、主たる発明者の申告に委ねる事になるであろう	私
45	共同発明者間の合意した割合による	私
46	学内の発明代表者に一任している	私
47	特に決めはなく、指導教員との相談による	私
48	本学100%	私
49	発明者に学内教員が入っている場合には該教員が、発明者に学内教員が入っていない場合には指導教員が、各発明者の寄与度を確認した上で決定し、必要に応じて知財本部が調整する	私
50	発明者間の取り決め・申告による	私
51	双方協議の上決定	私
52	発明届 ※発明者(大学)が学生と協議する	私
53	「全ての共同発明者」 規程5条により協議して決定している。『発明等届出書』により申請してもらい、最終的に権利を譲渡してもらい(承継が決定した)時に提出される『権利譲渡証書』で全ての共同発明者に確認の押印をもらい決定する	私
54	チーフとなる教員による	私
55	当学内のみであれば、発明者内で等分割する	私
56	発明審査委員会において個々の発明について持分割合を審査し決定する	私
57	発明者と学園理事者との話し合い	私
58	個別対応	私
59	本学学生の場合:本学および発明者と当該学生との協議のうえ決定する 他大学学生の場合:締結した共同研究契約の内容による	私
60	① 発明への寄与、② その他の貢献、③ 特許出願維持管理費用の負担などを総合して勘案している	私
61	発明者間での合意に基づく(原則として、持分割合を特定した上で、大学への届出を行う)	私
62	契約書や発明届等にて特定	私
63	「発明者」と同時に提出する「還元比率届」に発明者全員の寄与割合を記入させている	私
64	教員の判断但し学生の了解を得る	私
65	発明者間の協議・相談による	私
66	当事者間の協議による	私
67	両者の協議による	私
68	教員の判断による	私
69	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
70	「発明届」に、担当教員が、発明者及び持分を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
71	学内の教員との合意による	私
72	検討中である	私

【問4-1-4 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：学内の教員】

※19

No.	持分割合の決定方法	種別
1	教員からの発明等届出書及び教員への事情聴取により決定している	国
2	発明の届出の実績はないが、届出があった場合には、「知的財産審査委員会」にて、発明者の持分の割合について決定する	国
3	教員同士による調整	国
4	発明届出による	国
5	発明者が持分を持つ事例は今までない。大学（法人）のみが持分を持つ。ただし、発明に対する貢献度という意味であれば、発明等届出書による	国
6	届出者への確認	国
7	発明等届出書に共同発明者として記載するような様式になっているので、問題は生じないと考えている	国
8	発明届を提出した者（発明者）の申告による	国
9	筆頭発明者の本学教員が主体となって共同発明者の教員との持分割合を決定している	国
10	本学と共同発明者（機関）で協議	国
11	関係者の意見聴取による	国
12	発明者による合議	国
13	協議により決定	国
14	主たる発明者である教員の意見による	国
15	発明者間の協議の上取り決めた割合を発明届出書に記載し、発明審査会の審議を経て決定している	国
16	発明者間の合意による	国
17	研究代表者が調整	国
18	発明届出者及び学内共同発明者の申告	国
19	発明届出の代表者の申告による（聞き取り、確認することもある）	国
20	発明者届出書を提出した代表者に確認をしている	国
21	発明者間における協議に基づき決定	国
22	発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
23	当事者の意見を尊重したうえで発明判定会において決定する	国
24	届出をした教員を中心に、基本的に発明者として届出書に記載されている教員全員へのヒアリングにて行っている	国
25	大学知的財産部会が審議し、学長が決定する	国
26	教員同士の協議による	国
27	共同発明者間の話し合いによる	国
28	基本的には本学発明代表者である教員に委ねているが、知的財産評価審査部会にてヒアリングの際に併せて確認をとっている	国
29	発明者間の協議	国
30	発明者間において当該発明に対する貢献度等を勘案し協議の上、持分の割合を決定している	国
31	原則として発明者間の協議による割合に決定する	国
32	1)発明届に持分割合に関しての主たる発明者の所見、他の発明者の貢献度等を記載させている。2)必要に応じて、関係機関から本学の発明者にヒアリングを行ったり、知的財産本部関係者と他の発明者（学生や企業等）と、その持分割合について確認・協議を行う	国
33	発明届出書・学内発明者へのヒアリング及び共同発明者（民間機関等）に確認	国
34	発明者間で協議の上、決定	国
35	届出による	国
36	教員を通して企業等と話し合いをしてもらって決める	公
37	発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
38	特に決めていない	公
39	発明教員の申し出	公
40	発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
41	発明者の持分についても発明者の特定と同様、原則発明者間の協議により決定する。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う	公
42	発明者からの職務発明届に、持ち分の根拠を示す文書を添付させている	公
43	具体的規程はないが、関係者の協議によると思われる	公
44	特に規程がない	私
45	届出者（発明者）に一任している	私
46	原則として、主たる発明者の申告に委ねる	私
47	共同発明者間の合意した割合による	私
48	学内の発明代表者に一任している	私
49	過去の前例がないが、発明者同士での交渉により申し出のあった割合になると認識している	私

No.	持分割合の決定方法	種別
50	特に決めはなく、当該教員との相談による	私
51	発明者に複数の学内教員が入っている場合、筆頭発明者の教員が各発明者の寄与度を確認した上で決定し、必要に応じて知財本部が調整する	私
52	発明者の意見を尊重し、決定する	私
53	発明者間の取り決め・申告による	私
54	双方協議の上決定	私
55	発明届 ※発明者（大学）が教員と協議する	私
56	「全ての共同発明者」 規程5条により協議して決定している。『発明等届出書』により申請してもらい、最終的に権利を譲渡してもらう（承継が決定した）時に提出される『権利譲渡証書』で全ての共同発明者に確認の押印をもらい決定する	私
57	チーフとなる教員による	私
58	当学内のみであれば、発明者内で等分割する	私
59	発明審査委員会において個々の発明について持分割合を審査し決定する	私
60	発明者と学園理事者との話し合い	私
61	個別対応	私
62	本学および発明者同士の協議のうえ決定する	私
63	① 発明への寄与、② その他の貢献、③ 特許出願維持管理費用の負担などを総合して勘案している	私
64	発明者間での合意に基づく（原則として、持分割合を特定した上で、大学への届出を行う）	私
65	契約書や発明届等にて特定	私
66	「発明者」と同時に提出する「還元比率届」に発明者全員の寄与割合を記入させている	私
67	筆頭発明者の教員の判断による但し連名教員の了解を得る	私
68	発明者間の協議・相談による	私
69	当事者間の協議による	私
70	両者の協議による	私
71	教員の判断による	私
72	予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
73	「発明届」に、担当教員が、発明者及び持分を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私
74	発明者の貢献度により決定する。発明者の貢献度は、共同発明者同士で協議により決定する	私
75	検討中である	私

【問4-1-5 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：その他】

※20

No.	その他の共同発明者	持分割合の決定方法	種別
1		教員同士等による調整が出来ない時には、知財本部が入り、請求項ごとに確認して調整	国
2		研究代表者が調整	国
3		発明した教員の発明届に基づき、学内委員会において確認及び決定	国
4		発明者間において当該発明に対する貢献度等を勘案し協議の上、持分の割合を決定している	国
5		1) 発明届に持分割合に関しての主たる発明者の所見、他の発明者の貢献度等を記載させている 2) 必要に応じて、関係機関から本学の発明者にヒアリングを行ったり、知的財産本部関係者との発明者（学生や企業等）と、その持分割合について確認・協議を行う	国
6		発明者の申告に基づき、学内の発明委員会で審議する	公
7		発明教員の申し出	公
8		発明届出の際、共同発明者のそれぞれの持分割合及びその根拠を記載した書類を提出させている	公
9		発明者の持分についても発明者の特定と同様、原則発明者間の協議により決定する。大学への届出の際、ヒアリングで発明者の確認を行う	公
10		届出者（発明者）に一任している	私
11		共同発明者間の合意した割合による	私

No.	その他の共同発明者	持分割合の決定方法	種別
12	全ての共同発明者	規程5条により協議して決定している。『発明等届出書』により申請してもらい、最終的に権利を譲渡してもらい（承継が決定した）時に提出される『権利譲渡証書』で全ての共同発明者に確認の押印をもらい決定する	私
13		発明審査委員会において個々の発明について持分割合を審査し決定する	私
14		双方が協議の上、決定する	私
15		発明者間での合意に基づき（原則として、持分割合を特定した上で、大学への届出を行う）	私
16		発明者間の協議・相談による	私
17		予め締結した契約書に基づき、特定することとしている	私
18		「発明届」に、担当教員が、発明者及び持分を特定した上で提出するので、それを参考に審議し、決定する	私

【問4-2-a 発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。：ある】

※21

No.	問題の具体的内容	処理方法	種別
1	企業との共同出願において、費用負担を持分に応じるとした場合に、費用負担を低減したい	相手方との交渉により、大学の持分を小さくする	国
2	民間機関との共同発明において、民間機関から提示された本学教員の発明の持分割合が本学教員の主張割合よりも低すぎるケースがあった	民間機関の発明者等と本学の発明者の教員との会合に、本学の知的財産戦略室スタッフが同席して、共同発明における貢献度について質疑して本学教員の持分割合を調整した	国
3	1. プロジェットの構成員を事務方の指導により発明者として登録していた、2. 研究室の上司を共同発明者とし、貢献度を均等割にして届け出られた	1. 発明の届出者との話し合いにより発明者に当たらないことを理解して貰った、2. 特許庁からの資料に基づき発明者に該当する場合の説明を行い、発明者及び貢献度について再度確認した	国
4	企業との共同出願において、出願にかかる費用負担を当該企業に要求したところ、発明の持分について、企業側に多くするように要望があった	学内の発明者とも協議し、企業側の要望を承認した	国
5	教員と学生の間に力関係が生じ、学生が主の発明者であるにもかかわらず、教員の持分が大きくなることがあった	教員のみで持分の決定ができないよう出願依頼書に学生が目を通せるよう、また、学生からも意見聴取するよう、教員と学生の間に知財管理課が入り調整を行うようにした	私
6	過去に1度だけ、本学教員でない共同発明者（非企業人）が権利の主張をしてきたことがあり、報償金等の配分を申し出てきた。しかし、原則本学所属の教員にしか配分しないシステム上、本学教員に配当された報償金から按分していただくしかないため、そのことを説明がするが、納得せず長期に渡って本学教員でない共同発明者との面談をおこなった	本学教員に本学から支給された報償金から配当するよう改めて依頼。最終的に決着を見た。しかし、裁判等で権利を主張された場合、現状のシステムではロイヤリティも本学教員から按分して配当していただくしかないため、大学は非常に不利になることが予想される	私
7	共同研究契約、または受託研究契約交渉が長期化し、その間、研究がいわば（将来締結、調印されるであろうことを確信して）口頭ベースでの約束のもとに、開始されたところ、発明が生じ、その帰属を巡って、「締結前の発明であり、単独出願とすべき」「契約後の発明であり、共同出願すべき」という議論が生じた	均等持分の共同出願とした	私
8	発明者要件の誤認に伴う間違い	要件の再確認等のうえ、再度発明者間等で調整	私
9	教員が発明者に含まれているのに、大学が出願人に含まれずに出願されかけたことがある（出願手続きが企業側で行われる場合、教員が大学の権利所有について十分認識していないと、こういうことが起こりうる）	妥当な権利比率を企業と協議して、共同出願に変更した（出願前に判明したので）	私



【問5 その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。】

※22

No.	内容	種別
1	①国立大学法人の特許出願費用等免除等期間の延長（最低2年程度）②大学の発明は基本発明がゆえに、そのまますぐに企業において製品化等は難しい。最近この認識から「スズ」育成支援等、研究資金の援助がJSTやNEDOを中心に展開されているが、広く適用できるように予算又は種類の増額拡大をお願いしたい	国
2	法人化以降、予算（経費措置）以外は、現在まで特に大きな問題はない	国
3	特許などの知的財産を担当する部署として、平成17年4月に共同研究開発センターに知財部門を設置（非常勤のコーディネーターを配置し、発明などの相談体制は整いつつある）したが、技術移転などを扱う専門家など人的整備が不十分である	国
4	発明者に対する適正な補償金及び報奨金等の決定（規定等の整備）方法について、他機関の実態を知りたい	国
5	・学生の発明の取扱、減免措置問題 ・特許法30条に係る論文発表問題 ・科学技術振興機構による外国出願費用支援の経理に係る問題 などについてご意見があれば参考にさせていただきたい	国
6	発明者間の持分割合の決定や、企業等と共同出願を行う場合の持分割合の決定は、どのような要素または基準を基に決定することが望ましいのかご教示願いたい	国
7	受託研究で知的財産の持分を100%要求する大手企業があり、交渉に応じないこと	国
8	・共同出願契約書の条件設定で折り合いがつかないことがある ・発明者の持分に対する認識と権利意識の希薄さ ・発明者が企業から研究費を出していただいていることに対して負い目があり、それを共同発明者及び持分比に反映しようとするケースがある	国
9	本学職員等と企業との共同発明で、企業との共同出願を行う際に、実質特許の独占実施を企業側に認めると同様であるため、不公平のバランス調整の意味で、特許出願費用等の負担を依頼しているが、バイオ系企業と比較して機械系企業との交渉は、かなり難航する場合があります	国
10	・いわゆる「不実施補償」の問題について ・特許料等、各種減免措置がなくなる平成19年度以降における費用捻出について	国
11	本学は、文部科学省の知的財産本部整備事業に採択されておらず知財担当の人員が不足していることから、外部機関との契約等を地元TLO（広域ではあるが、業務の99.9%が本学に関するもの）に委託している。そのため、大学の意向が契約に反映されない場合がある	国
12	「大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の持分の認定に係る実態と問題点」ではいまのところ特にありません	国
13	本学では、共同研究契約書、受託研究契約書とも文部科学省のノウハウを用いていますが、貴学でお使いの契約書ひな形を参考資料として頂戴できませんでしょうか	国
14	企業との共同研究の成果として生じた発明（特許）を企業へ100%譲渡した事例やその契約内容（共同研究契約書）等を教えていただきたい	国
15	3者間以上の共同研究契約を結ぶ場合に、それぞれの立場を尊重しながら、契約の締結に向かうまでに相当の時間と労力を要する	国
16	地方の小規模大学であるがゆえに、周囲に知財の専門家が少ない、大学で雇うほど力がないという状況にある	公
17	本学では平成18年4月1日施行予定で、原則として大学帰属とする職務発明規程を検討しています。調査事項のほとんどについて想定できず、申し訳ありません	私
18	医科大学における製薬業者等と医師における個人的な共同研究の管理が難しく、また、一方的な契約内容で知的財産法に関心のない医師と締結してしまうため、大学の財産が流出している現状を踏まえ、国から業者へ注意喚起をお願いしたい。特許法35条4項・5項の平成16年改正法の趣旨を踏まえれば、業者が行っている上記契約については無効とされるものであり、本学も含め、多くの医大が直面している課題であるからである	私
19	本学は開学して間もなく、あまり事例がないためほとんど回答できないところが多くご迷惑をお掛けいたします。今後の参考にしたいため、調査結果報告書を送付して頂けたらと思います。よろしくお願いたします	私
20	大学における特許権の継承がどの程度可能かは、基本的に予算の問題である。知財管理運用費として大学が支出しなければならない経費は、直接経費だけを考えても、先行調査、明細書作成、特許申請、さらに登録後は年間維持費と数多く、それらが累積的に増加すれば膨大な支出となる事が予想される。本学において現在、知財管理運用に付される予算は、立ち上げという時期的な問題もあり、管理施設の構築と人件費に溶けてしまっているが、実際は、それを本来の特許維持にどれだけ充当できるかが重要であると思う。自助努力として産業界と繋がる案件に関しては、法人が権利を保有し、占有実施権付与等の交渉をする等で、維持費用及びロイヤリティ保証等の財源確保に努めている。公的な大学保有の特許という観点からは、従来の各講座配分の研究費からの特許出願を認め、各研究者の判断に委ねさせるという方向性でも議論されている。研究者の意思と、法人の意思の和が、従来の研究費予算の中から全体の知財運用にバランスよく食い込んで行ければ良いと思うが、国家における助成金の交付等、JSTが実施している様な個別案件毎の複雑な審査手続きではなく、もっと全体数等で捉え、大枠で申請できる様な簡素な知的財産権助成体制等が構築され負担が軽減されれば、なお良いと思う	私

No.	内容	種別
21	ここ数年特許に関する相談は増えているが、知的財産部門が機能していない状態であるため、職務発明規定を見直し知的財産部門を強化する予定である。教員からの職務発明届があったとき、弁理士に出願可能性の調査は依頼しているが、将来的に新たな利益を生み出す可能性のある特許となるかの見極めがつかず、特に費用のかかる海外出願においては判断が難しいのが現状である。いずれにしろ本学では特許出願・取得実績そのものが少なく、知財処理の経験が少ないため、多くの課題がある	私
22	本学では知的財産の取り扱いについては事務処理が定まっていない点も多く、今後も多くの問題が発生すると思われる。今後とも、他大学の状況や調査の結果がわかりましたらお教えいただくと助かります。よろしく願っています	私
23	権利承継までの流れとして本学では提出された職務発明に第三者評価（先行調査、特許性、市場性等）、技術評価委員会、職務発明等委員会という3つの機関で承認をえなければならないこともあり、論文発表等の関係から至急出願をしなければならないケースに対応することが非常に難しい。権利の承継が後付けになるケースも多々ある。また、国際出願のケースが増加しているが、高額な出願費用の捻出が困難であることからJSTの支援依頼を行い、採択された案件のみ国際出願をおこなっている関係上、申請手続き等の手間、不採択案件のその後の取扱等、規則も含め整備しなければならない点が多くあり、今後要検討である	私
24	・ロイヤリティの継続的配分について：発明者の退職・転居・死亡、学生の卒業等によるロイヤリティ収入の送金等に関する事務処理の煩雑さが継続的に発生する	私
25	今現在の懸案事項を箇条書きにする。 <input type="checkbox"/> 発明等件数増加による事務処理の煩雑化 <input type="checkbox"/> 専門性の高さより発明等内容の理解が困難 <input type="checkbox"/> 発明等各案件によって権利化（特許等出願）するか判断が困難 <input type="checkbox"/> 外国出願をするか判断が困難 <input type="checkbox"/> 技術移転先のルート探索	私
26	本学では事例がないことから知財権に対する取り組みが遅れていますが、現在、考え方の整理や規程制定に向けて取り組みつつある状況です。従いまして、本調査にはお役に立たず大変申し訳ありませんが、今回の調査結果報告書を有効に活用させていただく予定です。よろしくご処理の程お願い申し上げます	私
27	現在、本学においては、知的財産を管理する専門部署の設置、専門人材の雇用および配置がなされておらず、リソースがその任務を担っている状況である。今後、更に教員の研究活動が活発化し、産学連携が推進され、知的財産の増加が見込まれることを考えると、大学としては、知的財産管理部署の設置、専門人材の配置を早急に整備するべきと思われる	私
28	学内の特許出願費用の財源問題 知財の経験ある人が少ないことから、学内発明発掘が円滑に進まないこと 知財関係の人が退職等のため、知財業務のノウハウが継承されないこと 共同出願相手との不実施補償の交渉	私
29	知財専門スタッフの確保	私
30	・学内の特定の教員に発明提出が著しく偏っている・教員の意識啓蒙がなかなか難渋している	私
31	海外からの留学生が発明者に含まれる場合、将来発生するライセンス収入の還元において、居所把握・送金手続きなどで困難が予想される。文科省、特許庁の見解、方策があれば知りたい	私
32	知的財産の管理体制が未整備なため、管理が十分にできず研究者任せになっている	私
33	本学では、知的財産の問題を処理しなければならないほど、特許などの件数が多いので、今のところ問題が発生するような事態は起こっていない。民間企業などとの共同出願においては、本学や本学の教員が不利な立場にならないよう必要に応じて事務側が入って慎重に契約内容を協議しているほか、弁理士に相談するようにしている。ただ、本学の教員は、知的財産に関する知識や認識があまりなく、「特許＝金儲け」という誤解している教員や特許を有効に利用することによって弱者救済になる面もあるということを判っておらず、学会発表など、従来の研究成果の公表発表方法を変えない教員も少なくない。今後は、教員に対する知的財産に関する教育・啓発がますます必要になってくるものと考えている	私
34	少し話題が反れるかも知れませんが、ご相談させていただきます。企業と「秘密保持契約書」を締結することが増加しつつあります。本学では通常の場合、契約者は理事長ですが、秘密保持契約に関しては、担当教員を契約者としています。これは大学という組織が企業と違い、トップの指示監督のもとに研究を行っているわけではないため、理事長＝大学全体として秘密保持を約束できないからです。いわば、各研究室が一つの企業であるという考え方です。ところが最近、特に大手の企業からは、安全性向上のために、契約者を一教員ではなく、大学（理事長）にして欲しい旨の要望があります。貴学ならびに他の大学様では、通常どのように対処されているのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです	私
35	知的財産に関しては、規程等整備をする必要性は認識している。検討課題の一つ。理系の学部を持たないため、発明は考えづらい	私
36	大学内に十分な経験の蓄積がない。担当者が異動したばかりで、専門知識を習得しながら、知的財産に係る規程、理念、体制の整備を進め、これらと並行して、受託、補助金申請業務、産学官連携業務を少人数でこなしているのが実情である。また、産学官連携や、知的財産管理は始まったばかりであり、これらに対する支出金額の対費用効果の説明に苦慮している	私

**【付帯意見】**

**【問1-a-7 原則として大学が権利を承継する：このうち( )%は発明者に返還している】**

※ (1)

No.	付帯意見	種別
1	100万円以下の収入の場合：収入額×100分の50、100万円を超えて500万円以下の収入の場合：収入額×100分の40+10万円、500万円を超える金額の場合：収入額×100分の30+60万円	国
2	県規則により、発明者からの請求により実施補償金を支払うこととなっている：権利の運用により、得た年間収入が30万円以下の場合30%、30万円を超え50万円以下の場合20%、50万円を超え100万円以下の場合10%、100万円を超える場合5%	公
3	補償金として1件につき2万円を発明者に返還している	私
4	本大学の施設設備を利用し行う研究等に基づき、教育職員が職務上行った発明等に対し、学園が知的財産権を受ける権利を継承した場合、1件につき¥5,000.-を「補償金」として支払う	私
5	現在具体例が無い為発明者への返還比率は不明です	私

**【問1-a-4 原則として大学が権利を承継する：発明者に返還する場合はほとんどない】**

※ (2)

No.	付帯意見	種別
1	発明審査委員会にて職務発明と認定されない場合には権利承継はしない。また、審査請求期限前に発明者の意向を優先しながら発明審査委員会にて審査請求しない事項が承認された際には、全権利を発明者へ返却する	私

**【問2-1-a 貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行いますか。：原則として( )日間】**

※ (3)

No.	付帯意見	種別
1	本学知的財産ポリシーによる	国
2	期間の規定はない	国

**【問2-2-a 貴大学が教員の発明の承継を決定した後、通常何日間で出願を行いますか。(上記の「問2.1」の期間は含まない)：原則として( )日間】**

※ (4)

No.	付帯意見	種別
1	新規性喪失に当たる公知の事実が発生する場合には事前承認手続きをし、発明委員会開催前での出願も可能	私

**【問2-3-b 発明を発明者に返還した場合、大学の権利について何か留保していますか。：していない】**

※ (5)

No.	付帯意見	種別
1	検討中	国

**【問3-1 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：無回答】**

※ (6)

No.	付帯意見	種別
1	実績なし	国
2	特に定めていない	公
3	該当なし	公
4	事例なし	公
5	該当なし	公
6	前例、規程なし	公
7	特定方法の規定がない	公
8	事例がほとんどなく、方法は特に定めていません	公
9	このような問題について話し合われたことはありませんのでわかりません。その都度話し合っ決めていくことだと思います	私
10	過去に事例が無い	私

No.	付帯意見	種別
11	共同発明者の所属によって発明者の特定基準が変わるということはありません。発明者とは、「発明の創作行為に現実に加担した者だけを指し、単なる補助者、助言者、資金の提供者、あるいは単に命令を下した者は、発明とはならない」（中山信弘『工業所有権法上特許法』59頁（弘文堂、第二版増補版、2000））と考えのもとに、本学では検討しております。共同研究者同士で確認をしていただき、組織として意見聴取し、発明者を決定しております	私
12	過去において事例が無い為、取り決めがありません	私
13	該当なし	私
14	具体的事例がないため記入できない	私
15	現在までそういう事例はない	私
16	特になし	私
17	規程等が整備されておらず、また、近年そのような事例もありません	私
18	具体例なし	私
19	実績無し	私
20	実例がありません	私
21	事例がないので検討中	私

【問3-1-2 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：企業等外部の民間機関/無回答】

※ (7)

No.	付帯意見	種別
1	該当がありません	国
2	規程等の決めは無く、また、過去に実施例もないため回答しかねます	公
3	出願例なし	私
4	過去の例では、企業に譲渡している	私
5	共同して発明した者	私
6	任用にあたって職務発明等について契約がなされている者	私

【問3-1-2 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。

：独立行政法人・他大学等の公的機関/無回答】

※ (8)

No.	付帯意見	種別
1	該当がありません	国
2	プロジェクト外のアイデアを出した者・実際に研究を行った者	国
3	事例なし	公
4	規程等の決めは無く、また、過去に実施例もないため回答しかねます	公
5	事例なし	私
6	共同して発明した者	私
7	任用にあたって職務発明等について契約がなされている者	私

【問3-1-3 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：学生/無回答】

※ (9)

No.	付帯意見	種別
1	事例なし	国
2	該当がありません	国
3	規程等の決めは無く、また、過去に実施例もないため回答しかねます	公
4	これまでのところ企業等との共同研究に学生が関わった事例はない	公
5	事例なし	私
6	事例無	私
7	出願例なし	私
8	共同して発明した者	私
9	任用にあたって職務発明等について契約がなされている者	私
10	事例がないので回答できない。ただ、問題になっているようなので、事例が出てくれば、指導教授との共同出願にするなどの方策を検討したい	私

【問3-1-4 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：学内教員/無回答】

※ (10)

No.	付帯意見	種別
1	該当がありません	国
2	規程等の決めは無く、また、過去に実施例もないため回答しかねます	公
3	事例なし	私
4	事例無	私

No.	付帯意見	種別
5	① 本学の専任であること ② 客員教員等であり、かつ職務発明等につき契約がなされている者	私

【問3-1-5 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者はどのように特定していますか。具体的に記載してください。：その他/無回答】

※(11)

No.	付帯意見	種別
1	なし	国
2	新しい着想を提供した者を発明者として特定する。新しい着想をその分野の研究者にとって容易に考え出せないような方法で具体化した者を共同発明者として特定する	国
3	共有の場合、共同出願等に関する契約を締結する	私
4	特になし	私
5	事例なし	私
6	実績なし	私
7	学内研究者に対しては、発明適格性について説明している	私

【問3-2-b 企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。：ない】

※(12)

No.	付帯意見	種別
1	出願前に産学連携コーディネーターが発明者と面談を持ち、発明者の認定・持分の決定を含め、出願全般についてアドバイスをしているので、特に問題となっていない	国
2	現在のところ特に問題は生じていないが、学生と言えども大学への譲渡証書を取る	私

【問3-2 企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。：無回答】

※(13)

No.	付帯意見	種別
1	具体的事例がないため記入できない	私

【問4-1 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：無回答】

※(14)

No.	付帯意見	種別
1	実績なし	国
2	該当がありません	国
3	特に定めていない	公
4	該当なし	公
5	事例なし	公
6	該当なし	公
7	前例、規程ありません	公
8	特定方法の規定がない	公
9	事例がほとんどなく、方法は特に定めていません	公
10	いままでこのような問題が生じたことはありませんが、その都度話し合っ決めていくことだと思います	私
11	過去に事例が無い	私
12	発明者の権利の持分割合は、当事者でしか分からない為発明に対しての寄与・貢献率を発明者それぞれから意見聴取する。発明者同士で検討すると、必ず力関係が働いてしまうため、知的財産管理課が間に入って調整するようにしている	私
13	特に定めはありません	私
14	過去において事例が無い為、取り決めがありません	私
15	該当なし	私
16	特になし	私
17	規程等が整備されておらず、また、近年そのような事例もありません	私
18	具体例なし	私
19	実績無し	私
20	実例がありません	私
21	事例がないので検討中	私

【問4-1-1 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：企業外部の民間機関/無回答】

※ (15)

No.	付帯意見	種別
1	本学の教員が30%であったが企業に譲渡した例がある	私
2	出願例なし	私

【問4-1-2 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。

：独立行政法人・他大学等の公的機関/無回答】

※ (16)

No.	付帯意見	種別
1	事例なし	公
2	事例なし	私

【問4-1-3 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：学生/無回答】

※ (17)

No.	付帯意見	種別
1	事例なし	国
2	職務発明として取り扱う場合、年度ごとに発生した粗利益の3割を交付する	私
3	事例なし	私
4	事例無	私
5	出願例なし	私
6	過去に前例がない	私
7	事例がないので回答できない	私

【問4-1-4 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：学内教員/無回答】

※ (18)

No.	付帯意見	種別
1	職務発明として取り扱う場合、年度ごとに発生した粗利益の3割を交付する	私
2	事例なし	私
3	事例無	私

【問4-1-5 発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。：その他/無回答】

※ (19)

No.	付帯意見	種別
1	なし	国
2	特になし	私
3	事例なし	私
4	実績なし	私
5	現在、そのような事例はない	私

【問4-2-b 発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。：ない】

※ (20)

No.	付帯意見	種別
1	発明評価、特許出願打合せなどの際、適宜産学連携コーディネーターが発明者からの相談を受け、発明者の認定・持分の決定方法を含め、出願全般についてアドバイスをしているので、特に問題となっていない	国

【問4-2 発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。：無回答】

※ (21)

No.	付帯意見	種別
1	具体的事例がないため記入できない	私

## 2. 調査票

平成 17 年 11 月

### 大学と企業との共同研究における発明者の特定と特許出願の際の 持分の認定に係る実態と問題点に関する実証的研究のご協力をお願い

今日、日本の大学の保有する優れた知的財産を活用した技術革新がこれまで以上に注目を浴び、社会的に益々重要性を増しています。大学自体も、また、平成 16 年度の国立大学法人化等、内部の環境が劇的に変化しつつあり、社会貢献や外部資金獲得などの目的で積極的に産業界と接触を持ち始めています。こうした中、企業等と大学との共同研究による知的財産権の発生は急増し、企業の思惑や大学の契約締結の経験の少なさ、現場の教員の権利意識の希薄さなど、様々な要因によって発明者の特定や特許出願の際の持分の認定があいまいな形で処理される場合も多く、後になって問題を生じるケースも出てきています。

このたび、全国の大学に対して、このような知的財産の処理状況の実態調査を実施し、具体的に行われている発明者の特定や特許出願の際の持分の認定などに関わる問題点等を抽出していくことによって、発明等の知的財産が発生した場合のスムーズな発明者の特定方法や知的財産権の持分割合の決定方法等について検討してまいりたいと考えております。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロード可 <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html>）にお答えいただき、E-mail または FAX で 12 月 15 日（木） までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)
- ・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461

なお、本調査研究は、2005 年度筑波大学システム情報工学研究科教育研究費重点配分プロジェクトとして実施するものです。

この調査票は全国の国公立大学にお送りしています。調査結果についてはすべて統計的に処理し、大学名や個人名、団体名等を公表することはありませんので、ご了解下さいますようお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター  
教授 菊 本 虔  
講師 新 谷 由紀子

\* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷 由紀子

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)

< 調 査 票 >

以下の回答につきましては、該当する記号に○印を付し（または非該当の回答を消し）、また、空欄に具体的にご記入ください。

【発明の取扱い一般について】

問 1 貴大学では教員の職務発明の権利の帰属先は原則として次のうちのどれですか。

a. 原則として大学が権利を承継する

ア. このうち（ ）%は発明者に返還している  
\*返還する場合の理由（具体的に）：  
イ. 発明者に返還する場合はほとんどない

b. 通常大学が権利を承継することはない

ア. 場合により（ ）%程度大学が承継する場合がある  
\*承継する場合の理由（具体的に）：  
イ. 大学が承継する場合はほとんどない

c. その他（具体的に： ）

問 2 「問1」で「a. 原則として大学が権利を承継する」に○印を付けた方におたずねします。

2.1 貴大学では教員から発明の届出があったときには、通常何日間で大学の承継判定を行っていますか。

a. 原則として（ ）日間

b. 発明はほとんど大学が承継するので、通常承継判定はしていない

c. その他（ ）





4	学内の教員	
5	その他（具体的に）：	

3.2	企業等から研究の資金提供を受けている等の遠慮などから、単に資金提供だけをしている者やデータ整理等を手伝ったのみの関係者等、実際には全く発明に関わっていない企業等の者を、発明者として申告するなどの問題を生じたことはありませんか。学生の発明については教員が自動的に共同発明者になるなどして問題になったことはありませんか。また、その場合の処理はどのようにされましたか。
-----	---

a. ある

生じた問題の具体的内容	処理方法

b. ない

**【共同研究等における発明者の持分の割合について】**

問4	企業等や学生、複数の教員等によって生じた共同発明における発明者の持分割合の決定に関しておたずねします。
----	---

4.1	発明が、貴大学の教員と他の企業等や学生等との共同発明であった場合、発明者の持分の割合はどのように決定していますか。具体的に記載してください。
-----	--

	共同発明者	持分割合の決定方法
1	企業等外部の民間機関	
2	他大学・独立行政法人等の公的機関	
3	学生	
4	学内の教員	
5	その他（具体的に）：	

4.2 発明の持分割合を決定するにあたって、何か問題を生じたことはありますか。

a. ある

生じた問題の具体的内容	処理方法

b. ない

問5	その他、知的財産の処理上お困りの点やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。
----	---

※いただいたご回答について問い合わせをさせていただく場合もありますので、本調査票をご記入いただいた方のご氏名等のご記入をお願いいたします。なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学名	ご所属	ご氏名
Tel	Fax	e-mail

☆ 本調査結果報告書の送付を・・・ 希望する ・ 希望しない

ご協力ありがとうございました。

2006年5月

新谷 由紀子

菊本 虔

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学産学リエゾン共同研究センター

E-mail: [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)